

# R5 学校危機管理マニュアル



## 亘理町立荒浜中学校

電 話 0223-35-2425

学校携帯電話 080-1690-7816

F A X 0223-33-2053

E - m a i l [arahama-j@watari-edu.jp](mailto:arahama-j@watari-edu.jp)

## I 章 備える 【計画と体制】

- I-1 防災教育全体計画
  - (1) 防災教育全体計画
  - (2) 防災計画
- I-2 防災教育年間指導計画, 各種訓練
  - (1) 安全学習・安全訓練(災害安全・生活安全)実施計画
  - (2) 防災教育年間指導計画
- I-3 教職員の動員体制
  - (1) 教職員災害初動マニュアル
  - (2) 非常配備体制
- I-4 荒浜中学校災害対策本部組織と業務内容
  - (1) 災害発生時の教師の対応
  - (2) 災害時における防災組織
  - (3) 学校災害対策本部組織 各班の業務内容
- I-5 各組織との情報連絡体制, 及び学校の対応
  - (1) 警報, および注意報の場合
  - (2) 特別警報の場合
  - (3) 注意報, 警報, 特別警報それぞれの対応一覧表
- I-6 災害発生時の下校指導及び保護者引き渡し計画
  - (1) 災害発生時の下校指導
  - (2) 保護者引き渡し
  - (3) 災害時引き渡しカード(兼 個人避難マニュアル票)

## II 章 対応する① 【地震・津波編】

- II-1 津波被害が想定される場合の対応と避難誘導
  - (1) 津波対応マニュアル早見表
  - (2) 在校時の発生
    - ① 津波発生時の学校の対応
    - ② 亘理小学校への避難経路図と教職員の配置
    - ③ 垂直避難経路図
  - (3) 在校時以外の発生(登下校時, 校外学習時, 在宅時)
    - ① 津波発生時の学校の対応
    - ② 亘理小学校への避難経路図と教職員の配置
- II-2 地震発生時の対応と誘導避難(津波被害が想定されない場合)
  - (1) 地震対応マニュアル早見表
  - (2) 地震発生時の対応
    - ① 登下校中
    - ② 授業中(普通教室)

- ③ 授業中（特別教室）
- ④ 授業中（体育館）
- ⑤ 授業中（校舎外）
- ⑥ 休憩中，清掃中，および部活動中

## III章 対応する② 【その他の災害編】

- III-1 火災発生時の対応
  - (1) 消防計画
  - (2) 予防管理組織
  - (3) 自衛消防隊編制表
  - (4) 火災発生時の教師の対応
  - (5) 避難経路と避難隊形図
  - (6) 火災発生時の対応
    - ① 授業中（普通教室・特別教室）
    - ② 授業（体育館）
    - ③ 授業中（校舎外）
    - ④ 休憩中，清掃中，および部活動中
  - (7) 防火シャッター・火災報知器の取り扱いと復元
- III-2 風水害（雷，暴風，大雨，洪水，高潮，大雪 各警報）発生時の対応
  - (1) 亘理町の洪水・土砂災害防災マップ
  - (2) 防災体制，及び役割分担
- III-3 竜巻発生時の対応
  - (1) 防災体制，及び役割分担
- III-4 弾道ミサイルの落下が想定される場合の対応と避難誘導
  - (1) 在校時の発生
    - ① 基本編成図①
    - ② 各班の業務内容
    - ③ 避難計画
  - (2) 中総体や修学旅行など，校外活動時の発生
- III-5 各種災害別 非常配備体制簡易マニュアル

## IV章 対応する③ 【災害以外の危機管理編】

- IV-1 事故等発生時の対応の基本・・・別紙〔教育計画〕に記載
- IV-2 様々な事故（頭頸部外傷，熱中症，食物アレルギー）への対応・・・別紙記載
- IV-3 不審者侵入時の対応と避難誘導
  - (1) 不審者侵入対策規定
  - (2) 不審者侵入時の緊急対応
- IV-4 登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応
- IV-5 交通事故への対応・・・別紙記載

## V章 回復する 【避難所運営計画】

- V-1 避難所運営計画
  - (1) 避難所開設・運営の手順
  - (2) 避難所施設利用計画
  - (3) 備蓄品目・数量と保管場所一覧

## VI章 資料編

- VI-1 被災状況調査
- VI-2 地震・津波対応マニュアル【生徒用】【保護者用】【教職員用】
- VI-3 地区生徒数名簿及び引き渡しカード・・・別紙保管（亶理小・逢隈小・亶理中にも保管依頼）
- VI-4 引き渡しカード・・・別紙保管（職員室非常持出品内，中央階段屋上入口）
- VI-5 安否確認情報メール・・・Google ドライブ職員共有→防災関係 内に Google フォームあり  
メール配信に URL を添付して入力フォームを配付
- VI-6 心肺蘇生法，及びAED操作手順・・・別紙保管
- VI-7 防災FAX・防災無線の取り扱い方法，及び連絡先一覧表・・・別紙保管（無線に添付）

# 1-1 防災教育全体計画

## (1) 防災教育全体計画

### 防災教育全体計画

互理町立荒浜中学校



## (2) 防災計画

### 第一章 総則

#### (目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、亘理町立荒浜中学校における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災・震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

#### (消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、亘理町立荒浜中学校に勤務する者、並びに荒浜中学校に関係する全ての者に適用する。

#### (防火管理者の権限並びに業務)

第3条 亘理町立荒浜中学校防火管理者は教頭とし、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火・通報及び避難誘導の訓練の実施
- (3) 建物・火気使用設備器具・危険物設備の検査の実施及び監督
- (4) 消防用設備等の点検・整備の実施及び監督
- (5) 火気使用または取り扱いに関する指導監督
- (6) 管理権限者(校長)に対する助言及び報告
- (7) その他、防火管理上必要な業務

#### (消防機関への連絡・報告)

第4条 防火管理者は、次の業務について消防機関への報告・届出及び連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の提出(変更の都度)
- (2) 建物及び諸設備の設置または変更の事前連絡、並びに法令に基づく諸手続
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
- (5) その他法令に基づく報告、及び防火管理上必要な事項

### 第二章 予防管理対策

#### (予防管理組織等)

第5条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者の下に火元責任者を定め、その編成及び主たる任務は、【別表1】に定める通りとする。

#### (火災予防上の遵守事項)

第6条 火災予防のため、全ての者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、使用する前後には必ず点検し、安全を確認する。
- (2) 火気使用設備器具の周辺は、常に整理整頓しておく。
- (3) 廊下・階段・通路・出入口等その他避難のために使用する設備には、避難の妨害となるものを設けたり、物品を置いたりしない。また、避難口の戸は、容易に解錠し、解放できるようにしておく。
- (4) 建物内で工事を行うときは、火気管理について防火管理者の指示を受けて行う。

(建物等の自主検査)

第7条 防火管理者及び各火元責任者は、建物・火気使用設備器具・危険物施設等について検査を実施するものとする。

(消防用設備等の検査)

第8条 防火管理者は、建物内に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するために、点検を行うものとする。

(点検検査結果の記録と報告)

第9条 防火管理者は、点検検査の結果を台帳に記録保存すると共に、消防用設備等の点検結果については、3年に1回互理消防署長に報告しなければならない。

(不備欠陥等の整備)

第10条 防火管理者は、建物等及び消防用設備等に不備欠陥等があるときは、改修について校長に報告し、その改修促進を図るものとする。

### 第三章 自衛消防活動対策

(組織の編成と任務)

第11条 互理町立荒浜中学校の自衛消防組織として、校長を隊長とする自衛消防を組織する。なお、自衛消防隊の編成及び任務は【別表2】の通りとする。

(避難経路図)

第12条 自衛消防隊長は、消防器具等の配置図及び避難経路図【別紙1】を作成し、勤務者及び全生徒に周知しなければならない。

### 第四章 耐震対策

(震災予防措置)

第13条 地震時の災害の発生を予防するため、第二章に定めることのほか、次のことを行う。

- (1) 建物及び付随設備等の倒壊、転倒、落下の有無などの点検
- (2) 火気使用設備・器具等の転倒、落下防止及び燃料の自動停止装置等についての作動状況の点検
- (3) 危険物等の転倒、落下の有無などの点検

(震災に備えての準備物)

第14条 震災に備えて、次の品目を常に持ち出せるように準備しておくものとする。

- (1) 救急医薬品
- (2) 懐中電灯
- (3) ラジオ
- (4) 非常持出品

(地震時の活動)

第15条 地震時の活動は、第四章に定めることのほか、次によるものとする。

- (1) 火元責任者は、各種器具からの出火防止措置を講ずる。
- (2) 火災が発生したときは、人命の安全確保を最優先し、消火に当たる。
- (3) 防火管理者は、被害の状況を把握し、必要な指示をし、混乱防止の措置をとる。
- (4) 防災機関からの避難命令または防火管理者の判断で、指定避難場所等に避難誘導する。

## 第五章防災教育及び訓練

### (防災教育)

第16条 防災管理者は、次の防災教育を行う。

- (1) 校内全員に対する防災教育は、年2回以上実施するものとする。

第17条 防災教育の内容は、次のものとする。

- (1) 消防計画の周知徹底
- (2) 火災予防上の遵守事項について
- (3) 防火管理上の各係の任務及び責任について
- (4) 震災対策について

### (訓練)

第18条 防火管理者は、次の事項により訓練を行うものとする。

- (1) 通報・消火・避難誘導を連携して行う「総合訓練」を、6月11月の年2回行う。
- (2) 通報、消火、避難訓練について行う「部分訓練」は、随時行う。

### (訓練の実施報告)

第19条 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は、「避難訓練実施計画・報告書」により、互理消防署長に報告する。

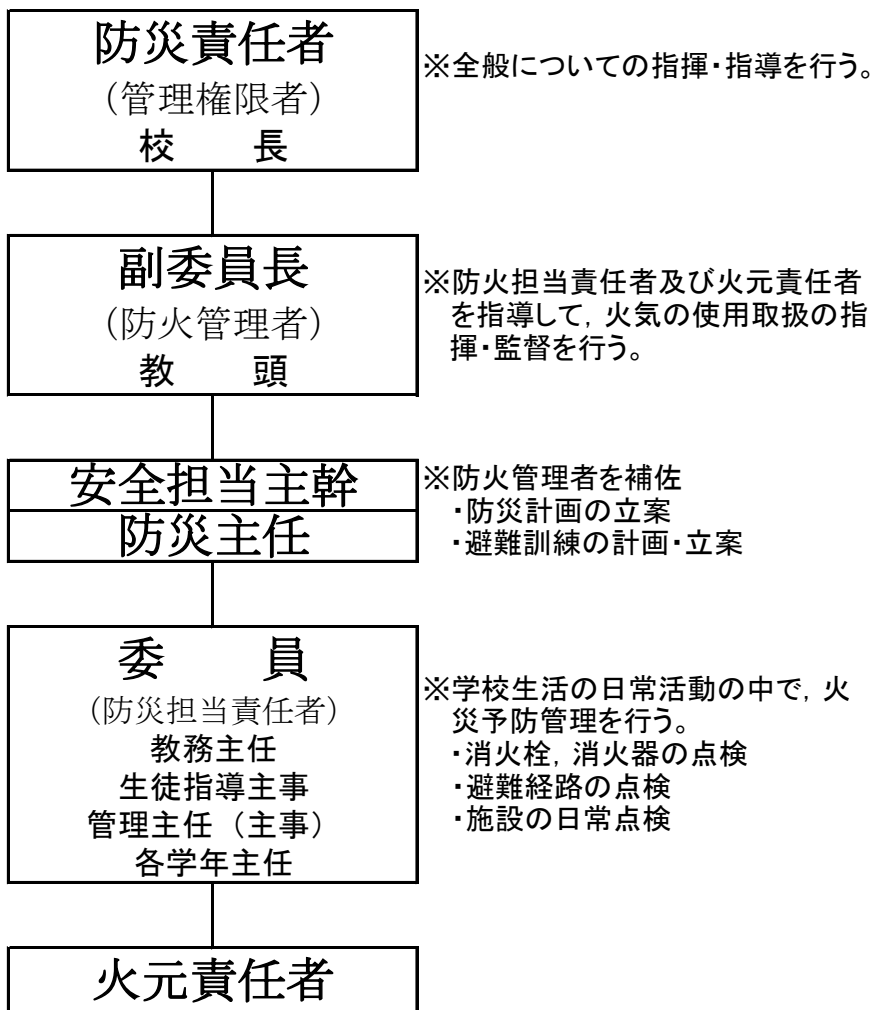
附則 この防災計画は、平成26年8月5日から施行する。



# 予防管理組織

## 防 災 組 織

### 《日常における防火管理組織及び任務》



1 階	
E V (ホール含む)	教頭
ピロティ	体育科主任
ピロティ倉庫	体育科主任
トイレ	保健主事

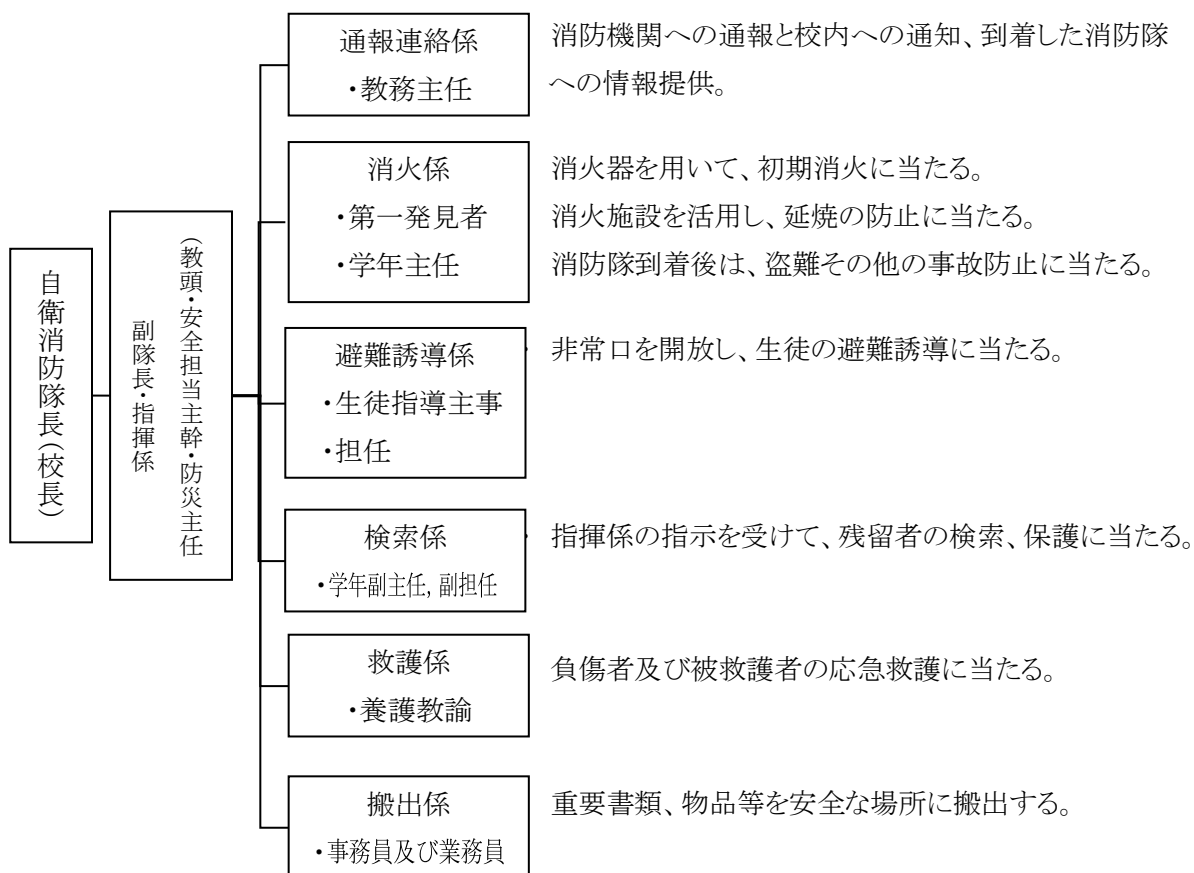
2 階	
職員室	教頭
校長室	教頭
給湯室	業務員
印刷室	業務員
放送室	情報推進リーダー
相談室	養護教諭
保健室	養護教諭
図書室	図書主任
P C 室	情報推進リーダー
会議室	教頭
配膳室	業務員
技術室	技術科主任
音楽室	音楽科主任
体育館	体育科主任
トイレ	保健主事

3 階	
1 年 1 組	1 年 1 組担任
2 年 2 組	2 年 2 組担任
3 年 1 組	3 年 1 組担任
くろまつ教室	くろまつ担任
はまかぜ教室	はまかぜ担任
生徒会室	特別活動主任
多目的教室	教務主任
家庭科室	家庭科主任
理科室	理科主任
美術室	美術科主任
トイレ	保健主事

## 別表2

## 自衛消防隊編成表

災害発生時における防災組織及び任務



非常時の教師の心構え		
1	人命の安全確保	自他の安全を確認した上で、任務に当たる。
2	生徒の把握	生徒を教師の指揮下に置き、生徒を完全に掌握する。
3	指揮命令の遵守	勝手な判断は慎み、指揮命令に従って行動する。
4	的確な判断	被害状況、経路の安全、負傷者の有無を確かめる。
5	簡単明瞭な指示と報告	毅然たる態度で簡単明瞭に指示する。報告も簡単明瞭に。
6	正確な情報収集	冷静に受け止め、正確な情報をつかむ。

## 1-2 防災教育年間指導計画，各種訓練

### (1) 安全学習・安全訓練（災害安全・生活安全）実施計画

#### 1. 目的

- (1) 生活安全や災害安全に関する様々な状況下で生徒が安全かつ冷静に避難する力を身に付けさせる。
- (2) 年間を通して，計画的・継続的に安全学習に取り組むことで，生徒及び教職員の知識・技能の向上や意識の高揚を図る。
- (3) 教職員が危機管理マニュアルの内容や役割分担を理解し，生徒の命を守る行動が適切に取れるようにする。
- (4) 保護者や地域と連携しながら，生徒の命を守る体制を整える。

#### 2. 実施時期，及び実施時数

※ 内容の詳細は，各訓練実施計画を参照

※ 実施時数は，総合的な学習の時間で，合計16時間実施

月	防災学習	校内	校外	保護者
4	荒中安全の日(毎月11日Cタイムで実施)	津波避難(垂直)		
5	防災実技研修会(2年) (兼 職員救命救急講習)	不審者侵入	地区名簿依頼 (巨小・逢小・巨中)	
6			下校時津波避難(水平)	安否確認メール
7	防災実技研修会(1・3年)			
8				
9	地域安全マップ作成		町総合防災訓練	町総合防災訓練
10		引き渡し訓練 火災訓練		引き渡し訓練
11		緊急集団下校		
12		津波ショート(垂直)		
1		Jアラートショート		
2				
3	▼			
時数	朝モジュール【総合5時間】 実技研修【総合2時間】 地域安全マップ【総合3時間】	火災訓練【総合1時間】 不審者侵入【総合1時間】	町防災訓練【総合4時間】	

(2) 防災教育年間指導計画

R5 防災教育年間指導計画【総合：16時間】

月	訓練			1 学年			2 学年			3 学年		
	他	他	他	他	モ	他	他	モ	モ	他	モ	他
4	津波避難訓練 (垂直)			・通学路調査と個人マニュアル配付・作成 ・避難経路、「地震・津波対応マニュアル」の確認 ・防災学習オリエンテーション (防災設備、備蓄倉庫の確認等)	・通学路調査と個人マニュアル配付・作成 ・避難経路、「地震・津波対応マニュアル」の確認 ・「住みよい社会に」	・通学路調査と個人マニュアル配付・作成 ・避難経路、「地震・津波対応マニュアル」の確認 ・防災学習オリエンテーション (校舎の防災設備、備蓄倉庫を1年生に説明)	モ	モ	モ	モ	モ	モ
5	不審者侵入訓練 防災実技研修会 (2年) (兼 職員救命救急講習)	総保/総		・不審者侵入時の対応	・不審者侵入時の対応 ・命をつなぐAEDの設置場所 (副読本) ・環境と健康 (熱中症) ・傷害時の応急手当及び心肺蘇生	・不審者侵入時の対応	モ	モ	モ	モ	モ	モ
6	下校時津波避難 (水平) 安否確認メール訓練	他		・「津波災害を学ぶ」(副読本・スライド) ・水平避難経路の確認 (登下校時の避難経路) ・「山に来る資格がない」	・「津波災害を学ぶ」(副読本・スライド) ・水平避難経路の確認 (登下校時の避難経路)	・「津波災害を学ぶ」(副読本・スライド) ・水平避難経路の確認 (登下校時の避難経路) ・「一冊の漫画雑誌」	モ	モ	モ	モ	モ	モ
7	防災実技研修会 (1・3年)	総		・「地域の一人員として」(副読本・スライド) ・着衣水泳 ・「もしもあのと きにもどれるのならば」	・「地域の一人員として」(副読本・スライド) ・着衣水泳	・「地域の一人員として」(副読本・スライド) ・着衣水泳	モ	モ	モ	モ	モ	モ
8												
9	町総合防災訓練 地域安全マップ作成	総		・「大雨・突風などによる災害を学ぶ」「大雨・突風などによる災害への備え」(副読本・スライド)	・「大雨・突風などによる災害を学ぶ」「大雨・突風などによる災害への備え」(副読本・スライド) ・「田老の生徒が伝えたもの」	・「大雨・突風などによる災害を学ぶ」「大雨・突風などによる災害への備え」(副読本・スライド)	モ	モ	モ	モ	モ	モ
10	引き渡し訓練 火災訓練	他		・火災発生時の対応について・防火シャッターの仕組み ・「災害時の情報の収集と活用」(副読本・スライド)	・「震災の中で」 ・火災発生時の対応について ・「災害時の情報の収集と活用」(副読本・スライド)	・火災発生時の対応について ・「災害時の情報の収集と活用」(副読本・スライド)	総	総	総	総	総	総
11	緊急集団下校訓練	他		・避難行動要援助者と共に (スライド)	・避難所でのボランティア活動を考えよう (スライド) ・日本の気象 ・自然災害による危険・傷害の防止 ・「お弁当のことで文句を言われた場面をやってみよう」	・被災地でのボランティア活動を考えよう (スライド)	モ	モ	モ	モ	モ	モ
12	津波ショート訓練 (垂直)	他		・冬の生活安全について (スライド) ・「思いやりの日々」	・冬の生活安全について (スライド)	・冬の生活安全について (スライド) ・「伝えたいことがある」	モ	モ	モ	モ	モ	モ
1	Jアラートショート訓練	他		・竜巻、弾道ミサイル、火山災害について (副読本・スライド) ・「火の鳥」	・竜巻、弾道ミサイル、火山災害について (副読本・スライド)	・竜巻、弾道ミサイル、火山災害について (副読本・スライド) ・自然と人間	モ	モ	モ	モ	モ	モ
2				・「地震災害を学ぶ」(副読本・スライド) ・火山と地震 ・世界から見た日本の自然環境	・「心の健康を保つために」(副読本・スライド) ・「奇跡の一週間」	・「私たちにできる心のケア」(副読本・スライド)	モ	モ	モ	モ	モ	モ
3	東日本大震災追悼集会	モ		・「東日本大震災を忘れない」(副読本) ・「桜に集う人の思い」 ・「地震災害への備え」(副読本・スライド)	・「東日本大震災を忘れない」(副読本)	・「東日本大震災を忘れない」(副読本)	他	他	他	他	他	他

モ：荒中安全の日(CTタイム)に実施【総合5時間】 総：総合的な学習の時間(健康安全・体育的行事を含む) 他：生徒会行事、掃りの会、給食、清掃、部活動中、放課後

# 1-3 教職員の動員体制

## (1) 教職員災害初動マニュアル

### 教職員災害初動マニュアル

休日や夜間等勤務時間外において、次の場合、全教職員は直ちに勤務指令を待たず、速やかに勤務校に参集する。

- ① テレビ、ラジオ等により配属に相当する災害(大雨、洪水、高潮等)が発生したことを知ったとき。
- ② 震度5強以上の地震が発生したとき。
- ③ その他周囲の被害状況等により、配属が必要であると判断したとき。

初動体制については本マニュアルを基本としますが、発生した災害の状況に応じ、最終的には各学校長の判断により、対応願います。

令和4年8月～

亶理町教育委員会・亶理町立荒浜中学校

### ※留意点

- 児童福祉施設が隣接している学校においては、可能な範囲で事前協議をするなど連携をはかり、児童生徒の安全確保に努める。
- (例) 保育所と学校にそれぞれ兄弟姉妹が在籍する場合、児童生徒の登降時刻を遅らせるなどの措置を講じたとしても、保護者が一緒に送って来ることで予想されるケースの対応について、(例) 避難のいともまがな緊急時は、児童福祉施設におきかえ児童生徒を受け入れ等の対応も可能である。福祉担当者に確認済み
- 地震・津波に関しては、沿岸部の学校と内陸部の学校とでは画一的な対応ができない場合がある。
- (例) 参集の必要がある場合でも沿岸部の学校にあっては、津波注意警報以上が発せられている間、学校を含め避難区域には立ち入らな
- このような場合は、津波注意警報が解除となるまで、連絡のとれる状況で、避難所となる学校(亶理小または連綿小)にて待機(運営支援)するものとする。
- (町内全小中学校の共通認識が必要!!)
- 避難所で発生した津波(例、チリ地震による津波)の対応について、津波到達までに時間的余裕がなくなることを想定される。また、津波の規模が変わり(注意警報)から(警報)に、あるいは「警報」から「注意警報」にもなり替わることもあり得る。気象庁やVUIの太平洋津波警報センターから発表される情報に注意するとともに、状況に応じ避難区域に対応する必要がある。

### V 防災関係機関等

連絡先	電話番号	備考
亶理町役場	34-1111	
亶理町教育委員会	34-0500	
亶理町中央公民館	34-3111	災害優先電話
亶理警察署	34-2111	
亶理消防署	34-1155	
JR 亶理駅	34-1315	一般には非公開
NNT 亶理日本橋	113	
東北電力エネルギーセンター	0120-175-0066	フリーダイヤル

### VI 参考事項

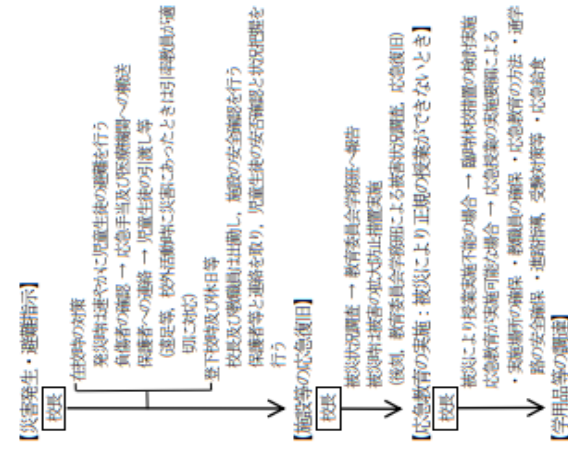
- 避難指示・災害の危険が目前に迫り、緊急に避難が必要となる時は発令される。
- 津波注意警報・予想される津波の高さが、海面から0.2m以上、1m以下。

### II 教職員の参集

休日や夜間等勤務時間外における参集については、次の点に十分注意する。

- ① 教職員は、災害の発生する恐れのあるときは、ラジオ、テレビの視聴、所属の連絡責任者や教育委員会へ電話照会その他自ら工夫して、災害の状況を把握するよう努めなければならない。
- ② 教職員は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れが高いときは、配属指令がない場合であっても、状況によっては校長等と連絡を取って、家族の安全確保を確認した上、自らの判断で速やかに勤務校に参集する。
- ③ 家族の被災等により、勤務校まで行けないときは、速やかに校長等に報告し、指示を受ける。
- ④ 参集途上では、極力通字路を通り、現地の情報収集に努め、参集後、校長等に報告する。
- ⑤ 参集後に住居等から救助の要請を受けたときは、消防機関や警察署へ通報するとともに、人命救助等適切な措置を講じてから参集する。
- ⑥ 教職員が参集するときは、災害の状況に応じて1日分くらい食料、飲料水等を持参する。

### IV 応急教育活動フロー



### III 避難所指定施設一覧

施設名	対象災害名	
	電話番号	地震 津波
亶理小学校	34-1311	○
亶理中学校	34-1400	○
荒浜小学校	33-2570	○
荒浜中学校	35-2125	○
古田小学校	34-1817	○
古田中学校	36-2022	○
長瀬小学校	36-2023	○
連綿小学校	34-1553	○
連綿中学校	34-1557	○
高野小学校	34-1756	○
中央公民館	34-3111	○
佐藤記念体育館	34-4251	○
武道館	34-4251	○
荒浜体育館	35-2812	○
新芳青が丘ホーム	35-3115	○
B&G海幸センター	34-6608	○
働く婦人の家	34-5489	○
農村計画活動センター	-	○
農村民俗館	36-3114	○
古田体育館	34-6700	○
図書館	34-6701	○

【備考】：津波の心配のない場合や円型型地蔵、大仏火災の場合に避難所として使用します。

### I 非常配備体制の基準・内容等

区分	配備時期	配備体制	配備内容
警戒本部 (1号配備)	①県内に津波注意警報が発せられたとき。	校長、教頭	①学校施設等の被災調査
	②町域で震度4の地震が観測されたとき。	主幹教諭、教務主任、防災主任	②通字路等の状況調査、情報収集
	③その他特に学務課長が必要と認めるとき。	校長、教頭	③児童生徒の安全確認等実施の検討
特別警戒本部 (2号配備)	①町域で震度5弱の地震が観測されたとき。	校長、教頭、主幹教諭、教務主任、防災主任	①学校施設等の被災調査
	②台風や集中豪雨による大雨、洪水、高潮等の警報が発せられ、広範囲、大規模な災害発生が予想されること。	校長、教頭、主幹教諭、教務主任、防災主任	②通字路等の状況調査、情報収集
	③その他特に学務課長が必要と認めるとき。	校長、教頭、主幹教諭、教務主任、防災主任	③児童生徒の居宅の安全確認

### (注意事項)

- 【津波】
- ※津波注意警報以上が発せられた場合、荒浜中学校には向かわず、亶理小または連綿小に参集する。
- 解除されるまで、避難所となる学校で避難所運営支援を行う。
- 【風水害】
- ※荒浜地区指定避難所である亶理中に参集する。

(2) 非常配備体制 (令和5年)

区分	配備体制		非常持ち出し品
警戒本部 (1号配備)	巨理小	校長, 主幹教諭, 防災主任	<b>緊急持ち出し品</b> 生徒名簿, 個人防災マニュアル, 荒浜中避難者名簿, 災害用無線(巨理小), 学校携帯(逢隈小), ラジオ, ベスト, トランシーバー
	逢隈小	教頭, 教務主任	
特別警戒本部 (2号配備)	巨理小	校長, 主幹教諭, 防災主任	
	逢隈小	教頭, 教務主任	
災害対策本部 (3号配備)	巨理小	校長, 主幹教諭, 防災主任, 生徒指導主事, 養護教諭, 佐裕, 業務員, 支援員, SC	<b>緊急持ち出し品</b> + 持ち出し可能な範囲で (ペン, マジック, バインダー, 軍手, タブレット等)
	逢隈小	教頭, 教務主任, 佐理, 永野, 郷右近, 中澤, 事務	
	巨理中	黒木	
	吉田小	巨小担当から1名行く(防災主任)	

- ※ 教職員は, 自身の非常持ち出し品を持参の上参集し, 校長の指示のもと, 避難所の運営支援や各担当地区を中心とした生徒の安否確認を行う。  
 ※ 切迫している状況下では非常持ち出し品を持たず, 命を最優先にする。  
 (巨理小・逢隈小・巨理中には, 地区生徒名簿の保管を依頼してある。)

**R5 地区生徒数及び担当教師 (R5.4.20現在 在籍63名)**

避難所	行政区	担当	1年	2年	3年	合計	合計
逢隈小	本郷	菅原	1	4	4	9	26
	あぶくま	永野	0	2	1	3	
	箱根田西	佐理	2	4	3	9	
	藤	中澤	0	0	1	1	
	中泉	郷右近	1	1	1	3	
	牛袋		1	0	0	1	
巨理小	箱根田東	川原	5	5	6	16	23
	港町	堀江	0	2	2	4	
	鳥屋崎	永沼	1	0	1	2	
	高屋	中澤	1	0	0	1	

避難所	行政区	担当	1年	2年	3年	合計	合計
巨理中	北城東	佐裕 岡崎	0	0	3	3	8
巨理小	駅前西		0	1	0	1	
中央公民館	下茨田中		1	0	1	2	
佐藤記念 体育館	下茨田北		0	0	1	1	
武道館	下茨田南		1	0	0	1	
巨理中	新丁	黒木	0	0	2	2	3
	長瀬浜		0	0	1	1	
吉田小	浜吉田西	黒木	0	0	1	1	3
	北長瀬		1	1	0	2	

**1年15名**

**2年20名**

**3年28名**

## Ⅰ－４ 荒浜中学校災害対策本部組織と業務内容

### (1) 災害発生時の教師の対応

#### (1) 生徒の在校時に非常災害の発生した場合

- ア 異常を発見した者は、直ちに職員室に通報する。
- イ 職員室で通報を受けた者は、直ちに警報を鳴らし、緊急放送を通じて、異常の概要を全職員及び全生徒に知らせるとともに、火災の場合は必ず 119 番へ通報する。
- ウ 緊急放送を受けた教職員は、直ちに指導下にある生徒を把握して事態に対処するとともに、校長の指示を待つ。  
非常事態が休み時間等に発生した場合は、学級担任が直ちに教室に赴き、生徒の指導及び指揮に当たる。  
火災発生が報じられた場合は、空き時間の教職員（休み時間の場合は担任外）は、直ちに消火器を持って火災現場に赴き、初期消火に当たる。
- エ 各階責任者は相互の連絡を図りながら、定められた区域の避難・初期消火の指揮をとるとともに必要な情報を校長に提供する。
- オ 校長は生徒の避難、消火等に対し全体的な判断を下し各階の責任者に指示するとともに、状況に応じて重要書類を搬出するように命じる。
- カ 教頭、防火係、事務職員は職員室に結集し、校長の判断を助け、その命により連絡及び書類等を搬出に当たる。
- キ 校長・教頭ともに不在の時は、主幹教諭及び教務主任が全体指揮に当たる。
- ク 校長は電話により速やかに事故の状況を町教育委員会へ通報するとともに、後日文書をもって報告する。

#### (2) 夜間・休日等に非常災害の発生した場合

- ア 発見者は直ちに 119 番に通報するとともに、校内にある者に初期消火を呼び掛ける。なお、校長、教頭にも連絡し、指示を受ける。
- イ 校長は状況に応じ職員連絡網により全職員の招集を命じる。連絡網は別に定める。
- ウ 連絡に当たる者以外は初期消火に当たる。
- エ その他、重要書類の搬出等、臨機の処置をとる。**(火災の場合は屋外へ)**教育委員会への連絡等は生徒在校時に準ずる。

#### (3) 生徒の避難誘導

- ア 警報が鳴り、異常が報じられた場合は、教職員はまず生徒を完全に掌握し指揮に従って敏速、沈着かつ静粛に行動するよう指導する。
- イ 教職員は生徒の安全確保のために全力を尽くさなければならない。避難の必要性を感じたり、退避を命じられた場合は、生徒を安全な場所へ誘導する。避難経路は別に定めるが、状況に応じて適宜変更する。
- ウ 避難誘導に当たっては、常に人員を確認して残留生徒がないことを確かめ、次の事項についての指導を徹底する。
  - ① 窓際の生徒は窓を閉める。
  - ② 煙の中を通らなければならない時は、口・鼻をハンカチ等でおおい、身体をできるだけ低くして走り抜ける。
  - ③ 万一衣服に着火したときは、慌てずに脱ぐ。

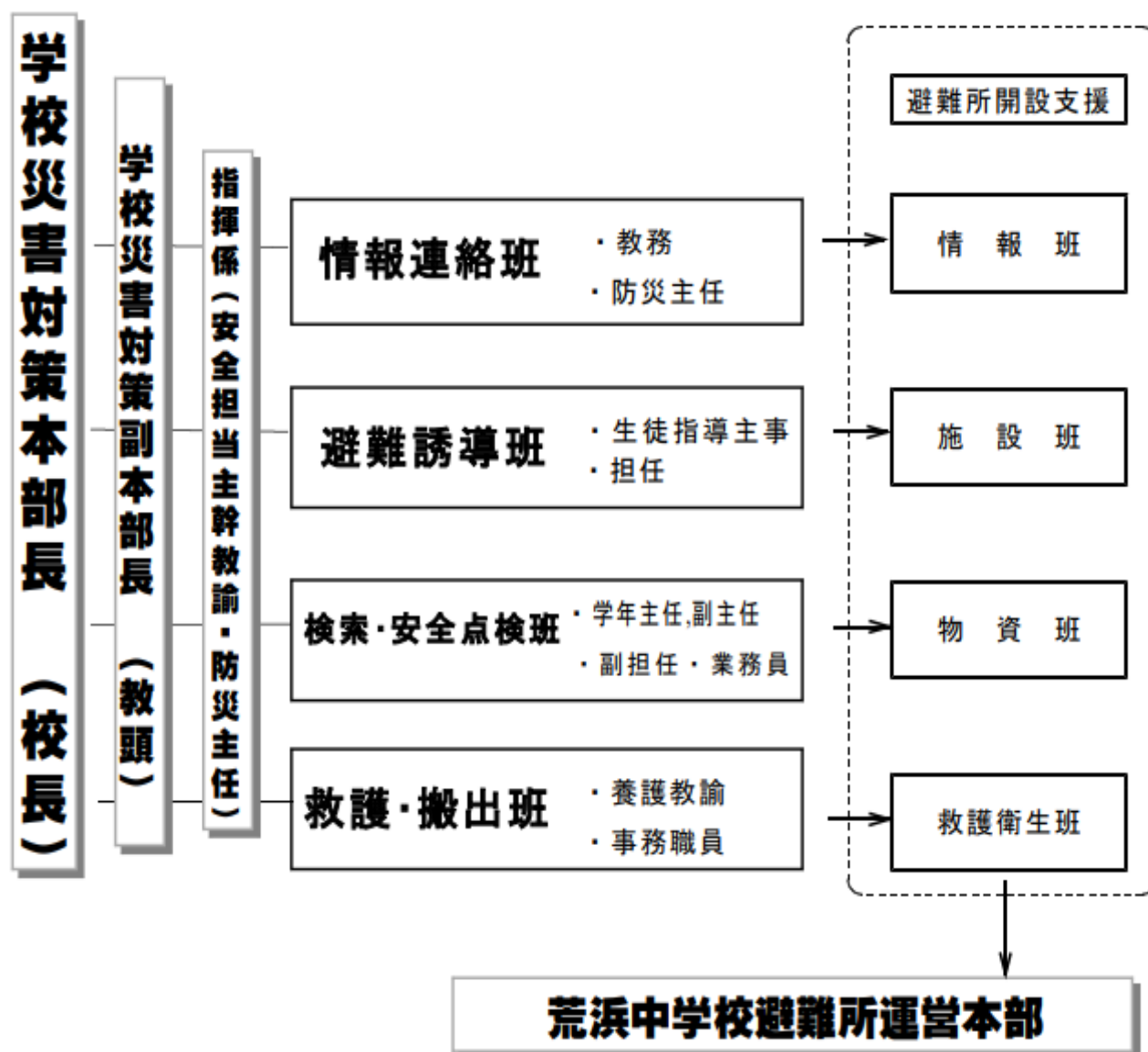
## 《災害時における防災組織》

### 学校災害対策本部組織

【二次対応】 生徒の校庭などへの安全避難完了後，校長の指示により学校災害対策本部を設置する。

【避難所開設支援】 避難所は，荒浜中学校避難所運営本部が自主運営に当たり町部局員が担当する。しかし，災害発生初期の段階においては，教職員がリーダーシップを取るようになる。  
7日以内に段階的に引き継ぐようにする。

〈引き継ぎ後は町部局が担当する〉



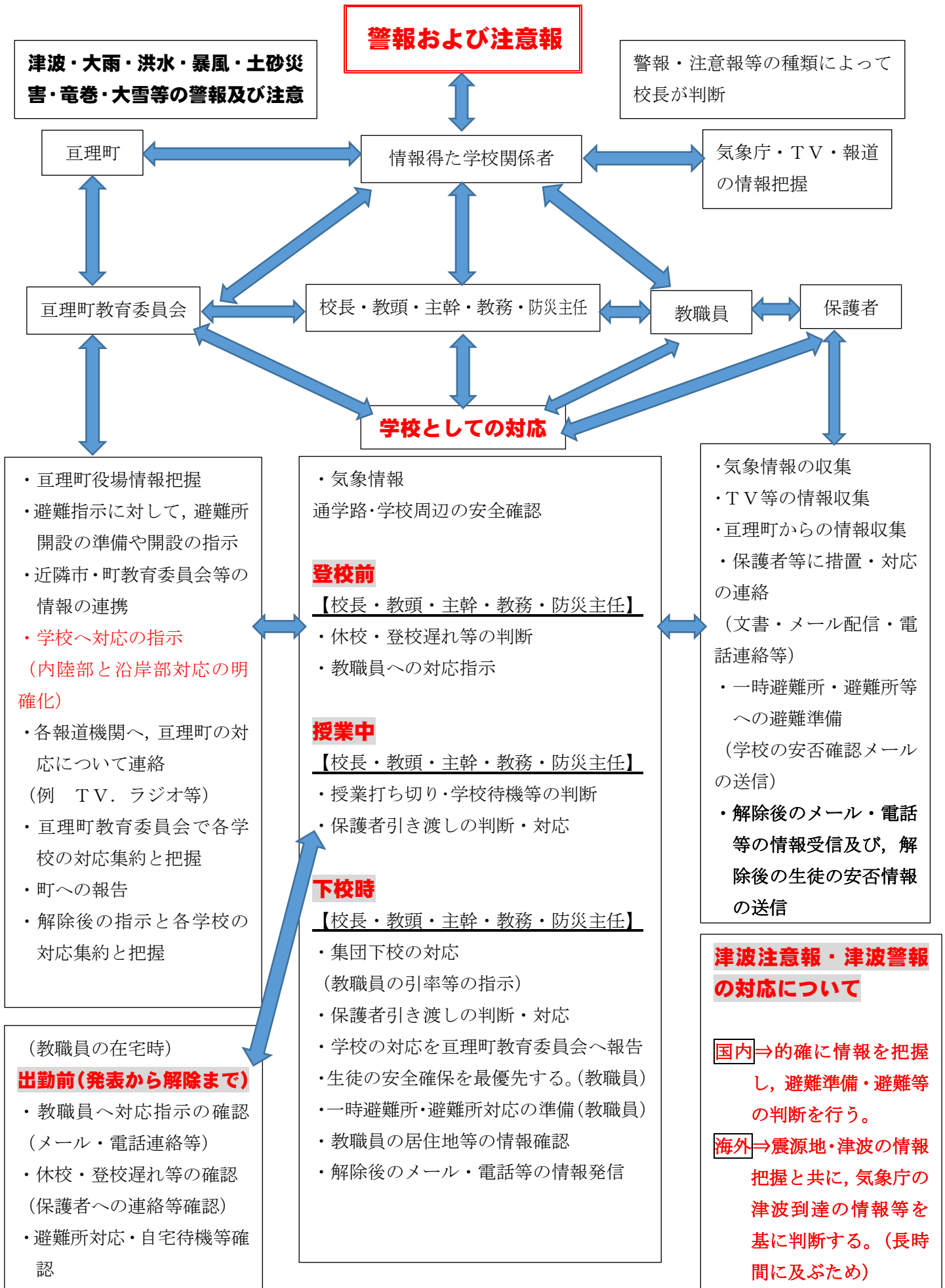


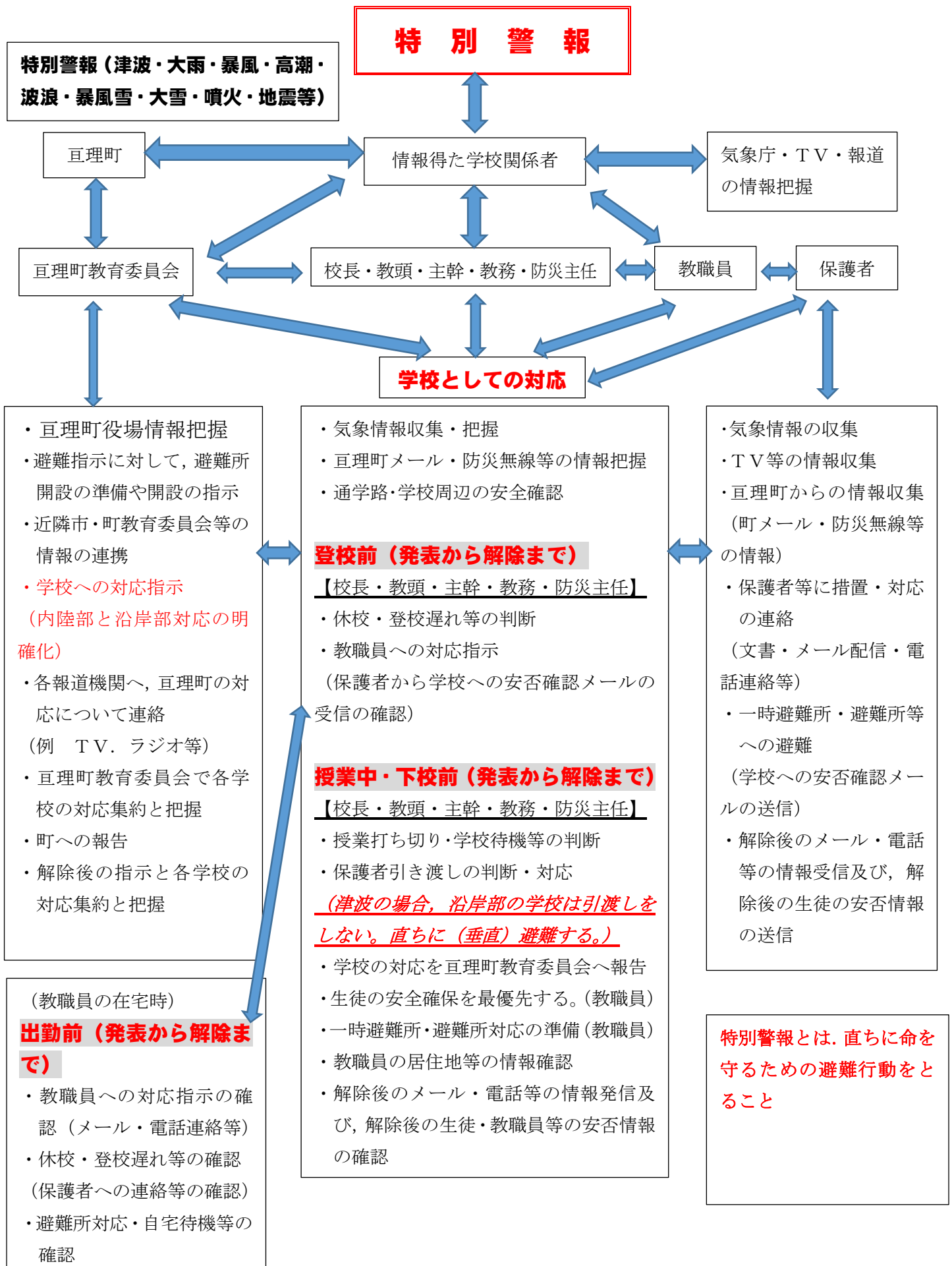
## 《学校災害対策本部組織 各班の業務内容》

分担(班)名	主 な 業 務	避難所開設支援	
<b>本 部</b> ・校長 ・教頭 ・安全担当主幹教諭 ・防災主任	・全体指揮 ・各班との連携の下に校内の被災状況を把握する。 ・町災対本部, 町教育委員会対策本部, PTA, 外部機関との連絡に当たる。 ・被害の状況に応じ, 第二次避難場所への避難, 応急対策を決定し, 生徒・職員の安全確保を図る。 ・避難所の運営のために必要となる業務に関し, 各班と連絡・調整する。 ・非常口(屋上等)の開錠・施錠 ・非常持出品の搬出 ・報道機関との連絡・対応	・避難所の施設管理 ・避難所運営本部・副本部長と連携を取り, 避難所の住民による自主運営の統括を支援する。	
<b>情報連絡班</b> ・教務主任 ・防災主任	・校内放送等による連絡や指示 ・生徒や職員の安否・負傷者の有無を確認し, 本部に連絡する。 ・帰宅困難な生徒を保護し, 家庭との連絡を取る。 ・休業時間以外の時間帯に発災した場合には, 生徒及び家族の被災状況を確認する。 ・一斉メールや安否確認メールの配信 ・保護者への生徒の引き渡し(引き渡しカード)	<b>情報班</b>	・避難所運営会議の設置 ・情報の収集・整理・確認 ・避難所内の情報伝達 ・避難者名簿の作成・管理 ・避難所内の割り振りの支援
<b>避難誘導班</b> ・生徒指導主事 ・担任	・発災直後の生徒の身の安全確保の指示, 及び直後の安否確認 ・安全な避難経路を確認して, 生徒を安全に避難誘導する。 ・生徒の安否確認状況と負傷状況を本部へ報告 ・地域の被災状況・通学路の安全確認した後, 別に定める帰宅方法に基づき帰宅させる。	<b>施設班</b>	・建物内の安全維持補修 ・テントの設営 ・避難者の状況把握 ・避難所生活ルールの策定 ・出火防止対策の支援
<b>検索・安全点検班</b> ・学年主任 ・副主任・副担任 ・業務員	・行方不明生徒の検索, 及び校舎の被害状況の確認を本部へ報告 【ピロティ・体育館】: 1学年主任 【2階】: 2学年主任 【3階・西階段の屋上手前】: 3学年主任 ・初期消火とガスや水道の元栓の閉止 ・理科室の薬品点検 ・その他施設設備の安全確認	<b>物資班</b>	・備蓄物資の確認, 配分 ・救援物資の受け入れ・配給 ・飲料水・生活水の確保・配給 ・炊き出しの支援
<b>救護・搬出班</b> ・養護教諭 ・事務員	・救急用品の確保, 搬出 ・負傷した生徒・職員・近隣から運び込まれた人の保護や救急処置→本部への報告 ・重傷者の移送 ・心のケアの実施 ・重要書類, 重要物品の搬出	<b>救護衛生班</b>	・負傷者・病人の応急手当 ・救護所の活動に協力 ・避難所内の衛生管理 ・仮設トイレ・ゴミ集積所の管理維持 ・避難住民の心のケアの支援

※人員が不足する場合は, 互いに声を掛け合い, 担当を確認しながら業務に当たる。

# 1-5 各組織との情報連絡体制、及び学校の対応





# 特別警報の対応について

特別警報とは、「ただちに命を守る行動をとってください。」

(自宅内避難・避難所への避難・水平(西側) 垂直(高い建物)への避難)

対 応	亶理町教育委員会	荒浜中学校 (校長)	(情報収集)・保護者対応
注意報	情報収集(河川・道路・公共交通機関等の情報収集) 通学路・学校周辺の安全確認 (警報に変わることもあるので、早目の準備や待機)		
<b>警報</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体の情報に留意</li> <li>避難指示・避難所開設の対応を指示</li> <li>学校への対応の指示 (内陸部と沿岸部の対応への明確化)</li> <li>各報道機関へ、亶理町の対応について連絡 (例 TV、ラジオ等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報</li> <li>通学路・学校周辺の安全確認</li> <li><b>登校前</b> 【校長・教頭・主幹・教務・防災主任】</li> <li>休校・登校遅れ等の判断</li> <li>教職員への対応指示</li> <li><b>授業中</b> 【校長・教頭・主幹・教務・防災主任】</li> <li>授業打ち切り・学校待機等の判断</li> <li>保護者引き渡しの判断・対応</li> <li><b>下校時</b> 【校長・教頭・主幹・教務・防災主任】</li> <li>集団下校の対応 (教職員の引率等の指示)</li> <li>保護者引き渡しの判断・対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報の収集</li> <li>TV等の情報収集</li> <li>亶理町からの情報収集 (防災無線等の情報)</li> <li>保護者等に措置・対応の連絡 (文書・メール配信・電話連絡等の対応)</li> <li>教職員の居住地等の情報確認</li> <li>学校の対応を亶理町教育委員会へ報告</li> <li>生徒の安全確保を最優先する。(教職員)</li> <li>一時避難所・避難所対応の準備(教職員)</li> </ul>
<b>特別警報</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体の情報に留意</li> <li>避難指示への対応や避難所開設の対応を指示</li> <li>学校へ対応の指示 (内陸部と沿岸部の対応への明確化)</li> <li>各報道機関へ、亶理町の対応について連絡 (例 TV、ラジオ等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報</li> <li>通学路・学校周辺の安全確認</li> <li><b>登校前(発表から解除まで)</b> 【校長・教頭・主幹・教務・防災主任】</li> <li>休校・登校遅れ等の判断</li> <li>教職員への対応指示</li> <li><b>授業中・下校前(発表から解除まで)</b> 【校長・教頭・主幹・教務・防災主任】</li> <li>授業打ち切り・学校待機等の判断</li> <li><b>※いずれの災害であっても、命を最優先にする行動を</b></li> <li>特別警報中は保護者への引き渡しはしない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報の収集</li> <li>TV等の情報収集</li> <li>亶理町からの情報収集 (防災無線等の情報)</li> <li>保護者等に措置・対応の連絡 (文書・メール配信・電話連絡等の対応)</li> <li>教職員の居住地等の情報確認</li> <li>学校の対応を亶理町教育委員会へ報告</li> <li>生徒の安全確保を最優先する。(教職員)</li> <li>一時避難所・避難所対応の準備(教職員)</li> </ul>

# 1-6 災害発生時の下校指導及び保護者引き渡し計画

## (1) 災害発生時の下校指導

津波（注意報・警報・特別警報）以外の災害が発生した場合、教職員は担当地区の巡視を行い、生徒の下校指導を行う。その際危険箇所等の確認をし、生徒の安全確保に努めた上で避難誘導する。また、登下校時に津波注意報以上が発表された場合、教職員は担当地区に行き、亘理小方面へ避難誘導する。

詳細は別紙『地震・津波対応マニュアル』の通りである。

## (2) 保護者引き渡し

### 1) 個人避難マニュアル（引き渡し時の引受人氏名と続柄も明記）の作成と保管

入学後すぐに保護者へ個人避難マニュアル（引き渡し時の引受人の氏名と続柄も明記）の記入を依頼し、そのコピーを5カ所（亘理小学校・逢隈小学校・亘理中学校・職員室緊急持出品・中央階段屋上入口）に分散して保管する。原本は、家庭調査票と一緒に職員室に保管する。また、年度初めに原本を家庭に返却して加除修正を依頼し、年度ごとに内容を更新するようにする。

### 2) 引き渡しの判断基準と引き渡し場所

#### 引き渡しの判断基準

登校中・在校時に以下の災害等が発生した場合。津波の場合は下校中も含む。

①津波がない地震（5強以上）の場合

②津波注意報・警報の場合

（引き渡しは注意報・警報解除後）

③その他の災害や事件等で必要な場合

※ 引き渡しをお願いする際は、いずれもメール配信で保護者に知らせる。

※ 「個人避難マニュアル」に引受人として記載されていない人には、生徒を引き渡さない！

#### 引き渡し場所

左記の①・③の場合は、以下のいずれかの場所で引き渡しを行う。（状況による）

ア) 荒浜中学校 校庭北側

イ) 荒浜中学校 体育館

左記の②の場合は、避難する時間の有無で以下のいずれかの場所で引き渡しを行う。

ウ) 避難する時間あり…亘理小

エ) 緊急で避難が必要…荒浜中体育館

### 3) 引き渡し手順

※ 受付と生徒待機場所は Zoom で情報共有する。通信環境が整わない場合は、情報連絡班が受付と生徒待機場所の連絡調整を行う（トランシーバーや直接移動）。

引受人	教職員
① 避難場所入口（受付）で、情報担当班・各学級担任に生徒名を伝える。	① 情報連絡班・各学級担任が引渡人の本人確認を行い、個人避難マニュアルの引受人欄に引渡時刻等の記録を記入。
② 個人避難マニュアルの記載内容（引受人欄）を確認し、あてはまる箇所に引渡の署名をする。引渡後の連絡先に変更があれば、個人避難マニュアルに記入し教職員に伝える。	② 引渡後の連絡先等に変更がないか、個人避難マニュアルの内容を引受人に確認してもらい、引き渡しの署名をお願いする。実際に来た引受人の箇所と連絡先を○で囲み、Zoom で生徒と待機中の教職員に連絡する。
③ 直接生徒を引き受け、生徒と一緒に帰宅。	③ 各学年担当が生徒を入口（受付）に連れて行き、引受人に直接引き渡す。

※ 津波注意報・警報・特別警報が解除されるまでは、引渡の申し出があっても生徒と同様の安全な場所で待機をお願いし、生徒の引渡を行わないこととする。

登下校・在宅時における避難計画  
(3年間使用)

保護者 確認印	1学年	2学年	3学年

## 巨理町立荒浜中学校 個人避難マニュアル票

1年 組 番	男・女	生徒氏名					
2年 組 番							
3年 組 番							
保護者氏名			通学方法に ○を付ける	徒歩	自転車	バス	自家用車送迎
※保護者に引き渡す場合 可能性のある方(続柄)	氏名 (続柄: )	氏名 (続柄: )	氏名 (続柄: )				
住所						地区	
電話			保護者携帯	(続柄: )			
				(続柄: )			

### 大地震発生から → 大津波発生を想定した避難場所

震度6弱以上 一次避難

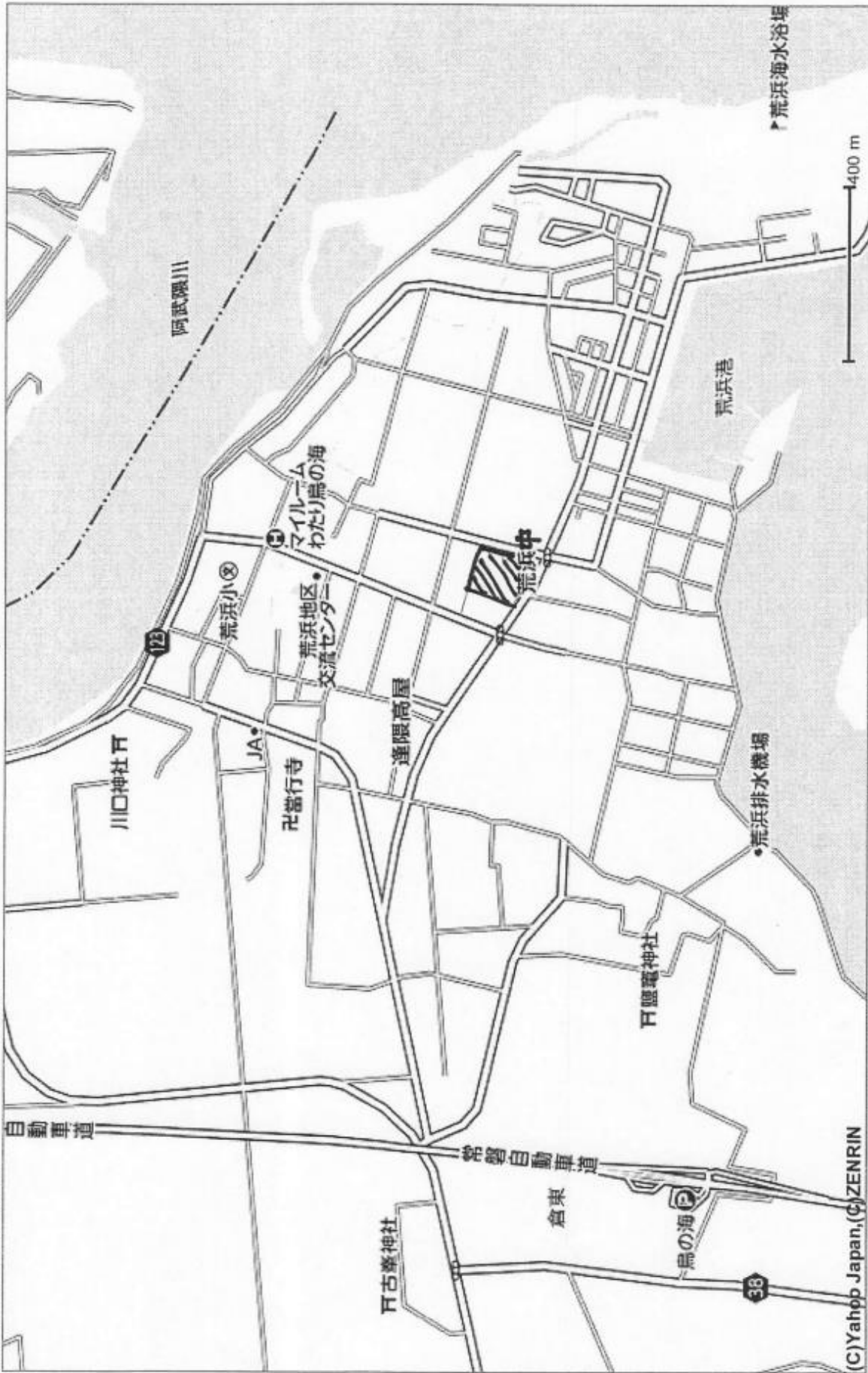
到達まで5~10分を想定 二次避難

落ちてこない・倒れてこない・移動してこない場所 → 高いところに避難する

在宅時の避難場所 (家に1人有的时候)				
<b>通学途中の避難場所</b> 記入の仕方 ・自宅から3等分に分けた地点 ・その時の避難場所を記入する  徒歩・自転車通学のめやす となる避難場所 ・高屋小学校 ・みやぎ生協さん ・寺社 ・交流センター ・荒浜小学校 ・西木倉住宅 ・高速道路 など  ・3等分に分けたときの地点 ・その時の避難場所を記入する ・近い場合は同じ場所でもよい	自宅から 1/3 の地点	1/3付近の地点・目印となる場所		
		自宅から 2/3 の地点	2/3付近の地点・目印となる場所	
		自宅から 3/3 の地点	3/3付近の地点・目印となる場所	荒浜中学校 荒浜中学校

◎災害発生時、臨機応変に対応する必要があります。マニュアル通りには行かない場合も想定してください。  
(下校時は学校から自宅までその逆になります。)

通学路と通学上心配な場所 ( 年 氏名 ( ) )



通学路の危険箇所・心配な場所・事故につながりそうでヒヤッとした経験のある場所

番号 具 体 的 な 危 険 等 の 内 容

## II - 1 津波被害が想定される場合の対応と避難誘導

### (1) 津波対応マニュアル早見表

揺れが弱くても、1分以上なら津波の危険！迷わず避難を！

地震+津波注意報・警報 発表		避難所： 亘理小学校・逢隈小学校
	津波注意報	津波警報，避難指示
登校前	◆家庭の判断で避難 メール配信で対応をお知らせ	◆生徒は家族と避難！ <b>配備体制に！</b>
登下校中 	別紙：個人避難マニュアル参照 ◆生徒は自力で <b>亘理小学校</b> へ避難 ※ <u>荒中への避難は切迫下のみ</u> ※すでに登校した生徒は「在校時」の対応で避難 ◆職員は担当地区に行き，亘理小方面へ避難誘導 ※職員も，津波到達時刻より前に亘理小へ避難 ◆安否確認の実施 ◆保護者へメール配信で対応をお知らせ ◆注意報・警報解除後， <b>亘理小で保護者への引き渡し</b> 【引き渡しカード】 ※ <u>注意報・警報が解除されるまで，生徒は学校で保護する。保護者への引き渡しはしない！</u>	<b>すぐ逃げる</b>
在校時 	津波到達まで <b>ない</b> → <b>荒中の屋上</b> に垂直避難 45分以上時間が <b>ある</b> → <b>自転車</b> で <b>亘理小学校</b> へ避難 (徒歩・車通学者は職員の手車で) ◆保護者へメール配信で対応をお知らせ ◆注意報・警報解除後， <b>亘理小で保護者への引き渡し</b> 【引き渡しカード】 ※ <u>注意報・警報が解除されるまで，生徒は学校で保護する。保護者への引き渡しはしない！</u>	<b>すぐ逃げる</b>
休日 夜間 下校後	◆家庭の判断で避難 ◆家庭での対応 ◆状況に応じて，安否確認の実施 ◆保護者にメール配信で対応をお知らせ ※配慮が必要な生徒へは，学年が個別に連絡・対応をする	◆生徒は家族と避難！ <b>配備体制に！</b>



(2) 在校時の発生

① 津波発生時の学校の対応

	学校・教職員の対応	生徒の行動
地震発生	<p>宮城県沖を震源とし、県内各地で震度6弱以上の地震を想定した場合</p> <p>平成23年東北地方太平洋沖地震から</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体感できる初期微動（P波）から小刻みな揺れが十数秒程度続き、その後震度6弱の揺れが断続的に3分弱続いた。揺れが収まりきらないうちに大きな余震が発生。</li> <li>・ 緊急地震速報と同時に揺れが強まっていった（報知からS波到達まで約15秒）。</li> </ul> <p>※ 数秒後に停電し、校内放送ができない状況</p>	
安全確保・安全点検	<p>①まず生徒に身の安全を守るよう指示【あ・お・た・い】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波の大きさや到達時間等、情報が得られるまで（約3分）は、その場で身の安全を確保させる。</li> </ul> <p>【本部】初動態勢の指示、生徒の安否状況を集約、ラジオ等で情報収集。</p> <p>【教科等担当】生徒に避難行動を指示。出入り口の開放、負傷者の確認。</p> <p>【避難誘導班】避難経路の安全確認、安全確保の指示、生徒の負傷状況等を本部へ報告。</p> <p>【検索・安全点検班】火災発生時は初期消火、元栓の閉止。</p> <p>【救護・搬出班】緊急性の高い負傷者がいる場合は応急手当。重要書類搬出の準備。</p>	<p>① まず身の安全の確保【あ・お・た・い】</p> <p>【教室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。</p> <p>【廊下】壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等からの落下物から身を守る。</p> <p>【体育館】安全な場所へ移動し、天板、天井灯の落下に注意する。</p> <p>【校庭】落下物、倒壊の危険性のあるものから離れ、中央部分に避難する。</p>
情報収集 避難指示	<p>②情報収集とともに安全な場所へ避難指示</p> <p>【本部】ラジオ、インターネット等により津波に関する情報（到達予想時刻、予想される津波高等）を収集する。津波からの避難場所、避難経路を決定する。</p> <p>【情報連絡班】各担当場所へ行き、大声で安全確保を指示。放送が可能の場合は、放送による連絡や指示をする。</p> <p>【避難誘導班】避難経路の安全確認と生徒の掌握</p>	<p>②教師の指示にしたがって避難【こ・た】</p>
<p>津波到達まで 45分以上時間が</p> <p>ない → 荒中の屋上に垂直避難</p> <p>【教師】垂直避難訓練の配置につき、生徒の避難誘導</p> <p>【生徒】垂直避難訓練の避難経路で避難</p> <p>ある → 自転車で亙理小学校へ避難</p> <p>【教師】水平避難（下校）訓練に準ずる配置につき、生徒の避難誘導</p> <p>【生徒】自転車で学年ごとに1列になって避難。車・徒歩の生徒は職員の車で避難。</p>		

避難誘導

③避難所への避難誘導

- ・ 出発時と到着時に人員確認。
- ・ (状況によって) 水平避難(下校)訓練あるいは垂直訓練の配置につき、生徒が安全に避難できるよう誘導。
- ・ 先頭(主幹教諭)→3年→1年→2年→最後尾(防災主任)の順に自転車で一緒に避難し、逃げ遅れを防ぐ。防災主任は、後方で生徒の安否・安全確認をしながら避難誘導する。
- ・ 特別支援学級の生徒、及び要配慮生徒の避難補助。
- ・ 地域住民が避難してきた場合は、津波到着時間の最新情報を得ながら、状況によってより安全な場所へ避難するよう呼び掛ける。

**【本部】** ラジオ、インターネット等により津波に関する情報(到達予想時刻、予想される津波高等)を収集する。非常持出品の搬出。

**【避難誘導班】** 出発時と到着時に人員確認。避難経路の安全確認

**【検索・安全点検班】** 校舎内の検索

**※ 保護者が迎えに来て、津波注意報等が解除されるまで引き渡しはしない!**

③安全に気をつけて、自転車で避難所へ避難する。

※ 亘理小へ避難する場合、車・徒歩通学者は職員の車で避難する。ただし、雨天時など自転車登校が少なく、教職員の車が多数必要な場合が想定される。その場合は、生徒を教職員の車で避難させながら、安全を確保した上で、街頭で自転車避難生徒の誘導に当たる。

安否確認・災对本部設置

④安否確認の実施

- ・ 生徒の保護・安全確保。

**【本部】** ラジオ、インターネット等により津波に関する情報(到達予想時刻、予想される津波高等)を収集する。安否確認状況の集約→町教委への報告。

**【避難誘導班】** 安否確認及び負傷者の確認をし、本部へ報告。

**【検索・安全点検班】** 安否確認できない生徒がいる場合は搜索。津波襲来が予測される場所へは戻らない。

**【情報連絡班】** 保護者へのメール配信で現在の状況と今後の対応をお知らせ。引き渡しの準備。

**【救護・搬出班】** 負傷者の確認と応急手当。必要に応じて医療機関との連

**※ 保護者が迎えに来て、津波注意報等が解除されるまで引き渡しはしない!**

④(自転車で避難した場合は)ヘルメットを装着したまま学級ごとに整列し、引き続き身の安全を確保する。

- ・ 教職員や避難所運営者の指示に従う。
- ・ 指示があるまで、避難所を離れない。

避難場所での待機	<p>⑤生徒の心身両面の体調管理や人員掌握に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・垂直避難で荒浜中学校の屋上に避難する場合、内側を向かせる等、生徒が過酷な被災状況を直接見せないように配慮する。</li> <li>・避難所での待機の長期化が予想される場合は、状況に応じて備蓄品を配布したり、班ごとに分担して避難所開設支援を行う。</li> </ul>	<p>⑤避難所では、お互いに声をかけ合いながら協力して支え合って過ごす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指示があるまで避難所を離れない。</li> <li>・備蓄品配布の手伝いをする</li> <li>・地域住民への手助けや避難所運営補助を行う。</li> </ul>
事後の対応措置	<p>⑥津波注意報等解除後、保護者への引き渡しを実施</p> <p>※ 保護者が来ない生徒については、保護者が迎えに来るまで避難所で保護する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【検索・安全点検班】</b> 安否確認できない生徒がいる場合は搜索継続。</p> <p><b>【情報連絡班】</b> メール配信で保護者へ引き渡しの依頼。</p> <p><b>【情報連絡班】・【避難誘導班】</b> 引き渡しカードで確認しながら、生徒を保護者へ引き渡す。</p> </div> <p>⑦注意報等解除後、学校の被害状況調査や通学路の安全点検を実施</p> <p>※ 安否確認できない生徒については、搜索継続</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ア) 家庭への電話連絡、安否確認メール</p> <p>イ) 家庭訪問</p> <p>ウ) 通学路近辺の搜索</p> </div> <p>※ 通学路の安全点検については、各地区担当職員が実施 → 本部へ報告</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【本部】</b> 生徒・教職員、学校の被害状況を町教委へ報告。今後の対応を検討。</p> <p><b>【避難誘導班】</b> 引き渡しがまだの生徒について生徒の保護を継続し、保護者が到着次第引き渡す。</p> <p><b>【情報連絡班】</b> メール配信で今後の対応をお知らせ。必要に応じて安否確認メールの依頼。</p> <p><b>【救護・搬出班】</b> 重要書類の復元、二次避難</p> </div>	<p>⑥保護者が来た生徒から、保護者と一緒に帰宅。帰宅が困難な場合は、保護者と一緒に避難所で待機。</p> <p>⑦保護者と一緒に行動</p> <p>学校からの連絡については、保護者へのメール配信等を通して知るようにし、正確な情報収集や安全確保に引き続き努める。</p>

② 津波到達まで45分以上時間がある場合

巨理小学校への避難経路図と教職員の配置 [水平避難訓練に準じる]

巨理小学校への避難経路図, 及び教職員の役割分担

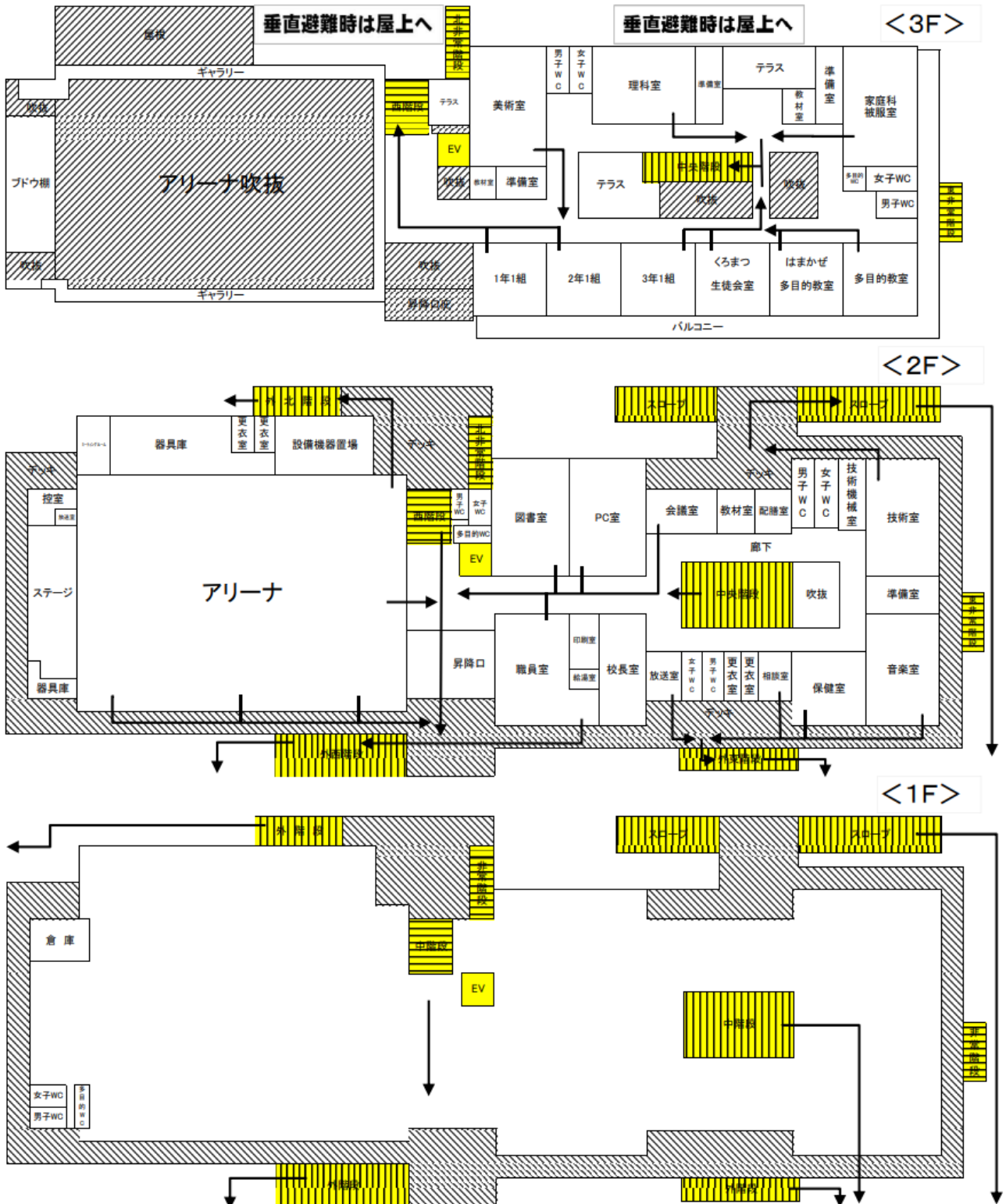


- ① 荒中 (右側歩道通行) → ②鳥の海歯科 (信号2回→左側歩道通行) → ③カリンスタンド (信号2回→右側歩道通行) → ④細い道 (左側通行) → ⑤横断歩道 (渡ってから広い歩道右側通行) → ⑥高屋小北側交差点 (横断歩道無し) → ⑦協北側交差点 (横断歩道無し) → ⑧役場北側交差点 (横断歩道北側のみ無し。横断歩道を渡らずに横断) → ⑨踏切 → ⑩みやぎのあらざのあらざ前丁字路 (横断歩道無し) 左側通行・車道走行 → ⑪五日町 (信号2回→左側通行) → ⑫さざんか教室交差点前左折 → ⑬巨理小

※ 先頭 (主幹教諭) と最後尾 (防災主任) は教職員が付き、自転車で避難誘導する。  
 主幹教諭→3年→1年→2年→防災主任の順に避難。学校の自転車2台はピロティに。  
 その他教職員の配置は上記の通りで、原則として水平避難 (下校) 訓練に準じる。  
 ※車通学・徒歩通学の生徒は、教職員の車で避難する。ただし、使用する信号やルートはこの限りではない。

③ 津波到達まで時間がない場合（目安45分以内に到達）→ 校舎屋上へ垂直避難

# 荒浜中学校 校舎避難経路



(3) 在校時以外の発生（登下校時，校外学習時，在宅時）

① 津波発生時の学校の対応

	登下校時	校外学習等	在宅時・外出時
生徒の行動	<p>① 地震発生時は，まず身の安全の確保【あ・お・た・い】</p> <p>② 防災無線の指示がなくても，大地震発生 or 1分以上の揺れで，どの地点にいても迷わず<u>自転車</u>で<u>互理小学校</u>へ避難。 ※ 互理小学校への避難が間に合わない時は，<u>緊急時一時避難所</u>（荒浜中，荒浜小，鳥の海ふれ合い市場，高速道路避難階段等）へ避難する。</p> <p>③ 避難所にいる教職員や区長等の指示に従う。 ※ 注意報等が解除になるまで絶対に避難所を離れない。</p>	<p>① 地震発生時は，まず身の安全の確保【あ・お・た・い】</p> <p>② 一斉研修の場合は，引率教員の指示で，安全な高台へ避難。 自主研修等の場合は，修学旅行用の防災マップを参考に，近くの高台へ避難（注意報等が解除になるまで絶対にその場を離れないよう事前指導で徹底）。可能であれば，自主研修用の携帯電話で引率教員へ連絡。</p> <p>③ 注意報等が解除になってもその場で待機し，教員の救助を待つ。</p>	<p>① 地震発生時は，まず身の安全の確保【あ・お・た・い】</p> <p>② ラジオ等で情報を収集。家族と一緒に近くの避難所へ避難（1人でも避難）。 ※避難所への避難が間に合わない時は，<u>緊急時一時避難所等</u>の高台へ避難。</p> <p>③ 互理小・逢隈小へ避難した場合は，避難所にいる教職員へ安否状況を報告。 保護者は安否確認メールに返信。</p> <p>④ 注意報等解除後，安全に気を付けて帰宅。</p>
学校・教職員の対応	<p>① 情報収集 下校訓練の配置につき，生徒を互理小へ避難誘導。</p> <p>② 安否確認の実施 生徒の保護・安全確保。 生徒の安否状況を町教委へ報告。発災から1時間半後に第1次報告し，その後全員の安否が確認できるまで2時間ごとに報告。</p> <p>③ メール配信で保護者へ対応（引き渡し等）をお知らせ。引き渡しの準備。</p> <p>④ 津波注意報等解除後，生徒を保護者へ引き渡す。</p> <p>⑤ 注意報等解除後，学校の被害状況調査や通学路の安全点検を実施。 ※ 安否確認できない生徒については，<u>搜索継続する。</u> ア) 家庭への電話連絡 イ) 安否確認メール ウ) 家庭訪問 エ) 通学路近辺の搜索</p>	<p>① 情報収集 一斉研修の場合は，生徒を安全な高台へ避難誘導。</p> <p>② 安否確認の実施 生徒の保護・安全確保。 学校と引率教員とで生徒の安否状況，今後の対応等の情報交換。 自主研修等の場合は，可能であれば研修用携帯電話で生徒の所在と安否状況を確認。生徒と連絡が取れない場合は，行程表をもとに，動線上どの辺りに避難しているかを把握し，注意報等解除後に救助・安否確認に行く。</p> <p>③ メール配信で保護者へ安否状況や今後の対応をお知らせ。</p> <p>④ 以後の活動の可否を検討し，安全に帰校。</p>	<p>基本は家庭での対応 注意報以上で配備体制に。</p> <p>① 情報収集を行う。</p> <p>② 安否確認の実施 避難所ごとに地区担当教員が生徒の安否確認。 生徒の安否状況を町教委へ報告。</p> <p>③ メール配信で保護者へ今後の対応をお知らせ。及び安否確認メールでの安否確認実施。 ※ 配慮が必要な生徒へは，学年が個別に連絡・対応。</p> <p>④ 注意報等解除後，学校の被害状況調査や通学路の安全点検を実施。 ※ 安否確認できない生徒については，<u>搜索継続する。</u> ア) 家庭への電話連絡 イ) 安否確認メール ウ) 家庭訪問 エ) 通学路近辺の搜索</p>

## ② 巨理小学校への避難経路図と教職員の配置

巨理小学校への避難経路図と教職員の配置 [下校避難訓練に準じる]

### 巨理小学校への避難経路図，教職員の配置



#### 【北ルート】津波避難道路 通行

①荒中(右側歩道通行) → ②鳥の海歯科(信号2回→左側歩道通行) → ③ガソリンスタンド(信号2回→右側歩道通行) → ④細い道(左側通行) → ⑤横断歩道(渡ってから広い歩道右側通行) → ⑥高屋小北側交差点(横断歩道無し) → ⑦生協北側交差点(横断歩道無し) → ⑧役場北側交差点(横断歩道北側のみ無し。横断歩道を渡らずに横断) → ⑨踏切 → ⑩みやぎのあられ前T字路(横断歩道無し)(左側通行・車道走行) → ⑪五日町(信号2回→左側通行) → ⑫さざんか教室交差点前左折 → ⑬巨理小

#### 【南ルート】県道10号線 通行

県道10号線上を西へ → せとや前交差点右折 → 横断歩道を渡って南門から巨理小へ(左側歩道通行)

## II-2 地震発生時の対応と避難誘導（津波被害が想定されない場合）

### （1）地震対応マニュアル早見表

津波がない <b>地震のみ</b> 発生 → 避難所： <b>荒浜中学校・亙理小学校・逢隈小学校</b>			
	震度4	震度5弱	震度5強以上
<b>登校中</b> 	職員が各担当地区を巡視 + メール配信で対応をお知らせ 別紙：個人避難マニュアル参照		
	◆安全に留意して登校	職員が荒中へ避難誘導 ◆安全に留意して登校	◆保護者への引き渡し。迎えが来るまで、生徒は荒中で保護。【引き渡しカード】 メール配信でお知らせ
<b>在校時</b> 	生徒に身の安全を守らせ【あ・お・た・い】、安全な場所へ避難誘導		
	◆授業継続 or 安全に留意して下校	メール配信で対応をお知らせ ◆職員が各担当地区を巡視の上で、下校	◆保護者への引き渡し。迎えが来るまで、生徒は荒中で保護。【引き渡しカード】 メール配信でお知らせ
<b>下校中</b> 	別紙：個人避難マニュアル参照 ◆職員が各担当地区を巡視し、安全確保に努めた上で下校 ◆家庭での対応 ◆状況に応じて、安否確認の実施 ◆保護者へメール配信で対応をお知らせ		
<b>休日 夜間 登校前 下校後</b>	◆家庭での対応 ◆状況に応じて、安否確認の実施 ◆保護者へメール配信で対応をお知らせ ※配慮が必要な生徒へは、学年が個別に連絡・対応をする <b>配備体制に!</b>		

### 安否確認の方法について

- ① 職員が直接会って行う安否確認（避難所）
- ② 安否確認メールによる安否確認（保護者からのメール返信）
- ③ メールで返信できない場合は、  
学校用携帯電話 080-1690-7816  
への連絡による安否確認



# 地震発生時の対応

## 登下校中

## 地震発生

### 基本行動

### 生徒

### 教師

危険な場所から避難

・個人マニュアルによる避難計画をもとに避難。

・広い場所へ移動させる。  
(近くにいた時)

身体の保護

・身を低くする。  
・カバンなどをのせて頭を守る。

・身を低くさせ、頭にカバン等を載せさせ保護させる。  
・落ち着いた行動をとるようにさせる。  
(近くにいた時)

災害の程度に応じた安全行動

災害が大きい時

災害が小さい時

各自考えた避難場所へ移動  
・学校へ  
・自宅へ  
・避難場所へ

・登校時は登校  
・下校時は下校

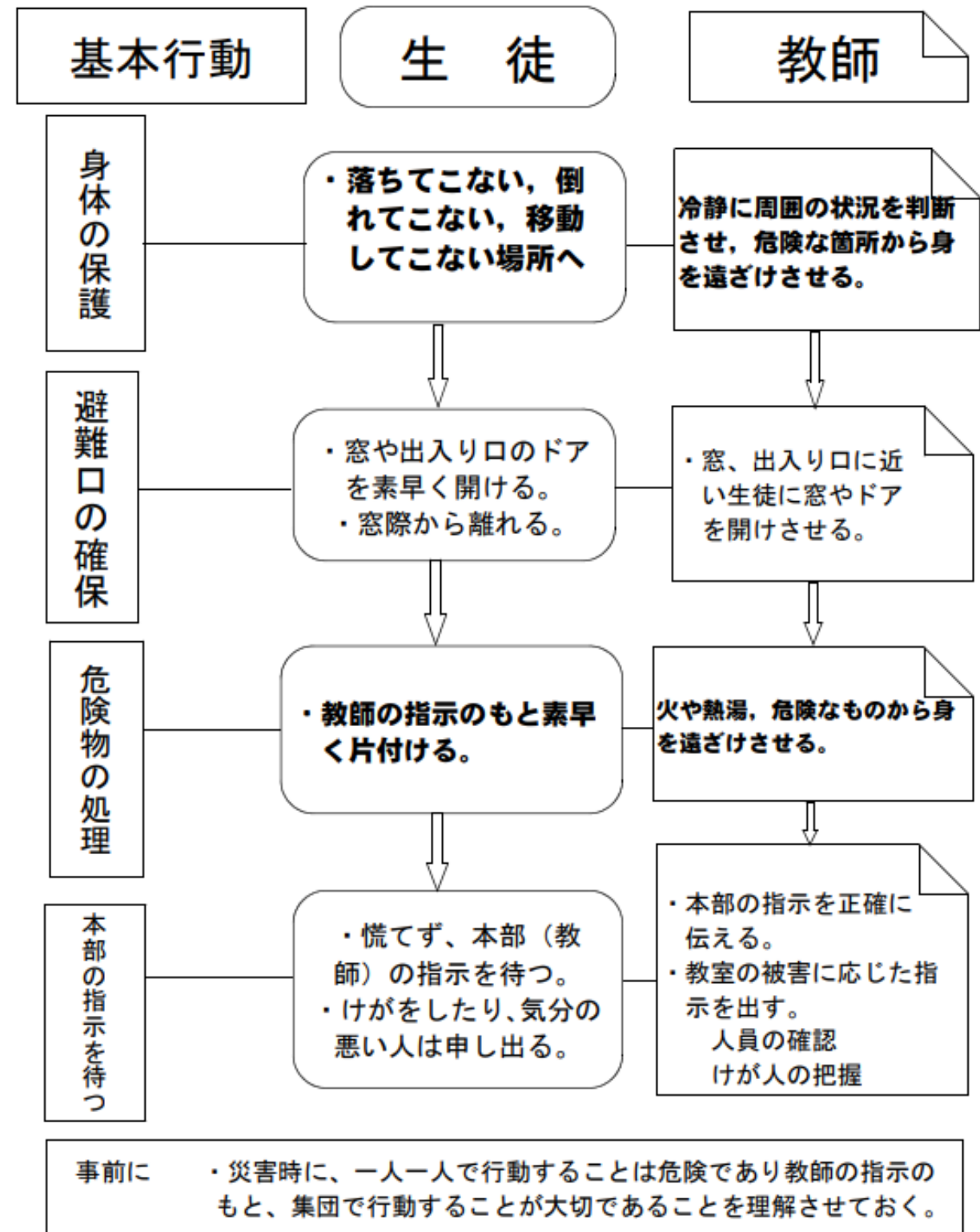
・災害の程度に応じた安全行動を取らせる。  
(近くにいた時)  
・本部で決められた地域へ行き指導する。

事前に

- ・登下校中の避難場所を家族で確認しておく。
- ・個人マニュアルに基づいた避難場所を確認。

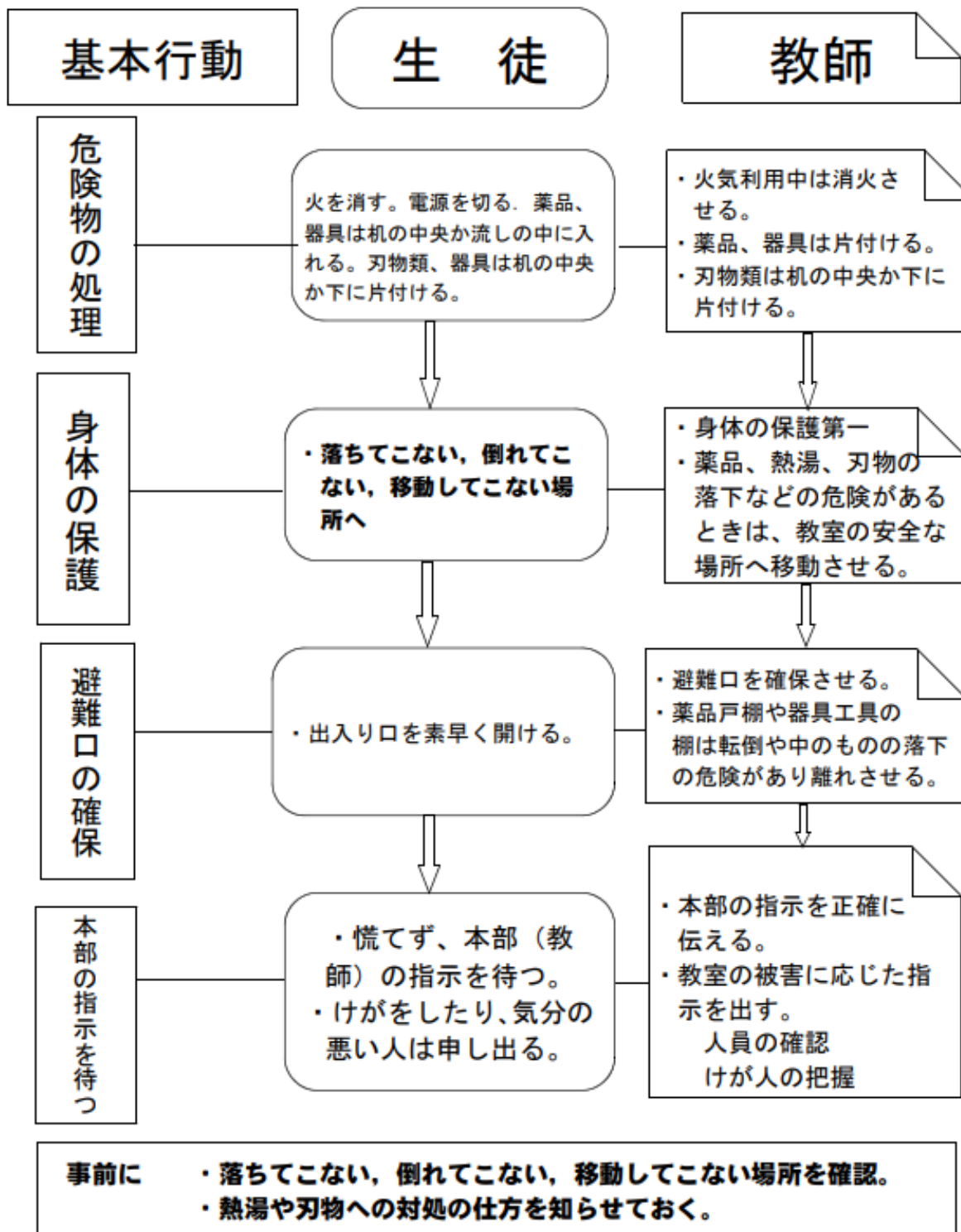
普通教室にいる時

授業中



# 特別教室にいる時

授業中



# 体育館にいる時

授業中

地震発生

基本行動

生徒

教師

中央に集合

・体育館の中央に集まる。  
・落ち着いて、静かに集まる。

・体育館の中央に集合させる。  
・慌てて飛び出さない。（落下物の危険がある。）

身体の保護

・身を低くし、頭を守る。  
・床に伏せるようにする。

・身を低くさせ頭を守る。  
・身体を寄せ合い不安を取り除く。  
・危険であれば安全な場所

避難口の確保

・出入り口を素早く開ける。  
・外へは出ない。

・できるだけ、避難口を確保させる。

本部の指示を待つ

・慌てず、本部（教師）の指示を待つ。  
・けがをしたり、気分の悪い人は申し出る。

・本部の指示を正確に伝える。

人員の確認  
けが人の把握

事前に

・落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所を確認。  
・集会の場合は指示する教員を明確にしておく。

# 校舎外（校庭）にいる時

授業中

地震発生

基本行動

生徒

教師

中央に集合

建物から離れる。校庭の中央に集まる。  
プールにいるときは、すぐ水から出る。

・建物から離れさせる。  
・校庭の中央に集合  
・教室には入らないようにさせる。

身体の保護

・落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所を確認。  
・友達と体を寄せ合う。

・身を低くさせ頭を守らせる。  
・身体を寄せ合い不安を取り除く。  
・生徒の把握に努める。

人員の確認

・人員点呼を受ける。

・全員がいるか点呼をし、確認する。  
・怪我の有無を確認する。

本部の指示を待つ

・慌てず、本部（教師）の指示を待つ。  
・けがをしたり、気分の悪い人は申し出る。

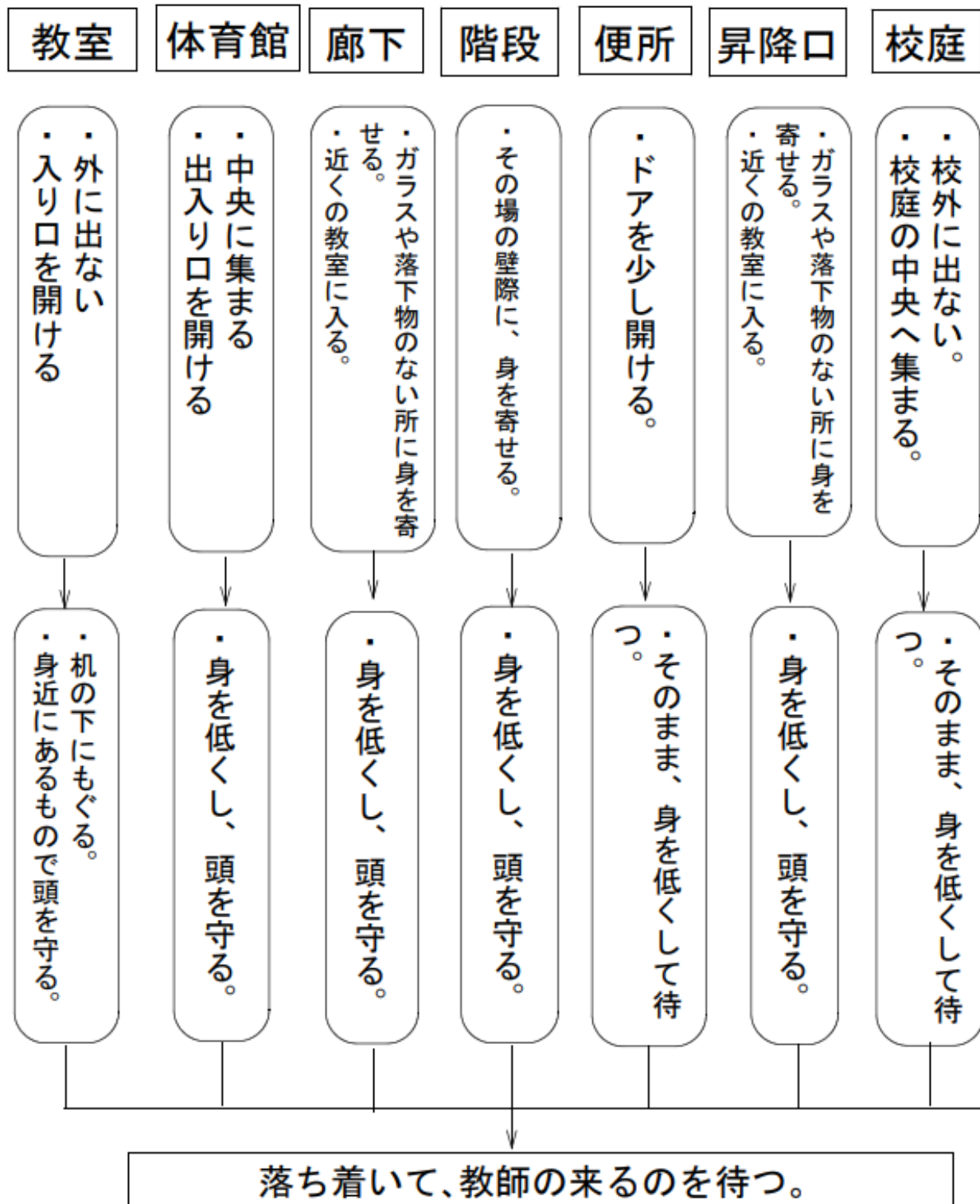
・本部の指示を正確に伝える。  
・周囲の状況に応じた指導・指示をする。

事前に  
・落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所を確認。  
・集会の場合は指示する教員を明確にしておく。

休息・清掃中

# 地震発生

基本行動は授業に準ずる



## Ⅲ－１ 火災発生時の対応

### (1) 消防計画

#### 1. 目的

消防法第8条に基づき、本校の災害を予防し、非常災害発生の際、人命及び重要部検討を保護し、被害を最小限にとどめることを目的とする。

#### 2. 基本方針

- (1) 生徒に対しては、各教科、道徳、特別活動などのあらゆる機会を通して、火災、地震、落雷、風水害等への正しい理解を得させ、非常災害に当たって、心構えをつくるとともに、避難方法の熟知徹底を図る。
- (2) 非常災害に当たっては、生徒の安全を第一として、消火及び重要物件の搬出等は教職員がこれに当たる。
- (3) 消防及び避難等の組織はできるだけ簡素化し、非常災害対策はそれぞれの状況に応じて臨時の処置がとれるように配慮する。
- (4) 火災については、事故の未然防止を旨とし、日常の点検・整備並びに生徒の指導に当たるものとする。

#### 3. 防火及び警備の組織、点検に関すること

- (1) 全校の防火・警備の最高責任者は校長とし、教頭を防火管理者に選任する。防火管理者に選任された教頭は、年度初めに防火計画を立案し、職員及び生徒に対し必要事項を周知徹底させなければならない。
- (2) 消防用設備・電気並びに火気使用場所及び戸締まり等の日常の点検・整備のため、各階に責任者を置く。各階の責任者は別に定める。
- (3) 各階の責任者は、常時定められた区域における消防設備の点検を行うとともに、電気及び火気使用者及び引火性並びに発火性薬品の保管ならびに使用者に対する必要な指示もしくは指導を行う。
- (4) 教頭及び事務、各施設管理者は、毎月1日管理及び避難施設について安全点検を行い、維持管理に努める。各施設管理者は、別に定める（教育計画）。
- (5) 教頭及び事務、各施設管理者の月別安全点検及び委託業者の行う定期点検の報告を受け、その指摘のあるときは至急に必要な処置を講ずるとともに、これを校長に報告しなければならない。
- (6) 職員は次のことを励行する。
  - (ア) 非常災害時の対策を常に心掛ける。
  - (イ) 非常持ち出し書類は、必ず耐火書庫の中か、非常持ち出し袋に保管する。
  - (ウ) 退出時は机上及び周囲を整理する。
  - (エ) 使用した電気及び火気の後始末を確認する。
  - (オ) 使用した部屋の窓及び戸締まりを確認する。
- (7) 日常の管理及び防火点検は次による。
  - (ア) 消火器の所在と標識の確認・整備
  - (イ) 火災報知器の整備
  - (ウ) 消火栓、避難口、避難袋と表示の整備、障害物の撤去
  - (エ) ストープ、加湿器等
  - (オ) 電気配線、延長コードの使用状況

(カ) 戸締まり

- (8) 乾燥注意報，強風注意報等が発表されたときには，これを全職員に周知する。全職員は必要な対応をとれるように待機し，日常点検を特に念入りに行う。
- (9) ストーブ使用のきまりについては，別に定める（教育計画（「火気取り締まり規定」））。
- (10) その他詳細は別に定める（教育計画「防火管理規定」）。

4. 避難所開設について

- (1) 状況に応じて（内陸型地震，大規模火災，ミサイル等の場合），避難所を開設する。詳細については，別に定める（荒浜中学校危機管理マニュアル V-1-1）。

5. 外部機関との連携について

- (1) 目的を達成するために，外部機関との連携を図る。

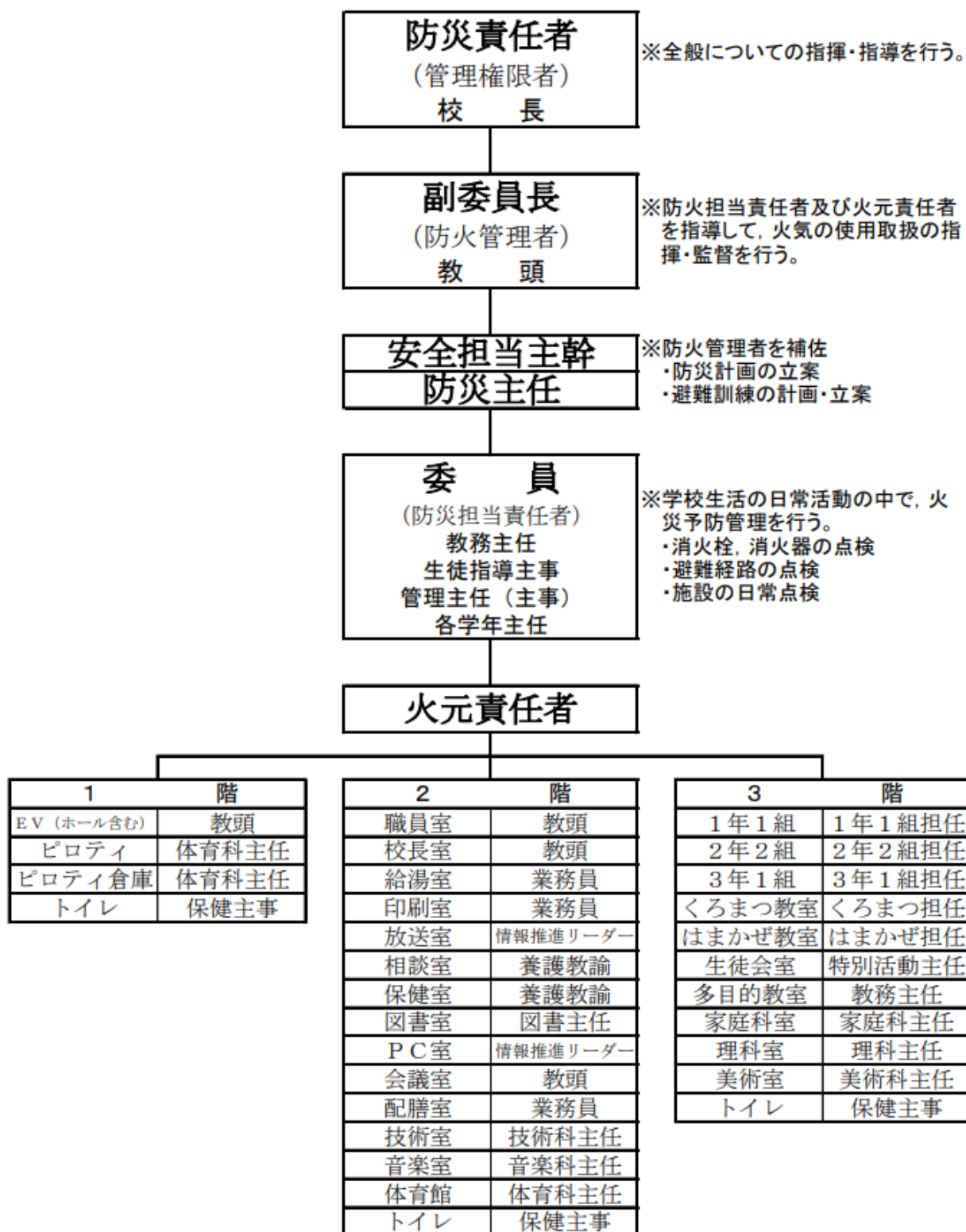


別表 1

予防管理組織

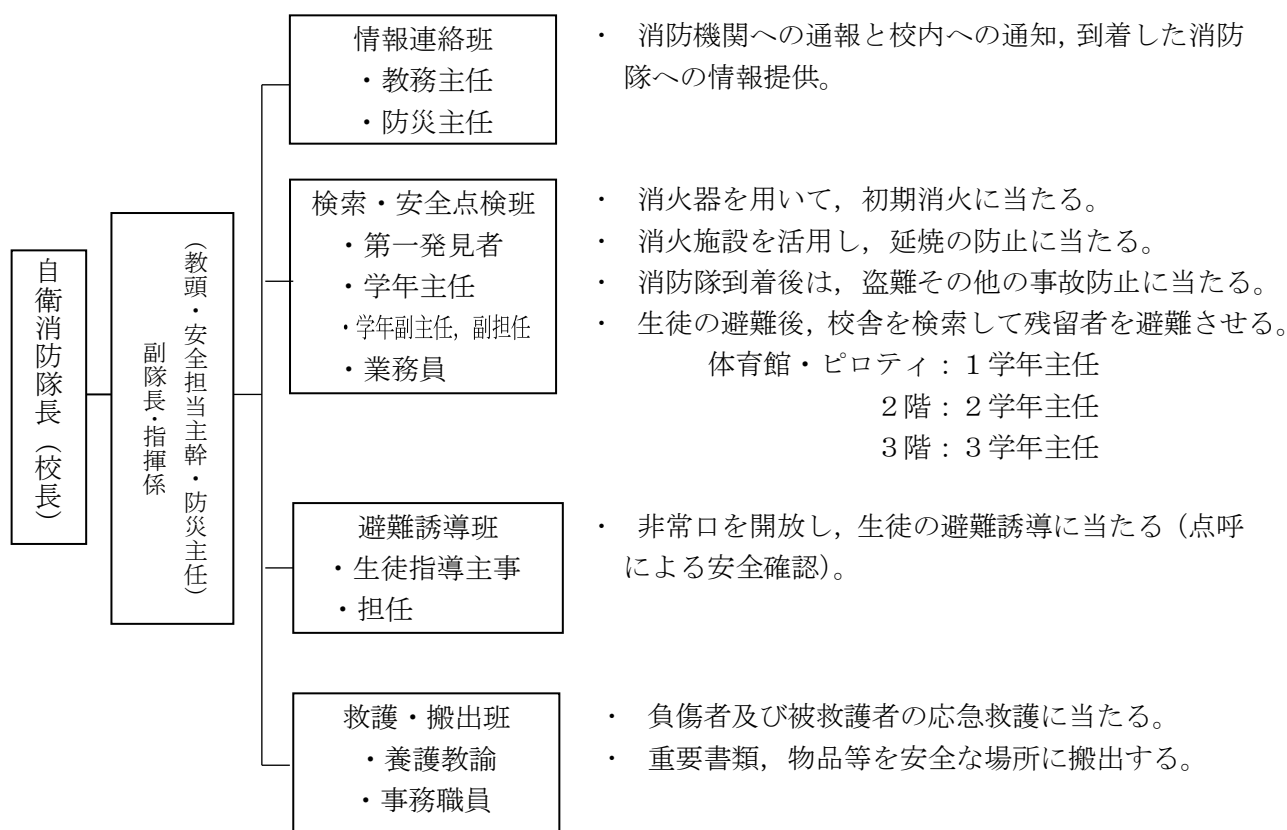
防 災 組 織

《日常における防火管理組織及び任務》



## 別表2 自衛消防隊編成表

災害発生時における防災組織及び任務



### 非常時の教師の心構え

- |              |                           |
|--------------|---------------------------|
| 1 人命の安全確保    | 自他の安全を確認した上で, 任務に当たる。     |
| 2 生徒の把握      | 生徒を教師の指揮下に置き, 生徒を完全に掌握する。 |
| 3 指揮命令の遵守    | 勝手な判断は慎み, 指揮命令に従って行動する。   |
| 4 的確な判断      | 被害状況, 経路の安全, 負傷者の有無を確かめる。 |
| 5 簡単明瞭な指示と報告 | 毅然たる態度で簡単明瞭に指示または報告する。    |
| 6 正確な情報収集    | 冷静に受け止め, 正確な情報をつかむ。       |

## (4) 火災発生時の教師の対応

### (1) 生徒の在校時に火災が発生した場合

- ア 異常を発見した者は、直ちに職員室へ通報する。
- イ 職員室で通報を受けた者は、直ちに警報を鳴らし、緊急放送を通じて、以上の概要を全職員及び全生徒に知らせるとともに、火災の場合は必ず119番へ通報する。
- ウ 緊急放送を受けた教職員は、直ちに指導下にある生徒を把握して事態に対処するとともに、校長の指示を待つ。  
非常事態が休み時間等に発生した場合は、学級担任が直ちに教室に赴き、生徒の指導及び指揮に当たる。  
火災発生が報じられた場合は、空き時間の教職員（休み時間の場合は担任外）は、直ちに消火器を持って火災現場に赴き、初期消火に当たる。
- エ 各階責任者は相互の連絡を図りながら、定められた区域の避難・初期消火の指揮をとるとともに必要な情報を校長に提供する。
- オ 校長は生徒の避難、消火等に対し全体的な判断を下し各階の責任者に指示するとともに、状況に応じて重要書類を搬出するように命じる。
- カ 災害対策本部員（教頭、主幹教諭、教務主任、事務、防災主任）は職員室に結集し、校長の判断を助け、その命により連絡及び書類等の搬出に当たる。
- キ 全体指揮の優先順位は、以下の通りとする。  
① 校長  
② 教頭  
③ 主幹教諭  
④ 防災主任  
⑤ 教務主任  
⑥ 3学年主任→2学年主任→1学年主任
- ク 校長は電話により速やかに事故の状況を町教育委員会へ通報するとともに、後日文書をもって報告する。

### (2) 夜間・休日等に火災が発生した場合

- ア 発見者は直ちに119番通報するとともに、校内にある者に初期消火を呼びかける。なお、校長、教頭にも連絡し、指示を受ける。
- イ 校長は状況に応じ職員連絡網により全職員の招集を命じる。連絡網は別に定める。
- ウ 連絡に当たるもの以外は初期消火に当たる。
- エ その他、重要書類の搬出等、臨機の処置をとる（火災の時は校庭北側へ）。町教育委員会への連絡等は生徒在校時に準ずる。

### (3) 生徒の避難誘導

ア 警報が鳴り、異常が報じられた場合は、教職員はまず生徒を完全に掌握し指揮に従って敏速、沈着かつ静粛に行動できるよう指導する。

イ 教職員は生徒の安全確保のために全力を尽くさなければならない。避難の必要性を感じたり、退避を命じられた場合は、生徒を安全な場所へ誘導する。  
避難経路は別に定めるが、状況に応じて適宜変更する。

ウ 避難誘導に当たっては、常に人員を確認して残留生徒がいないことを確かめ、次の自校についての指導を徹底する。

- ① 窓際の生徒は窓を閉める。
- ② 煙の中を通らなければならない時は、口・鼻をハンカチ等でおおい、身体をできるだけ低くして走り抜ける。階段は後ろ向きに這うように降りる。
- ③ 万一衣服に着火したときは、あわてずに脱ぐ。

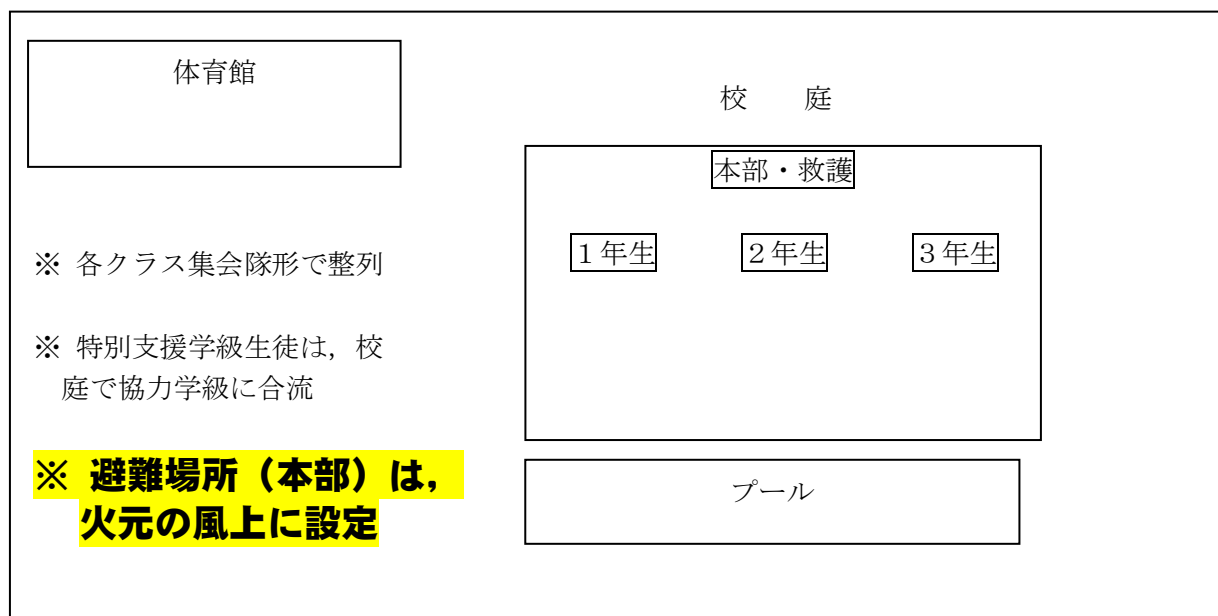
### (5) 火災発生時の避難経路と避難隊形図 (別表3)

#### ○ 避難経路

別表3の通り。ただし、火災発生場所や状況により、安全を優先して変更することがある。

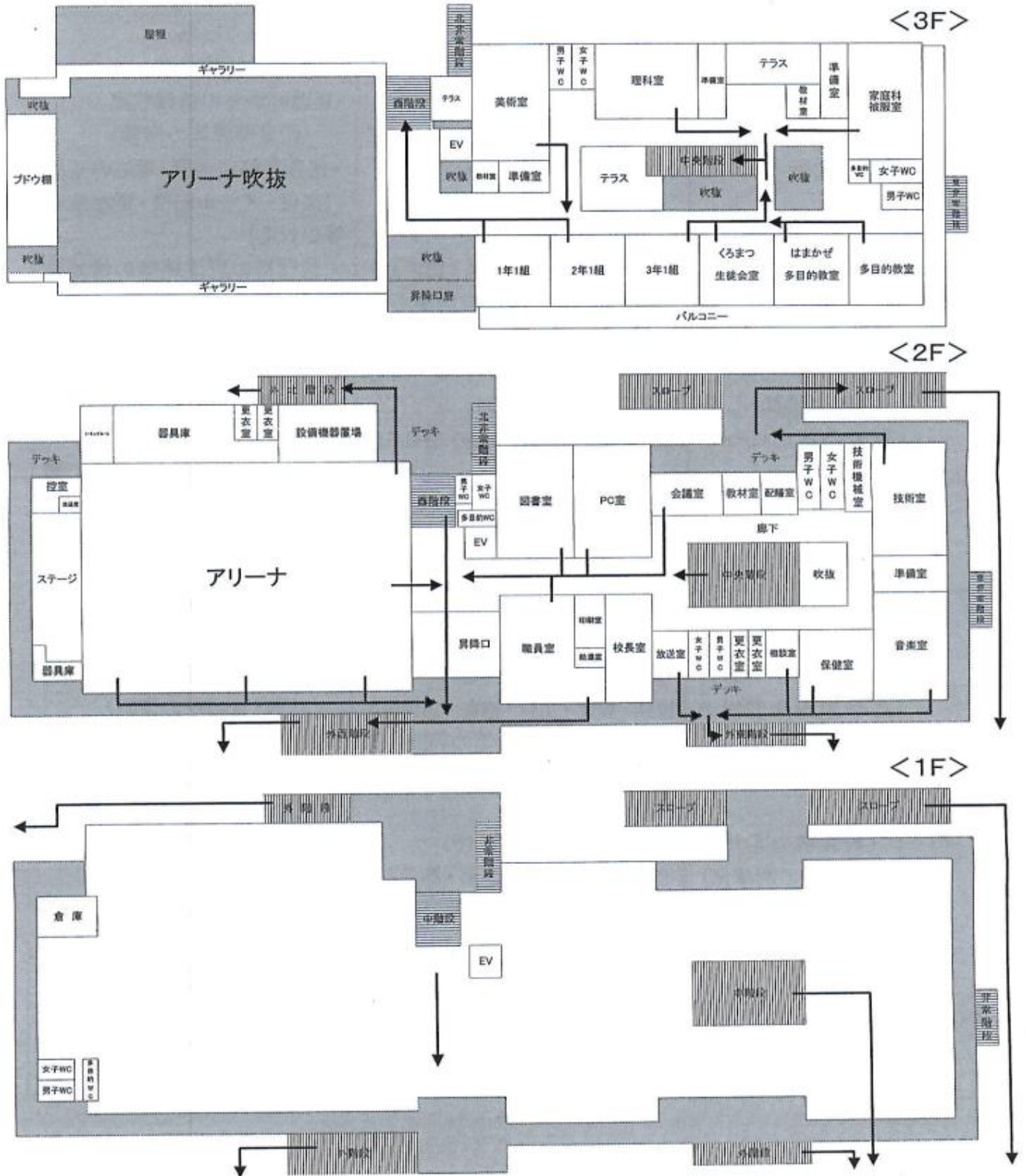
#### ○ 避難隊形図 (プール前駐車場, あるいは校庭南側)

ただし、火災発生場所や状況により、安全を優先して変更することがある。

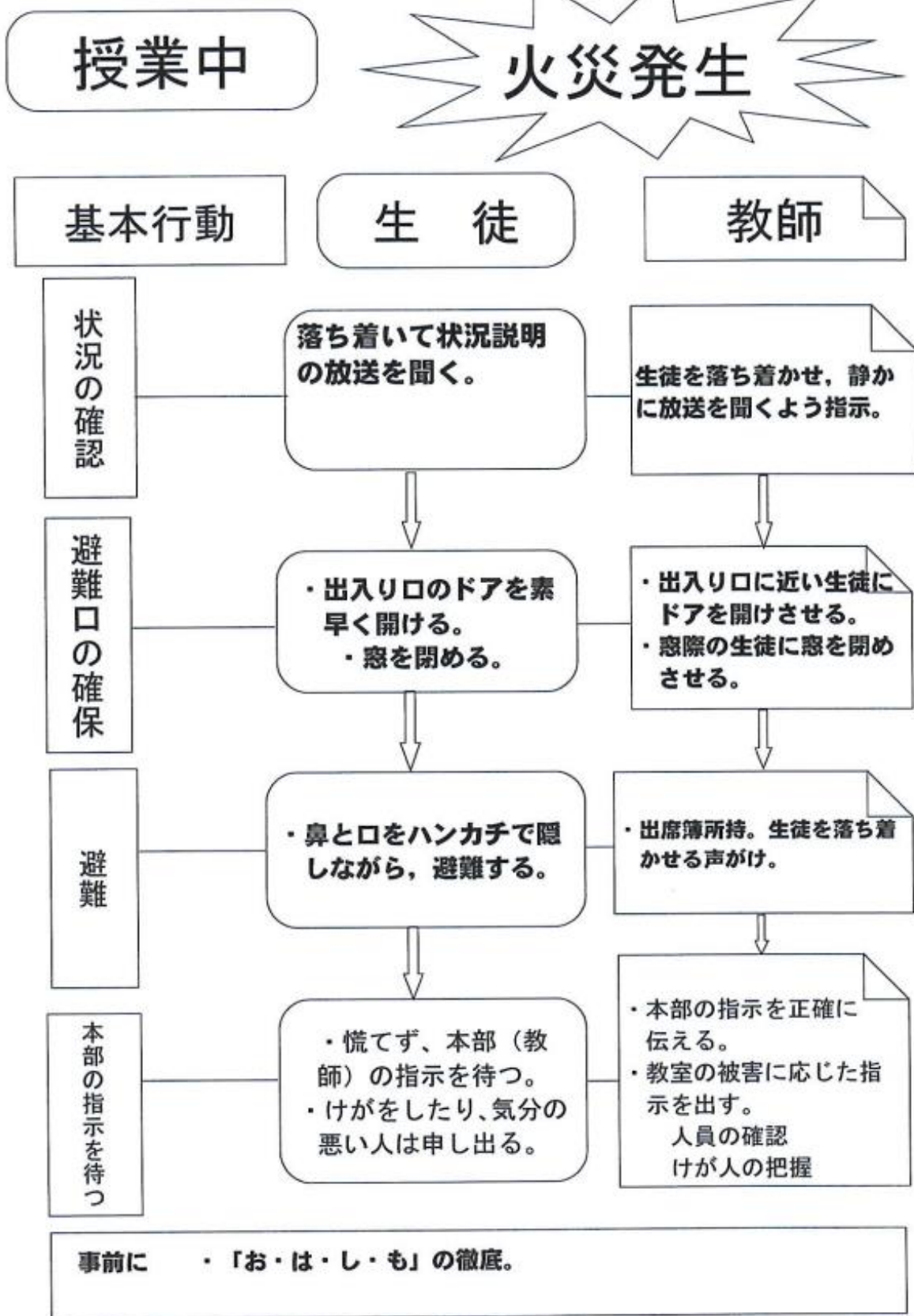


別表 3

# 荒浜中学校 校舎避難経路



普通教室・特別教室にいる時



体育館にいる時

授業中

火災発生

基本行動

生徒

教師

状況の確認

・中央に集合。座る。落ち着いて状況説明の放送を聞く。

生徒を落ち着かせ、静かに放送を聞くよう指示。

避難口の確保

・出入り口のドアを素早く開ける。  
・可能な範囲で窓を閉

・出入り口に近い生徒にドアを開けさせる。  
・可能な範囲で生徒に窓を閉めさせる。

避難

・鼻と口をハンカチで隠しながら、避難する。

・出席簿所持。生徒を落ち着かせる声がけ。

本部の指示を待つ

・慌てず、本部（教師）の指示を待つ。  
・けがをしたり、気分の悪い人は申し出る。

・本部の指示を正確に伝える。  
・教室の被害に応じた指示を出す。  
人員の確認  
けが人の把握

事前に ・「お・は・し・も」の徹底。

校舎外（校庭）にいる時

授業中

火災発生

基本行動

生徒

教師

中央に集合

建物から離れる。校庭の中央に集まる。プールにいるときは、すぐ水から出る。

・建物から離れさせる。  
・校庭の中央に集合  
・教室には入らないようにさせる。

人員の確認

・人員点呼を受ける。

・全員がいるか点呼をし、確認する。  
・怪我の有無を確認

整列

・避難してくる生徒の基準となるので、しっかり整列する。

・避難してくる生徒に備える

本部の指示を待つ

・慌てず、本部（教師）の指示を待つ。  
・けがをしたり、気分の悪い人は申し出る。

・本部の指示を正確に伝える。  
・周囲の状況に応じた指導  
・指示をする。

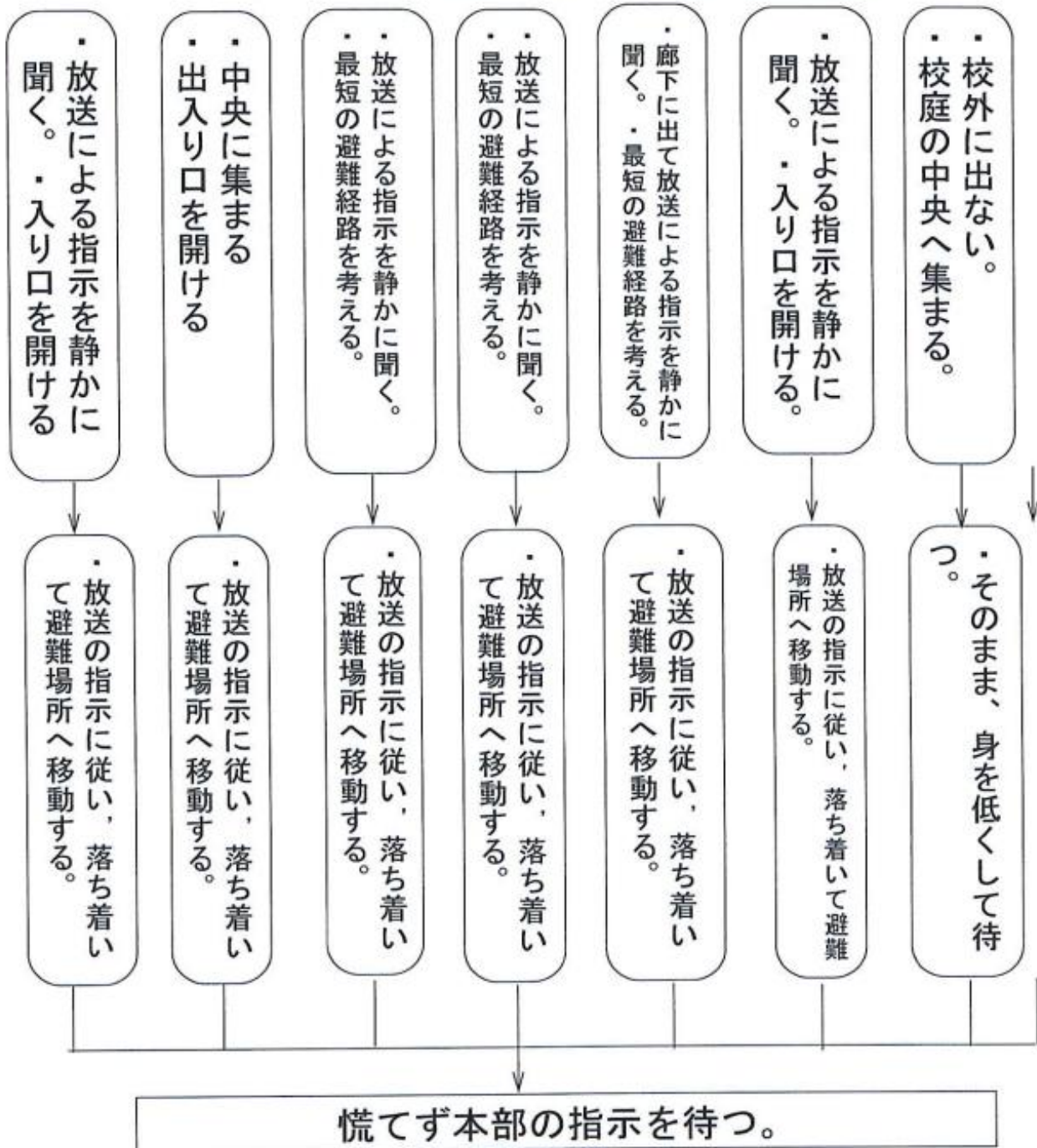


休息・清掃中

# 火災発生

基本行動は授業に準ずる

教室 体育館 廊下 階段 便所 昇降口 校庭



## (7) 防火シャッター・火災報知器の取り扱いと復元

### 1) 防火シャッターの復元

#### 防火シャッター 復元するには

2011.11.08 作成

##### 解除セット

・電動ドリル

(回転アダプター、バッテリー、マイナスドライバーまたは10円

玉など)

・懐中電灯…職員室から

・脚立……階段下から



① 廊下天井の点検口を、脚立を立てて開ける。

マイナスねじを90度回す。

② 手動閉鎖器具のカバーが戻っていることを確かめる。

戻っていないと巻き上げられません。



③ 天井内のロック解除のピンを引く。



手こたえがあればリセットされています。ただし、わかりにくいので、とりあえず④に進み巻いてみる。上がればOK。

④ ハンドルを回す。左右どちらでもOK



手動でも可能ですが、とても大変です。

電動ドリル使用なら、終了まで5分程度。



ここを押さえる

ワイヤーの遊びがあるので、巻き上げ開始まで多少時間がかかります。  
操作者は、シャッターの戻り状況が見えません。補助者が巻き上げ状況の声掛けを。  
途中でのバッテリー交換のための充電も。



- ⑥ 防災盤のランプ(職員室内)の消灯を確認。



- ⑥ 次回のためにバッテリーを充電。  
⑦ 解除セット、懐中電灯等を返却して完了。

## 2) 防火シャッターの取り扱いと仕組み

- ・手動で閉める。火災発生時には気付いた教職員が閉める。
- ・煙報知器が鳴った場合は、生徒が閉める。
- ・引くタイプのスイッチは、途中でぶつかるとそこで一旦停止し、再度閉まる仕組みがある。
- ・丸い押しボタンのスイッチは、一気に下まで布のシャッターが降りる。  
丸い押しボタンの3カ所だけ防火生地で出入りができる。
- ・全部閉まったときには、中央階段2階扉を開けて1階に避難する。
- ・大きな地震の後に校内で火災が発生すると、地域の一次避難所として使用できなくなる。

## 3) 火災報知器の取り扱いと仕組み

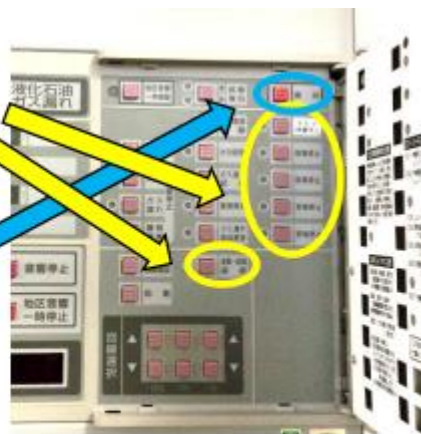
### (1) 火災報知器が作動した場合の設備の状況

- ① 火災報知器のボタンを押すと非常ベルが鳴る。
- ② ボタンを押した瞬間に、火災報知器の下にある消火栓のホースに水がくみ上がり始める。
  - ※ 訓練時や誤って押してしまった場合は、復旧作業が必要。
  - ※ 防火シャッターは、天井の火災警報器が煙を感知すると自動で閉まる(←非常ベルが鳴っただけでは自動で閉まらない)。防火シャッターの手動のレバーが存在するのは、火災発生時に自動で閉まる前にいち早くシャッターを閉め、煙が蔓延するのを防ぐため。レバーを引いている間だけシャッターが閉まる(一時停止可能)。
  - ※ 防火シャッターの配膳室前の丸いボタンは、一時停止できないボタン。非常時にのみ使用する。



## (2) 火災報知器の復旧手順（火災訓練時）

- ① 訓練前に日時を警備会社（全日警）に連絡しておく。  
校長室の扉の手前にある「防災監視盤」パネルで、右端のボタン5個と真ん中の一番下のボタン1個を押す。
- ② 非常ベルを鳴らす。
- ③ 右上の赤い「復旧」ボタンを押す。異状を知らせるパネルのランプが消える。
- ④ 異状ありのランプが消えたのを確認して、①で押したボタン6個をもう一度押す。
- ⑤ 押した非常ベルの所に行く。  
押すと赤いランプが付いている（発信している）状態になる。  
火災報知器のカバーを上げて、緑のリセットボタンを押す。



### ◎補足説明…赤くない火災報知器について

ピロティ天井にある火災報知器…高温にしか反応しない  
室内の火災報知器は…物があたって反応する

①防災監視盤で反応しているところの火災報知器を見て、四角い赤いランプの点灯の有無と場所を確認。

②防災監視盤の扉の裏の「一括連動停止」レバーを「停止」にする。

③扉を閉めて赤い復旧ボタンを押す。ランプが付いているボタンをすべて押して、消灯する。

④非常ベルのボタンの上にある小窓を開けて、レバーを下に押す。

⑤全日警に電話する。→来校したときに、状況を伝える。

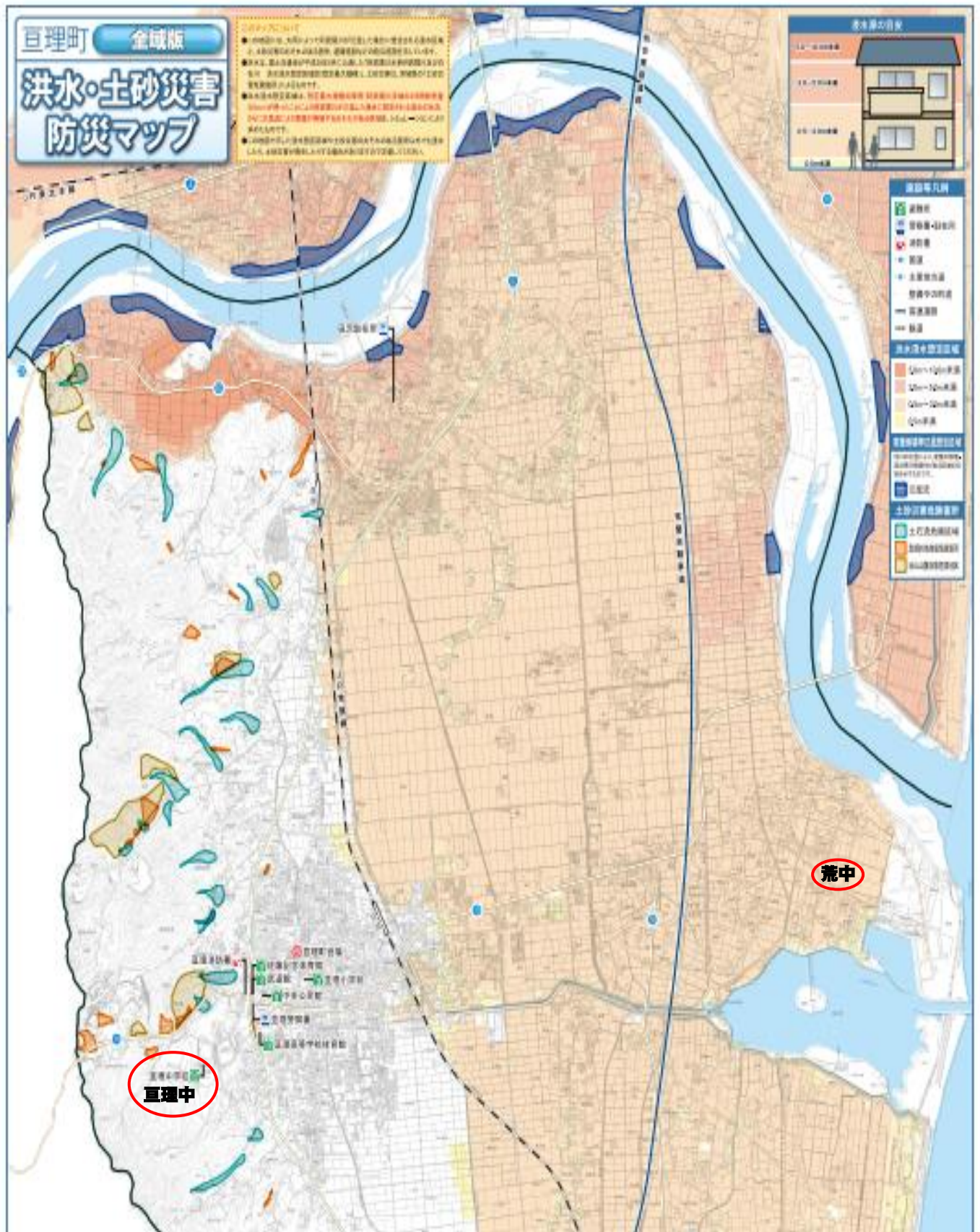
⑥アオキ（火災報知器の会社）に電話して状況を伝える。（担当：はすみさん）

## 4) その他

- 火災報知器を復旧しても、防火シャッターがしまっている間は警報音が鳴り続ける。  
防火シャッターの復旧には時間がかかるので、次の（ア）（イ）いずれかの方法で警報音のみを一時停止する。
  - （ア）「音響停止」「地区音響一時停止」を同時に長押しする。  
→解除するときはもう一度長押しする。
  - （イ）「防災監視盤」パネルの扉の裏にあるレバーで一時停止する。  
→復旧後忘れずに元に戻す。

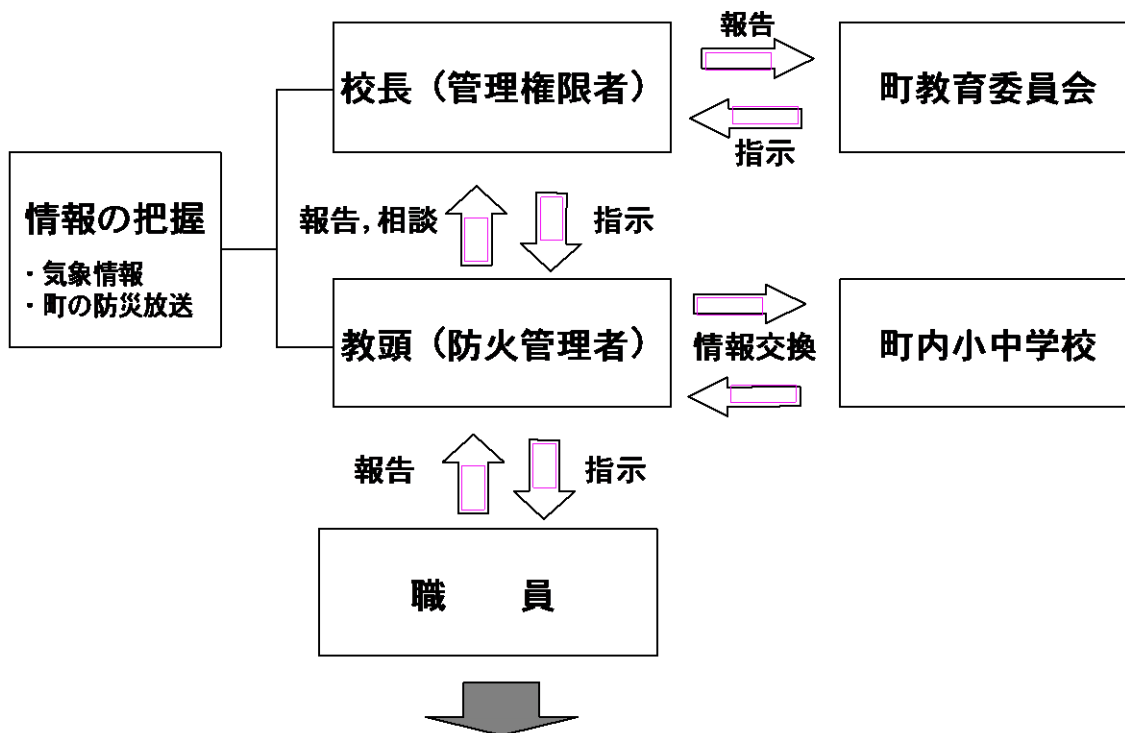
### Ⅲ－２ 風水害（雷，暴風，大雨，洪水，大雪警報）発生時の対応

#### （１）亶理町の洪水・土砂災害防災マップ



亶理町ホームページより引用

### 1) 風水害発生時の対応



#### ケース1 登校時 (生徒の登校に危険が予想される場合)

- ・ケースA…臨時休業の措置
  - ・ケースB…登校時刻を遅らせる措置
- } 家庭へ連絡
- 文書で (校長名で)
  - メール配信で
  - 個別に電話連絡で

#### ケース2 下校時 (生徒の下校に危険が予測される場合)

- ・ケースA…学校に待機させる措置
  - ・ケースB…集団下校の措置
  - ・ケースC…一斉下校の措置
  - ・ケースD…下校時刻を早める措置
- } 家庭へ連絡
- メール配信で
  - 個別に電話連絡で
  - ホームページで
- } 職員による街頭指導
- 通学路の安全確保, 安全確認
- } 家庭へ連絡
- 給食センターなど関係機関への連絡

## 2) 配備体制と配備内容

### ① 登校前（早朝・休日・夜間含む）

区分	配備時期	配備体制	配備内容	生徒の動き
なし	下記の各種 <b>注意報</b> 発表時 雷, 暴風, 大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 大雪	校長 教頭 主幹教諭 教務主任 防災主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報収集</li> <li>・ 通学路, 学校周辺の安全確認</li> <li>・ 警報に切り替わることを視野に, 準備や待機</li> </ul>	◆家庭での対応
特別警戒本部（2号配備）	下記の各種 <b>警報</b> が発表され, <u>広範囲, 大規模な災害発生が予想される時</u> 雷, 暴風, 大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 大雪	校長 教頭 主幹教諭 教務主任 防災主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報収集</li> <li>・ 通学路, 学校周辺の安全確認</li> <li>・ 臨時休業, 始業時刻繰り下げ等の判断 → 保護者へのメール配信</li> <li>・ 教職員への対応指示</li> </ul>	◆家庭での対応
災害対策本部（3号配備）	下記の各種 <b>特別警報</b> 発表時 雷, 暴風, 大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 大雪	全教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報収集</li> <li>・ 通学路, 学校周辺の安全確認</li> <li>・ 臨時休業, 始業時刻繰り下げ等の判断 → 保護者へのメール配信 → 安否確認メールの返信依頼</li> <li>・ 教職員への対応指示</li> <li>・ 避難所となる互理中での避難所運営支援</li> </ul>	◆家庭での対応 ◆状況に応じて, 安否確認の実施

② 在校時

区分	配備時期	配備体制	配備内容	生徒の動き
なし	下記の各種 <b>注意報</b> 発表時 雷, 暴風, 大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 大雪	校長 教頭 主幹教諭 教務主任 防災主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報収集</li> <li>・ 通学路, 学校周辺の安全確認</li> <li>・ 警報に切り替わることを視野に, 準備や待機</li> </ul>	◆ 通常授業
特別警戒本部 (2号配備)	下記の各種 <b>警報</b> が発表され, <u>広範囲, 大規模な災害発生が予想される時</u> 雷, 暴風, 大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 大雪	校長 教頭 主幹教諭 教務主任 防災主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報収集</li> <li>・ 通学路, 学校周辺の安全確認</li> <li>・ 授業打ち切り, 学校待機等の判断</li> <li>・ 保護者引き渡しの判断・対応 → 保護者へのメール配信</li> </ul>	<b>【授業打ち切りの場合】</b> 安全に気をつけて下校  <b>【引き渡しの場合】</b> 保護者が来るまで学校で待機
災害対策本部 (3号配備)	下記の各種 <b>特別警報</b> 発表時 雷, 暴風, 大雨, 洪水, 高潮, 暴風雪, 大雪	全教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報収集</li> <li>・ 通学路, 学校周辺の安全確認</li> <li>・ 授業打ち切り, 学校待機等の判断</li> <li>・ 保護者引き渡しの判断・対応 → 保護者へのメール配信</li> <li>・ 生徒の安全確保 → 垂直避難 (3階各教室等で待機)</li> </ul>	<b>【授業打ち切りの場合】</b> 安全に気をつけて下校  <b>【引き渡しの場合】</b> 保護者が来るまで学校で待機


※ 保護者が迎えに来るまでは, 生徒は学校 (3階) に待機させる。

※ 引き渡しの時は, 別紙「災害時引き渡しカード」の通り, 日時や氏名等の記録を取る。  
ただし, 保護者への引き渡しは避難中の安全が確保できる場合に限る。

※ 雷が鳴っている場合, 雷警報発表時・・・屋外で活動している場合は, 速やかに校舎内へ避難



③ 野外活動や修学旅行など，校外活動時の発生

区分	配備時期	配備体制	配備内容	生徒の動き
なし	下記の各種 <b>注意報</b> 発表時 雷，暴風，大雨，洪水，高潮，暴風雪，大雪	校長 教頭 主幹教諭 教務主任 防災主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報，電車の運行情報収集</li> <li>・ 活動場所周辺の安全確認</li> <li>・ 警報に切り替わることを視野に，準備や待機</li> <li>・ 生徒への対応を協議</li> </ul>	安全に留意し，予定通り活動（ただし，屋外の活動は控える）。
特別警戒本部（2号配備）	下記の各種 <b>警報</b> が発表され， <u>広範囲，大規模な災害発生が予想される時</u> 雷，暴風，大雨，洪水，高潮，暴風雪，大雪	校長 又は教頭  隊長(引率者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報，電車の運行情報収集</li> <li>・ 活動場所周辺の安全確認</li> <li>・ 引率者は，生徒の状況や安否確認情報を学校へ連絡 → 保護者へのメール配信</li> <li>・ 生徒への対応を協議</li> <li>・ 生徒の活動場所近くの避難場所へ行く</li> </ul>	最寄りの安全な建物へ避難（待機）
災害対策本部（3号配備）	下記の各種 <b>特別警報</b> 発表時 雷，暴風，大雨，洪水，高潮，暴風雪，大雪	全教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報，電車の運行情報収集</li> <li>・ 活動場所周辺の安全確認</li> <li>・ 引率者は，生徒の状況や安否確認情報を学校へ連絡 → 保護者へのメール配信</li> <li>・ 生徒への対応を協議</li> <li>・ 生徒の活動場所近くの避難場所へ行く</li> </ul>	最寄りの安全な建物へ避難（待機）

※ 自主研修など，少人数でそれぞれの計画で活動する場合は，事前指導で動線上の避難できる建物を確認しておく（本人・学校・家庭・旅行者の4者で情報を共有）。

### Ⅲ－３ 突風・竜巻が想定される場合の対応

#### (1) 防災体制，及び役割分担

#### 発達した積乱雲が近づく兆し

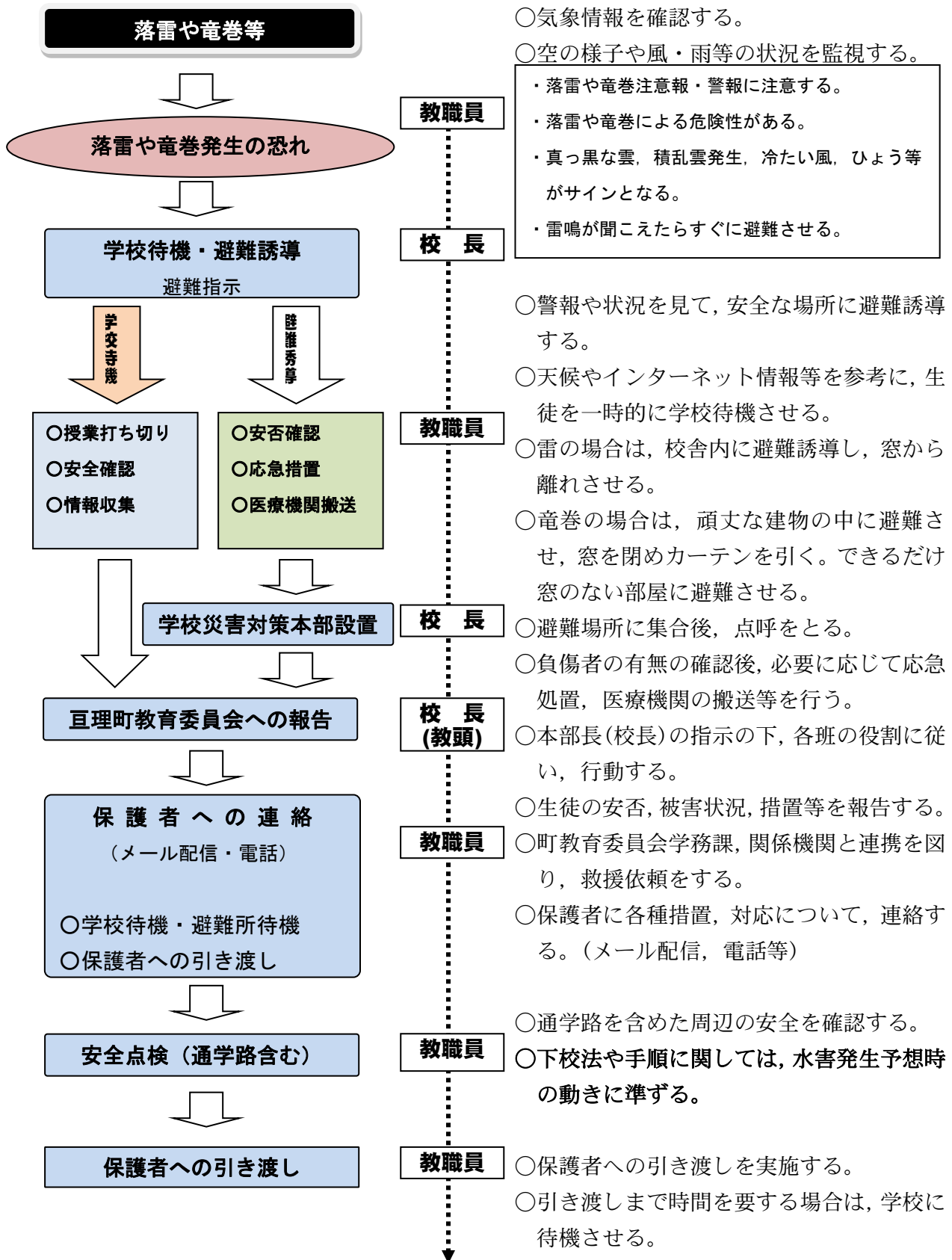
- ・真っ黒い雲が近づき周囲が急に暗くなる。
- ・雷鳴が聞こえたり，雷光が見えたりする。
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す。

#### 1) 登校前（早朝・休日・夜間含む）

状況	教職員の動き	生徒の動き	備考
雷注意報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象情報収集</li> <li>・竜巻注意情報の発表を視野に，準備や待機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭で気象情報収集</li> <li>・不要不急の外出を控える。</li> </ul>	◆家庭での対応
竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校舎内外施設・設備の安全確保</li> <li>・必要に応じて学校待機</li> <li>・必要に応じてメール配信</li> <li>・必要に応じて避難所開設・運営支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警報が解除されるまでは，屋内の安全な場所で待機。</li> <li>・窓・カーテンを閉めて屋内退避。できるだけ窓のない部屋に避難する。</li> </ul>	◆家庭での対応
竜巻注意情報解除後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路の被害状況調査</li> <li>・翌登校日・・・校舎内外施設・設備の安全点検 →町教委への報告</li> <li>・翌登校日・・・生徒・教職員の家庭の被害状況調査 →町教委への報告</li> <li>・必要に応じて安否確認</li> <li>・必要に応じて今後の対応を検討，メール配信（始業時刻繰り下げ等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族と一緒に家庭の被害状況を調査</li> <li>・翌登校日・・・安全に気を付けて登校</li> </ul>	◆家庭での対応

2) 在校時

◆ 竜巻が間近に迫ったら→【気象情報の確認】空の様子を見て発達した積乱雲が近づいているか確認する。



◆ 竜巻が過ぎたら・・・生徒のけが等の状況, 及び校舎の状況の確認。→ 町教委への報告

### 3) 登下校時

状 況	教職員の動き	生徒の動き	備 考
<p style="text-align: center;"><b>登下校時 (屋外)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天気の急変が予想される時は、登下校を控えるようメール配信で保護者に連絡する。</li> <li>・下校前の生徒は、図書室で待機させる。</li> </ul>	<p><b>天気の急変が予想される場合は、登下校を控える。</b></p> <p><b>〈 万が一登下校時に遭遇した場合 〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自転車は倒した状態で道路の端に寄せておき、ヘルメットを着用したまま近くの頑丈な建物の中に避難する。</li> <li>・ 建物がなければ、ヘルメットを着用したまま近くの水路やくぼみに身を伏して両腕で頭と首を守る。</li> </ul> <p>※ 倒壊の危険があるので、電柱や太い樹木から離れる。</p>	<p><b>【登校時】</b> 突風等が収まったら、安全に気を付けて登校</p> <p><b>【下校時】</b> 突風等が収まったら、安全に気を付けて下校</p>

※ 登下校中に竜巻が発生したときの具体的な対応の仕方について、事前に確認しておく。

#### 4) 野外活動や修学旅行など、校外活動時の発生

状 況	教職員の動き	生徒の動き	備 考
屋内にいる 場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報収集</li> <li>・ 活動場所周辺の安全確認</li> <li>・ 団長（校長 or 教頭）の指示で緊急事態を知らせる。</li> <li>・ 安全な場所を確保し、生徒に安全な態勢を取らせる。窓から離れた場所に身を隠すように指示する。</li> <li>・ 引率者は、生徒の状況や安否確認情報を学校へ連絡する。 → 保護者へのメール配信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 窓から離れた場所へ避難。【大きなガラス窓の下や周囲は危険】</li> <li>・ 壁の近くなど、物陰に入って身を小さくする。</li> <li>・ (可能であれば) 出入り口のドアを閉める。</li> <li>・ (可能であれば) 窓を閉め（鍵をかける）、カーテンを閉める。</li> <li>・ 危険な用具使用時は、直ちに安全な場所に片付ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全に留意し、予定通り活動</li> <li>・ 特別支援学級生徒への配慮</li> </ul>
屋外にいる 場合	<p><b>天気の急変が予想される場合は、屋外での活動や自主研修を控え、日程の変更を検討する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報、電車の運行情報収集</li> <li>・ 生徒を素早く丈夫な建物内へ誘導し、安全確保に努める。</li> <li>・ 修学旅行自主研修中の場合、生徒にメールで対応を指示し、メールや通話で安否状況を確認する。</li> <li>・ 引率者は、生徒の状況や安否確認情報を学校へ連絡する。 → 保護者へのメール配信</li> <li>・ 竜巻注意情報解除後、必要に応じて、生徒の活動場所近くの避難場所へ行く。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教師と別行動であっても、最寄りの丈夫な建物へ避難（待機）</li> <li>・ 建物がなければ、近くのくぼみに身を伏して両腕で頭と首を守る。</li> </ul> <p>※ 倒壊の危険があるので、電柱や太い樹木から離れる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 可能な手段で気象情報や電車の運行情報の収集を行う。</li> <li>・ 修学旅行自主研修中の場合、メールや通話で教師からの指示を受け、安否状況を知らせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別支援学級生徒への配慮</li> </ul>

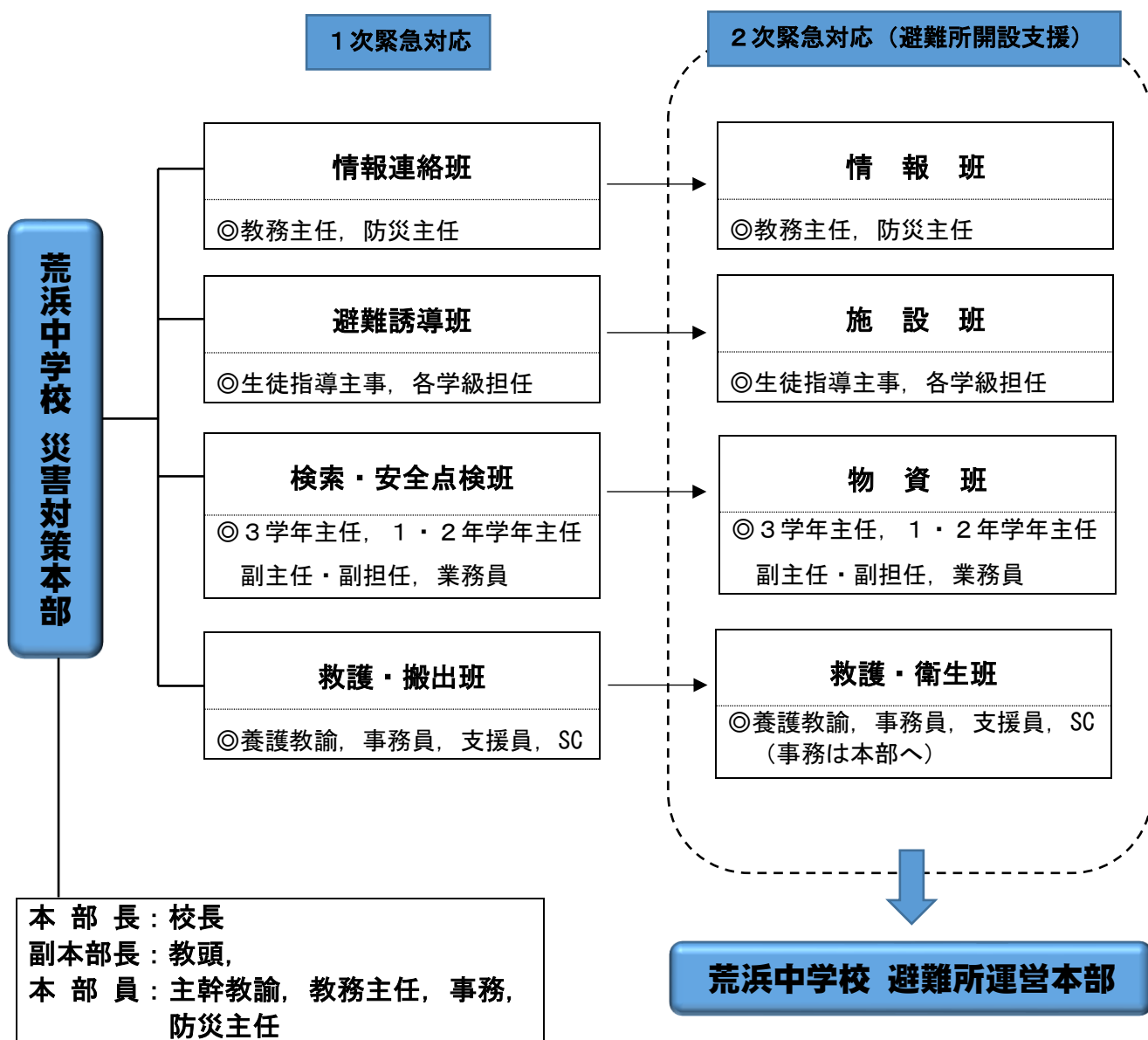
※ 自主研修など、少人数でそれぞれの計画で活動する場合は、事前指導で動線上の避難できる建物を確認しておく（本人・学校・家庭・旅行業者の4者で情報を共有）。

### III - 4 弾道ミサイルの落下が想定される場合の対応と避難誘導

#### (1) 在校時の発生

ただちに、荒浜中学校災害対策本部（以下「本部」）を設置し、迅速かつ組織的に災害対応に当たる。

#### 1) 基本編成図①【内陸型地震，在校時・登下校時津波，火災，風水害，他各種災害時】



※ 本部長（本部）⇔ 各班長 ⇔ 班員 の連絡体制で迅速に業務にあたる。

※ 本部長代理順位……①教頭，②主幹教諭，③教務主任 ④防災主任

※ 災害の状況に応じて，他班の支援体制を考える。（1次緊急対応を優先にする）

## 2) 各班の業務内容

### 《学校災害対策本部組織 各班の業務内容》

分担(班)名	主な業務	避難所開設支援	
<b>本部</b> ・校長 ・教頭 ・安全担当主幹教諭 ・防災主任	・全体指揮 ・各班との連携の下に校内の被災状況を把握する。 ・町災对本部、町教育委員会対策本部、PTA、外部機関との連絡に当たる。 ・被害の状況に応じ、第二次避難場所への避難、応急対策を決定し、生徒・職員の安全確保を図る。 ・避難所の運営のために必要となる業務に関し、各班と連絡・調整する。 ・非常口(屋上等)の開錠・施錠 ・非常持出品の搬出 ・報道機関との連絡・対応	・避難所の施設管理 ・避難所運営本部・副本部長と連携を取り、避難所の住民による自主運営の統括を支援する。	
<b>情報連絡班</b> ・教務主任 ・防災主任	・校内放送等による連絡や指示 ・生徒や職員の安否・負傷者の有無を確認し、本部に連絡する。 ・帰宅困難な生徒を保護し、家庭との連絡を取る。 ・休業時間以外の時間帯に発災した場合には、生徒及び家族の被災状況を確認する。 ・一斉メールや安否確認メールの配信 ・保護者への生徒の引き渡し(引き渡しカード)	<b>情報班</b>	・避難所運営会議の設置 ・情報の収集・整理・確認 ・避難所内の情報伝達 ・避難者名簿の作成・管理 ・避難所内の割り振りの支援
<b>避難誘導班</b> ・生徒指導主事 ・担任	・発災直後の生徒の身の安全確保の指示、及び直後の安否確認 ・安全な避難経路を確認して、生徒を安全に避難誘導する。 ・生徒の安否確認状況と負傷状況を本部へ報告 ・地域の被災状況・通学路の安全確認した後、別に定める帰宅方法に基づき帰宅させる。	<b>施設班</b>	・建物内の安全維持補修 ・テントの設営 ・避難者の状況把握 ・避難所生活ルールの策定 ・出火防止対策の支援
<b>検索・安全点検班</b> ・学年主任 ・副主任・副担任 ・業務員	・行方不明生徒の検索、及び校舎の被害状況の確認を本部へ報告 【ピロティ・体育館】：1学年主任 【2階】：2学年主任 【3階・西階段の屋上手前】：3学年主任 ・初期消火とガスや水道の元栓の閉止 ・理科室の薬品点検 ・その他施設設備の安全確認	<b>物資班</b>	・備蓄物資の確認、配分 ・救援物資の受け入れ・配給 ・飲料水・生活用水の確保・配給 ・炊き出しの支援
<b>救護・搬出班</b> ・養護教諭 ・事務員	・救急用品の確保、搬出 ・負傷した生徒・職員・近隣から運び込まれた人の保護や救急処置→本部への報告 ・重傷者の移送 ・心のケアの実施 ・重要書類、重要物品の搬出	<b>救護衛生班</b>	・負傷者・病人の応急手当 ・救護所の活動に協力 ・避難所内の衛生管理 ・仮設トイレ・ゴミ集積所の管理維持 ・避難住民の心のケアの支援

※人員が不足する場合は、互いに声を掛け合い、担当を確認しながら業務に当たる。

### 3) 避難計画 [在宅時・登下校時・在校時]

#### 【弾道ミサイル発射に係るJアラート等作動時の対応(原則)】

時間帯	判断者	判断
時間帯	判断者	在校中 登下校中 在宅・外出中
	判断者	校長が判断 児童生徒等が判断 保護者等が判断
発射	他地域の方向に発射 (Jアラートは作動せず)	通常通り(情報収集は行う)
	本県の方向に発射 (Jアラートが作動)	避難行動①(詳細は別紙)
落下	日本の領海外に落下	通常生活に戻る
	日本の領土・領海に落下	避難行動②(詳細は別紙)

#### 1 始業前(登校前)に弾道ミサイル発射に係るJアラートが作動した場合

Jアラート①(発射情報・避難の呼びかけ)	『ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難してください。』
----------------------	---



#### 2 登下校時に弾道ミサイル発射に係るJアラートが作動した場合

- Jアラートを活用して発信される防災無線等の指示を聞き、速やかに避難行動をとります。
- ・直ちに建物の中、又は地下に避難します。(状況に応じて学校・自宅・近隣の施設等に避難)
- ・近くに建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守ります。

#### 3 在校時に弾道ミサイル発射に係るJアラートが作動した場合

- Jアラートや各種報道の指示に従い、避難行動をとります。
- 続報等で情報収集を行い、安全が確認(避難解除)されるまで、「学校待機」を原則とします。
- 状況に応じて「授業の再開」や「下校指示」、場合によっては「保護者への引き渡し」等の措置をとることもあります。

飛翔中【Jアラート作動, 防災無線】⇒ **3号配備** 荒浜中学校災害対策本部 設置

**校舎3階 ①1年教室前廊下・3階東トイレ前(②くろまつ・はまかぜ)**へ生徒を避難誘導

学級ごとに男女各1列で整列 → 人数確認(担任) → 本部へ報告 → 町教委へ報告

- 在校時の発生でも、近隣住民の方が避難することも想定される。その際は、上記避難場所へ誘導する(可能な範囲で、生徒と別室で)。要配慮者は会議室へ誘導。
- 避難が中・長期化する場合は、各教室(廊下側)への避難、あるいは別紙『避難所施設利用計画』に基づいて施設を利用する。

- ※ 職員室及び校長室は、教職員以外立ち入り禁止区域とする(荒中災対本部として使用)。
- ※ 体育館や保健室には、避難しない。

#### 4 Jアラート作動時の対応について、ご家庭でもお子様と確認いただきたい点

##### 1 弾道ミサイルについての知識

- ①弾道ミサイルは発射して短時間で着弾する。(ミサイルの種類や発射場所によって異なるが、約10分前後)
- ②ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、Jアラートを活用して、防災無線等で情報が発信される。

##### 2 Jアラートのメッセージが流れた後の避難行動

###### 【屋外にいる場合】

- ・近くの建物の中や地下などに避難する。(木造の建物よりコンクリート構造の建物がより安全) → 通学路途中の避難場所も確認。
- ・近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。

###### 【屋内にいる場合】

- ・窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。(暴風で壊れた窓ガラスで被害を受けないため)

##### 3 その他

- ※特に休日は、部活動や大会、外出等で屋外にいることが多い。もしJアラートが作動したら、防災無線等からの情報をもとに、安全確保(屋内退避・自宅待機等)に努めるなど、自分で危険を予測し、正しく判断・行動する。



## 【弾道ミサイル発射等に係る対応(「避難行動①」「避難行動②」)の詳細】

### (1)弾道ミサイル発射時の対応(日本に飛来する可能性のある場合)⇒避難行動①

Jアラート①(発射情報・避難の呼びかけ)	『ミサイル発射。ミサイル発射。北朝鮮からミサイルが発射された模様です。建物の中、又は地下に避難してください。』
----------------------	---

避難行動①	在校中	登下校中	在宅・外出中
	屋内退避(落下物や爆発に備えた行動)		
外/屋外にいる場合	・外にいる場合は、直ちに校舎内に避難する。 ・窓から離れた場所で身を守る。	・直ちに建物の中、又は地下に避難する。 ・近くに建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。 ※児童生徒自身で判断し避難行動をとれるよう指導を徹底する。	・直ちに建物の中、又は地下に避難する。
校舎内/屋内にいる場合	・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。 ・校外活動は、登下校中の避難行動と同様とする。		・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。
自動車にいる場合	・車は燃料のガソリンなどに引火する恐れがあるため、車を止めて頑丈な建物や地下街などに避難する。 ・周囲に避難できる頑丈な建物や地下街などがいない場合、車から離れて地面に伏せ、頭部を守る。		

Jアラート②(通過情報)	『ミサイル通過。ミサイル通過。先程のミサイルは、〇〇地方から〇〇へ通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡してください。』
--------------	---

避難行動①	避難行動の解除(「Jアラート②通過情報」を受けて)		
	通常生活に戻る	登下校を行う	通常生活に戻る

※在校中に「避難行動①」をとり、Jアラート等の発信情報により、ミサイルが日本の上空を通過したことを確認後、避難行動の解除を校長が行う。

### (2)弾道ミサイル落下時の対応(日本の領土・領海に落下する可能性がある場合)⇒避難行動②

Jアラート②(直ちに避難することの呼びかけ)	『直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが落下する可能性があります。直ちに避難してください。』
------------------------	--

在校中	登下校中	在宅・外出中
避難行動継続		

Jアラート③(落下場所等についての情報)	『ミサイル落下。ミサイル落下。ミサイルが〇〇地方に落下した可能性があります。続報を伝達しますので、引き続き屋内に避難してください。』
----------------------	--

避難行動②	在校中	登下校中	在宅・外出中
	避難行動継続(放射線等から身を守る行動)		
外/屋外にいる場合	・外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら直ちに校舎内に避難する。	・口と鼻をハンカチで覆いながら、密閉性の高い建物の中に避難する。	・外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら直ちに屋内に避難する。
校舎内/屋内にいる場合	・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。		・換気扇を止め、窓を閉め目張りをして室内を密閉する。

避難行動継続
--------

※続報として、屋内退避解除、又は、引き続き屋内退避、あるいは別地域への避難情報が伝達されるので、その指示に従う。  
※在校中に「避難行動②」をとる事態となった場合、避難行動の解除は県教育委員会の解除をもって解除とする。

#### 4) 中総体や修学旅行など、校外活動時の発生

- ※ 登下校中の避難行動と同様の行動をとるよう生徒に指示する。
- ※ 引率教員は、生徒の状況や安否確認情報を学校へ連絡する。
- ※ 他の災害や緊急時の対応と同様に、事前に発災時の行動を、屋内にいる場合、屋外にいる場合に分けて生徒や保護者と共通理解しておく。特に、自主研修のように班ごとに活動する場合は、動線上の避難できる建物を確認するなど具体的な対策を指導しておく。

R5版 非常配備体制簡易マニュアル

区分	配備体制	非常持ち出し品	
警戒本部 (1号配備)	互理小	校長、主幹教諭、防災主任	緊急持ち出し品 生徒名簿、個人防災マニュアル、荒浜中避難者名簿、災害用携帯電話(互理小)、学校携帯帯(遠隔小)、ラジオ、ベスト、トランシーバー
	遠隔小	教頭、教務主任	
特別警戒本部 (2号配備)	互理小	校長、主幹教諭、防災主任	緊急持ち出し品 + 持ち出し可能な範囲で (ペン、マジック、パインダー、軍手、タブレット等)
	遠隔小	教頭、教務主任	
災害対策本部 (3号配備)	互理小	校長、主幹教諭、防災主任、生徒指導主事、養護教諭、佐伯、業務員、支援員、SC	
	遠隔小	教頭、教務主任、佐理、永野、榎右近、中澤、事務	
	互理中 吉田小	黒木 田村(当から1名) 佐藤(主幹)	

※ 教職員は、自身の非常持ち出し品を持参の上参集し、校長の指示のもと、避難所の運営支援や各担当地区を中心とした生徒の安否確認を行う。  
※ 切迫している状況下では非常持ち出し品を持たず、命を最優先にする。  
(互理小・遠隔小・互理中には、地区生徒名簿の保管を依頼してある。)

R5 地区生徒数及び担当教師 (R5.4.20現在 在籍63名)

学年	行地区	担当	R5			合計	合計
			1	2	3		
遠隔小	中野	豊田	1	4	4	9	26
	あぶくま	小野	0	2	1	3	
	遠隔中	佐理	2	4	3	9	
	中野	中澤	0	0	1	1	
	中野	佐理	1	1	1	3	
	中野	佐理	1	0	0	1	
互理小	特別区	川原	5	5	6	16	23
	津町	堀江	0	2	2	4	
	高岡	小川	1	0	1	2	
	高岡	中澤	1	0	0	1	

1年15名 2年20名 3年28名 p.1

荒浜中学校 防災基本マニュアル ①

震度5強以上

1 登校後

- 生徒の安全を確保し、校庭へ避難
- 保護者へメール配信
- 保護者へ引き渡しを行う【引き渡しカード】

※津波警報・注意報が出ている場合は、引き渡しをしない!

2 登校前

- 生徒は身の安全を守り、情報を収集。状況により避難。
- 安否確認メール、電話、避難所等での安否確認
- 通学路の巡視

3 登下校中

- 【徒歩・自転車】登校中→生徒は荒中へ  
下校中→生徒は自宅へ
- メール配信 ○通学路の巡視

p.2

荒浜中学校 防災基本マニュアル ②

津波注意報・警報

1 生徒在宅時(登校していない時)

保護者へメール配信等で連絡

2 生徒登校後

津波到達まで

45分以上ある

自転車で互理小へ水平避難  
(徒歩・車通学生徒は、教師の車で避難)

45分未満しかない

互理中へ垂直避難

避難後、保護者へメール配信等で連絡  
警報・注意報解除後、互理小で生徒の引き渡し

3 登下校中

生徒は自転車で互理小へ(徒歩通学者は教師の車で)

休日、夜間等の場合

津波注意報・警報時、荒中へは立ち入り禁止!  
教職員は配備体制の通りに互小か遠小、(中計)へ

p.3

荒浜中学校 防災基本マニュアル ③

火災発生

1 生徒の誘導

- ①授業中 ⇒ 教科担任
- ②休み時間等 ⇒ 近くの教員

出火場所の確認 ⇒ 風上の指定する場所へ避難(プール前等)

※消火活動は火が天井に届く高さが限界

2 休日等の出火

全職員が出動

消火器の使い方

- 1 ピンを抜く
- 2 ノスルをもって、キヨリをとり
- 3 レバーをオス



p.4



## 風水害 (台風、大雨、大雪)

※ 気象情報を確認し、情報収集に努める

### 1 災害発生前

在宅時	各種警報等発表
登下校中	各種措置判断 (休校、時間指定登校等) 保護者へのメール配信
登校後	

### 2 災害発生時

在宅時	保護者へのメール配信
登下校中	登校中→荒中へ 下校中→自宅へ
登校後	校舎内の安全な場所へ避難 ※屋外で活動している生徒は校舎内へ →メール配信 (待機 or 集団下校 or 一斉下校) →可能な場合は、保護者への引き渡し (ただし、避難中の安全が確保できる場合に限る)

p.5



## 竜巻発生

発生した  
時の速報に  
注意!

### 1 校舎内

- ①カーテンを閉める
  - ②机をできる限り窓から離す
  - ③机の下に潜り、机の脚をしっかりと握る
- ※可能であれば窓のない廊下やトイレへ避難

暴風が予想される  
ときは、登下校させず、  
頑丈な建物内で待機

### 2 屋外

- ①頑丈な建物の中に避難する
- ②建物がなければ近くの水路やくぼみに身を伏して両腕で頭と首を守る



## 原子力災害

- 1 緊急時防護措置を準備する区域 (30 km) 圏内  
→避難または屋内待避が指示される
  - 2 学校では、まずは屋内退避
    - ①情報収集 ②外気の遮断 (窓、ドア、エアコン、換気扇)
    - ③手や顔の洗浄 ④外で着用していたものは着替えて袋へ
- ※必要に応じて引き渡しまで学校で待機

p.6



## 弾道ミサイル

### 1 校舎内

- ①1年教室前廊下・3階東トイレ前へ避難

### 2 登下校中 (屋外)

- ①近くの建物の中に避難
- ②建物がなければ、ヘルメットをかぶったまま物陰で地面に伏せる  
⇒登校中なら荒中へ、下校中なら自宅へ



## 土砂災害

### 前兆が起きたらすく避難

1. 土砂災害の前兆(けがれ)の前兆現象

- ・がけにひび割れができる。
- ・小石がバラバラと落ちてくる。
- ・がけから水が湧き出る。
- ・湧き水が止まる・濁る。
- ・地鳴りがする。

2. 土砂災害の種類は石流から流れるには土砂の流れの方向に対して直交に逃げる。



p.7

### 安否確認の方法

- ① 職員が直接会って行う安否確認 (避難所)
- ② 安否確認メールによる安否確認 (保護者からのメール返信)
- ③ メールで返信できない場合は、  
学校用携帯電話  
080-1690-7816  
への連絡による安否確認

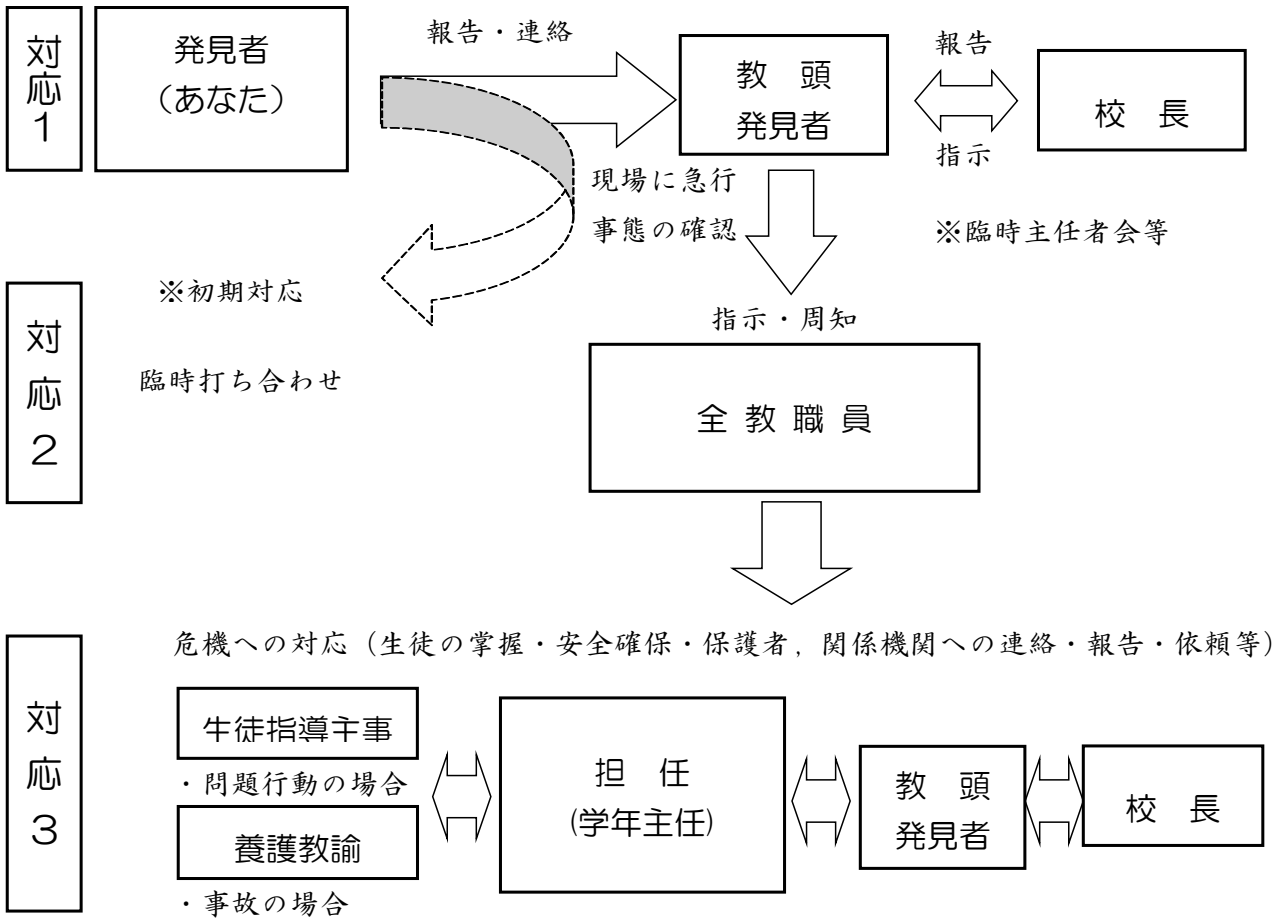
### 保護者への引き渡しをする場合

- ①津波がない地震 (5強以上) の場合
- ②津波注意報・警報の場合  
(引き渡しは互理小で注意報・警報解除後)
- ③その他の災害や事件等で必要な場合  
※保護者への引き渡しをする場合は、いづれもメール配信で知らせる。

p.8

## IV-1 事故等発生時の対応の基本

### (1) 非常時の基本的な校内体制（原則）



### 非常時の教師の心構え

- 1 指揮命令の遵守・・・勝手な行動はしない。
- 2 生徒の把握・・・生徒を完全に掌握する。安全確保。
- 3 正確な判断・・・状況を的確に判断する。
- 4 簡単明瞭な指示・・・毅然たる態度で，簡潔に指示する。
- 5 誠意ある対応・・・被害者・保護者・通報者等

※ 外部(報道機関等)への対応・・・窓口の一本化（原則として教頭）  
電話取材には原則として応じない。どうしても応じなければなら  
ない場合は，報道機関名，役職名，個人名，電話番号を確認し，  
こちらからかけ直す。

- ・いつ・誰が・どこにいるのかをはっきりと
- ・生命最優先の迅速な行動を

## IV-3 不審者侵入時の対応と避難誘導

### (1) 不審者侵入対策規定 [敷地内及び校舎内への侵入]

#### 第1条 (目的)

この規程は本校における不審者侵入の緊急事態へ万全の対応を期し、もって被害の回避や軽減を図るとともに、生徒に対する安全教育を推進することを目的とする。

#### 第2条 (日常的な予防対策)

不審者侵入を早期に発見し対応するために、日常的に講じる予防対策は下記による。

- 1 来校者への受付、名札の着用推奨
- 2 校内巡視計画 (別紙) による教職員の校内巡視
- 3 Google Meet による教室の常時モニタリング (管理職)
- 4 緊急時の連絡手段の確保…全教室 (プール含む) に職員室直通の内線電話を設置
- 5 校門の管理

- 南門及び北門…**開門**: 登校時間前 **閉門**: 職員退勤時  
北東門…給食関係の車両がその都度門を開閉  
東門…常時閉鎖
- 生徒が校庭で活動する場合 (保体の授業, 昼休み等) は、南門及び北門を閉める。活動終了後に、再度開門する。
- 部活動の時間帯は、送迎と重なるので常時開門とする。
- 南門及び北門は、冬季期間中は凍結による破損防止のため、常時開門とする。

- 6 校舎入口の管理…1階エレベーターホールの出入口2カ所は、常時施錠。来校者や業者の荷物搬入等、インターホンでの連絡を受けてその都度開錠。
- 7 荒浜中学校区校外指導委員会を中心とした、保護者・地域の関係機関との連携、体制づくり
- 8 通報、関連諸機関への緊急連絡体制の整備と訓練の実施

#### 第3条 (不審者侵入時の緊急対応) ※別表フロー図参照

不審者侵入を早期に発見し対応するために、非常時にとるべき行動は下記による。

- 対応1** 声掛け (あいさつ・用件を聞く 名札未着用の場合は受付に案内)
- 対応2** 不審者チェック (来校目的があいまいな場合、複数名で退去要請)
- 対応3** 隔離・通報 (退去に応ぜず暴力的な場合、不審者として110番通報)
- 対応4** 生徒の安全確保と掌握、避難誘導 (不審者を隔離できなかった場合)
- 対応5** 被害状況の確認と被害拡大防止

#### 第4条 (不審者侵入時の教職員の動き・役割分担)

校長…本部を校長室に置き、全体指揮・外部との対応に当たる。

教頭…緊急事態が発生したことを校長に報告し、すぐに現場に駆けつけ対応に当たる。

発見者、生徒指導主事、男性教職員…不審者への対応に当たる。

教務主任…校長の指示を受け、各学年と連携し、校内放送の対応など全体掌握に当たる。

女性教職員 (学級担任) …生徒の避難・誘導、掌握、安全確保に当たる。

養護教諭…応急手当、医療機関との連絡に当たる。

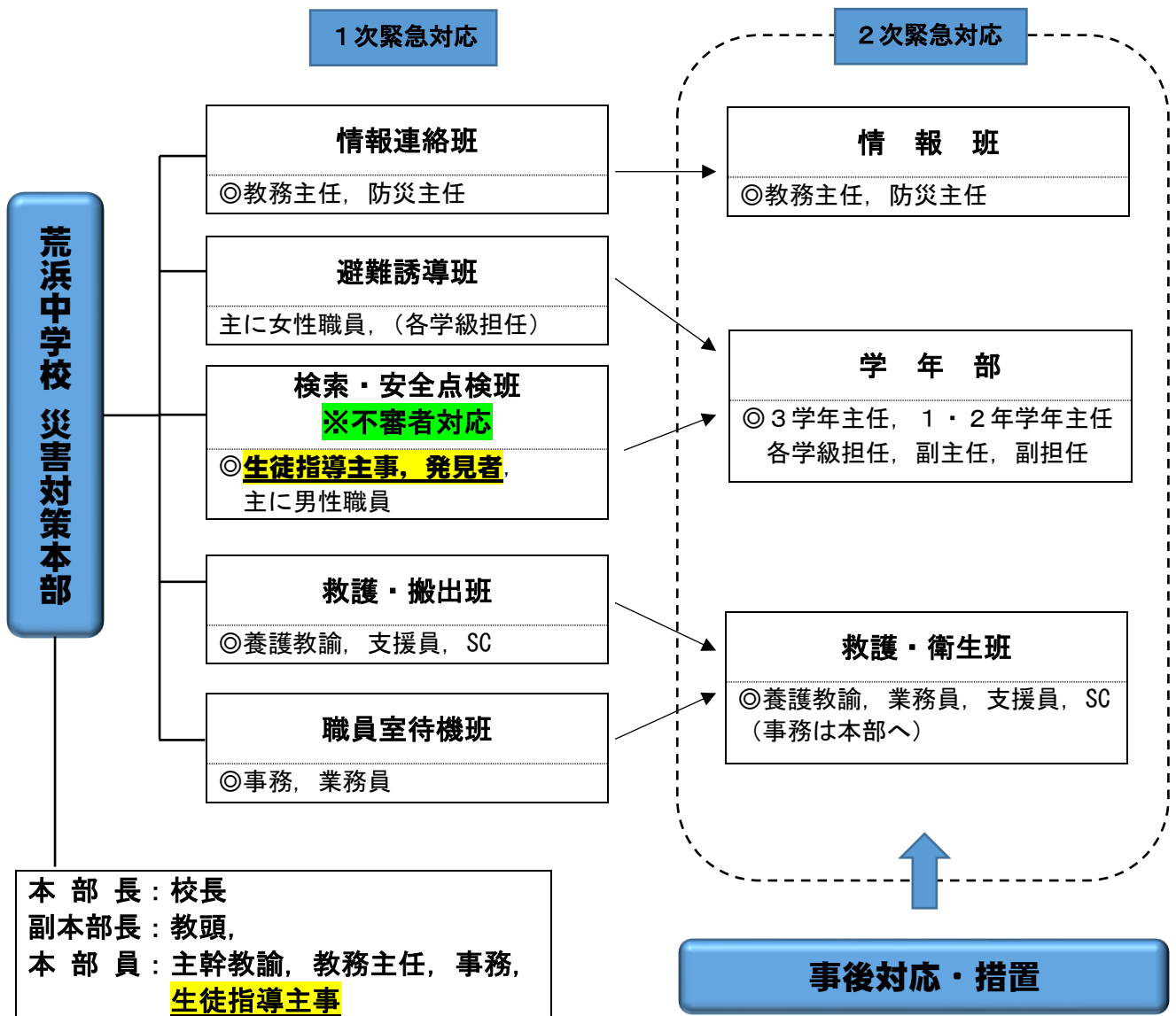
事務…職員室の安全管理。電話対応、記録などに当たる。

#### 不審者侵入等の緊急事態発生時の連絡先

- ・ 荒浜駐在所 35-2150
- ・ 亘理警察署 34-2111 【110】
- ・ 町教育委員会 34-0509
- ・ 亘理消防署 (救急車) 34-1155 【119】
- ・ 病院関係 南東北病院 23-3152

ただちに、荒浜中学校災害対策本部（以下「本部」）を設置し、迅速かつ組織的に災害対応に当たる。

1) 基本編成図【不審者侵入】



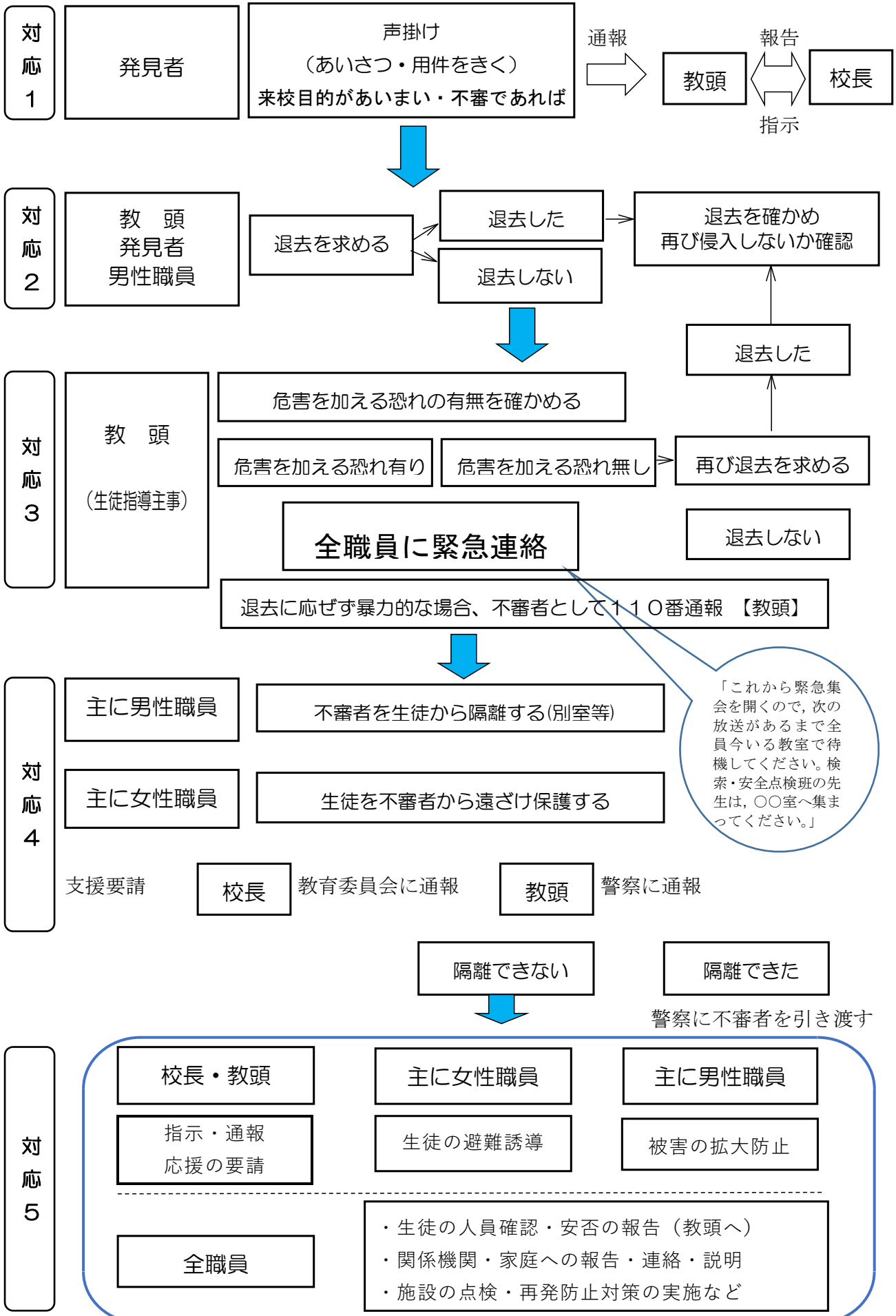
- ※ 本部長（本部）⇔ 各班長 ⇔ 班員 の連絡体制で迅速に業務に当たる。
- ※ 本部長代理順位……①教頭, ②主幹教諭, ③教務主任 ④生徒指導主事
- ※ 事件の状況に応じて、他班の支援体制を考える。（1次緊急対応を優先にする）

2) 各班の業務内容

**一刻を争う容体の負傷者を見つけた場合、  
現場の判断ですぐ救急車を要請!**

班名	業務内容	事後対応・措置
本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体指揮</li> <li>・関係諸機関への通報・連絡・支援要請 (110番, 119番, 町教育委員会, PTA等)</li> <li>・校内放送等による連絡や指示, 支援要請</li> <li>・緊急対応の決定</li> <li>・生徒や職員の安否確認状況, 負傷状況の集約</li> <li>・事件の状況把握, 情報集約</li> </ul>	<p><b>本部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体指揮</li> <li>・関係諸機関との連携 (警察, 町教育委員会, PTA等)</li> <li>・外部からの窓口の一本化</li> <li>・被害家族への連絡・対応</li> <li>・事故報告書の作成</li> <li>・教育再開準備</li> <li>・保護者への説明(保護者会の実施等)</li> </ul> <p>【※ 報道機関への対応は町教委に一本化する。】</p>
情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒及び事件発生状況の確認, 記録</li> <li>・各班との連絡・調整</li> <li>・状況に応じて, 検索・安全点検班への合流</li> </ul>	<p><b>情報班</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メール配信による保護者への連絡</li> <li>・保護者への生徒の引き渡し (引き渡しカード)</li> <li>・帰宅困難な生徒の保護, 及び家庭への連絡</li> <li>・安全対策, 再発防止策の実施</li> <li>・連絡・通信体制の再点検</li> <li>・情報の収集・整理</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒を不審者から遠ざけ, 身の安全を確保する (ベランダ等最寄りの施設できる場所に避難) ※ベランダに身を伏せてカーテンを閉めるなど, 不審者から生徒が見えないようにする。</li> <li>・生徒の掌握, 安否確認</li> <li>・生徒の安否確認状況と負傷状況を本部へ報告</li> </ul>	<p><b>学年部</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒への対応, ケア</li> <li>・関係者からの聞き取り調査, 及び記録の累積</li> <li>・保護者への対応</li> </ul>
検索・安全点検班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者への対応, 防御 (警察が到着するまでの時間を稼ぐ。直接対決はしない。)</li> <li>・不審者を生徒から隔離(別室等へ)</li> <li>・逃げ遅れた生徒がいないか校舎内を検索 (【ピロティール・体育館】: 1学年担当 【2階】: 2学年担当 【3階・西階段の屋上手前】: 3学年担当)</li> <li>・校舎内外施設の被害状況の確認と本部への報告</li> </ul>	
救護・搬出班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷者, 被救護者の救出, 応急処置</li> <li>・負傷者, 危険箇所等の通報, 応援依頼</li> <li>・救急車搬送の付き添い</li> </ul>	<p><b>救護・衛生班</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒, 保護者の心のケア (医療機関・SC・SSW等との連携, 必要に応じて専門機関の紹介)</li> <li>・災害共済給付等の請求</li> <li>・職員室安全管理</li> </ul>
職員室待機班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話対応, 職員室安全管理(必ず1名は待機)</li> <li>・校外へ避難した生徒の掌握</li> </ul>	

(2) 不審者侵入時の緊急対応



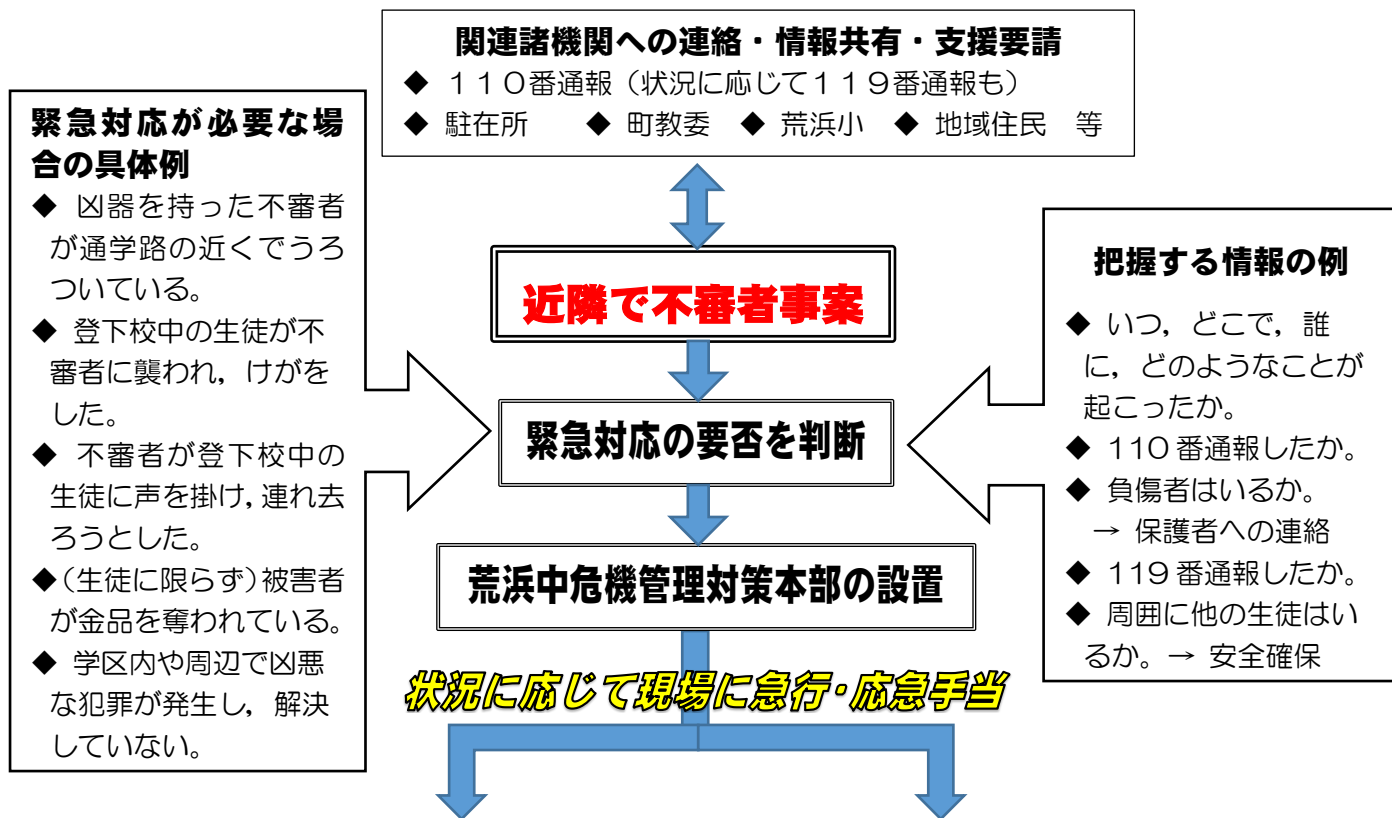





# IV-4 登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応

※『地震・津波対応マニュアル』津波のない地震発生時の対応に準じる。

※ 教職員の動き・役割分担は、不審者侵入時の対応に準じる。

教員の担当地区は、教職員の動員体制に示す通りである。



事案発生時	不審者確保，殺害予告等の間接的脅迫等	不審者未確保
登校中 	職員が各担当地区を巡視 + メール配信で対応をお知らせ・注意喚起 職員が <b>荒中へ</b> 避難誘導 ◆地区担当職員による巡視，街頭指導の上，通常通り下校 ◆下校時刻をメール配信	メール配信でお知らせ ◆保護者への引き渡し。迎えが来るまで，生徒は荒中で保護。【引き渡しカード】
在校時 	緊急全校集会（体育館）…概要と今後の対応を説明・指示 メール配信で対応をお知らせ ◆地区担当職員引率で集団下校 下校時刻を保護者に知らせ，その時まで迎えに来た保護者へは，生徒を引き渡す。【引き渡しカード】 ◆職員が各担当地区を巡視	メール配信でお知らせ ◆保護者への引き渡し。迎えが来るまで，生徒は荒中で保護。【引き渡しカード】
下校中 	職員が各担当地区を巡視 + メール配信で対応をお知らせ・注意喚起 職員が <b>自宅へ</b> 避難誘導 ◆状況に応じて，安否確認の実施	生徒は施錠して自宅待機
休日 夜間 登校前 下校後	◆家庭での対応（施錠 不要不急の外出は控える） ◆状況に応じて，安否確認の実施 ◆保護者へメール配信で対応をお知らせ ◆登校前の場合，必要に応じて自宅待機の要請	

## V-1 避難所運営計画

### (1) 避難所開設・運営の手順

避難所は、荒浜中学校避難所運営本部が自主運営に当たり、町長部局職員が担当する。しかし、災害発生初期の段階においては、町長部局職員による対応が困難な場合も想定されるため、教職員がリーダーシップを取ることになる場合も生じてくる。その際には3日以内に段階的に引き継ぐようにする。

活動	担当	教職員の業務
<b>第1段階 災害発生→生徒第1次避難完了</b>		
学校災害対策本部設置指示	校長	避難所開設支援班編成
校舎内外安全確保 避難所・立ち入り禁止区域確保	検索・安全点検班	行方不明生徒捜索 校舎被害状況確認・ガス、水道、薬品等点検 避難所使用区域の明示 立ち入り禁止区域等の明示
避難者への対応	施設班	避難者を校庭（体育館）に集める 適切な説明と指示、情報提供
<b>第2段階 避難所開設</b>		
入所指示	施設班	高齢者や健康面で配慮を要する避難者に配慮
名簿作成	情報班	避難者名簿作成・配付
避難所運営本部設置指示	校長	自治会長や避難者代表と協議
避難所開設	情報班	正確な情報の収集・整理 掲示板等設置 公衆電話設置依頼
	物資班	避難所専用物資配給
	物資班	飲料水・生活用水の確保 食事・食料の配給（共同炊き出し） トイレの状況確認
	救護衛生班	仮設トイレ設置依頼・応急トイレ設置
	救護衛生班	医療救護所の設置 傷病者・高齢者への対応

活 動	担 当	教職員の業務
<b>第 3 段階 避難所運営支援</b>		
避難所自治組織づくり	本部	町災害対策本部・自治会長との協議
ボランティア受け入れ	本部	受け入れ体制の整備と受け入れ業務支援
避難所の安全確保と秩序維持	施設班	巡視・宿直当番の編成と見回り 避難所のルールづくり
避難者適応支援	救護衛生班	不安・ストレス・心のケア
<b>第 4 段階 教育活動再開へ向けて</b>		
生徒の安否，被害状況把握	施設班	電話や家庭訪問により生徒・保護者の安否情報を把握する。
校舎等の安全確認・整備	物資班	生徒の教科書・文房具等の紛失，焼却状況を把握する。教育委員会に報告。 授業再開に必要なスペースの安全確認，整備，教室の確保。
通学路の安全確認	施設班	生徒が安全に通学できるよう，通学路の安全確認をおこなう。
授業再開時期の決定	本部等	教育委員会と協議の上，授業再開のめどをたてる。授業再開時期を保護者等へ周知徹底する。掲示，口コミ等を利用。
応急教育計画の作成	本部等	平常時と同様な教育活動が行えない場合も，可能な範囲の教育活動の維持，推進を図る。
転出入に伴う学籍変更等	本部等	登校する生徒の人数に応じた応急教育を実施する。避難先により学籍の変更が必要になる。保護者に周知徹底し，手続きを取らせる。
<b>第 5 段階 学校正常化へ向けて</b>		
避難所の撤収	全職員	円滑な移行 入所者の状況に配慮
学校再開業務	全職員	安全確保

## (2) 様式③ 避難所施設利用計画（開放スペース）

亙理町立荒浜中学校【**内陸型地震、大規模火災時の避難所**】

### ■基本事項

	担 当	備 考
施設責任者	責任者腕章を装着しているもの	初動：町職員・施設管理者 中期：住民代表
施設管理者	荒浜中学校長	校長不在の場合は、教頭、主幹、教務、防災主任の順で配置
鍵の保有者	町教育委員会 TEL：0223-34-0509 荒浜中学校 TEL：0223-35-2425	
開鍵と安全確認 (平日・日中)	開 錠：荒浜中学校教職員 安全確認：荒浜中学校教職員	町職員到着までは、施設管理者が責任者となり、準備・解説運営を行う。町職員が到着した場合は随時引き継ぎ、町職員指示のもと作業にあたる。
開鍵と安全確認 (祝日・夜間)	開 錠：町職員と教職員で早い方 安全確認：町職員と教職員で早い方	教職員が後から到着した場合は、町職員の指示を仰ぎ、随時作業に従事する。教職員の方が早い場合は、上記の通り。
住民代表者	避難区の区長の中から選出	避難所開設の段階から名簿作成等の協力をもらう。
後方支援者	荒浜地区まちづくり協議会 TEL：0223-36-8189	荒浜東部地区が主体となり、各区への支援要請等を行う

### ■スペース配置計画

用途	具体的な場所	留意点	
◎第一次避難スペース	体育館		
◎第二次避難スペース	美術室	・避難スペースが不足する場合 →多目的室	
◎特別の配慮が必要な人 (要援護者)の部屋	くろまつ学級, 生徒会室	・廊下からの目隠し, 休憩スペースあり	
避難所 運営用	◎運営本部・受付	体育館入口側付近	・避難スペースの玄関近くに設置
	◎広報場所	体育館入口側内壁	・災害対策本部等からの情報伝達用「広報掲示板」と避難所運営用「伝言板」の設置
	会議場所	体育館ステージ	・避難所運営組織等のミーティング場所（事務室等）
救護 活動 用	◎救護所	会議室	・救護テントの設置や保健室の利用
	◎育児室・乳児室	はまかぜ学級	・就寝場所から離れた場所を確保 ・廊下からの目隠し, 休憩スペースあり
	※物資等の保管場所	図書室	・原則として鍵のかけられる場所
	※物資等の配布場所	体育館	・天候に左右されない場所
避難所 生活用	◎更衣室（兼授乳場所）	体育館男女更衣室	・個室または仕切りの確保
	※相談所	相談室	・プライバシーが守られる場所（個室）
	※休憩所	音楽室	・共用の多目的スペースとして設置
	※調理場（電気調理器具）	家庭科室	・電気ポット等の設置（電気復旧後）
屋外	仮設トイレ	校舎外トイレ西側付近	・就寝場所においが届かない所, 尿収集車の進入しやすい所, 就寝場所から壁伝いで行ける（高齢者等が行きやすい）所 ・特に女性や子どもの安全・安心に配慮
	◎ゴミ集積所	荒浜中ゴミ倉庫	・就寝場所においが届かない所, ゴミ収集車が進入しやすい所 ・調理室など, 衛生に関して十分に注意を払わなければならない場所から離れたところ ・直射日光が当たりにくく, 屋根のあるところ
	物資等の荷卸し場	校舎2階北側出入口	・トラックが進入しやすい所（屋外に仮設テント等を設置） ・校舎2階北側に, 直接車両の横付けが可能
	※炊事・炊き出し場	校舎昇降口階段下水道東側	・避難者が炊事, 炊き出しができる仮設設備等を設置
	※洗濯・物干場・仮設風呂	プール東側アスファルト	・トラックが進入しやすく, ボイラー等の使用や排水の確保ができる場所, 女性用の洗濯物干場の確保
	◎駐輪場・駐車場	1・2年生用駐輪場, 校庭	・自動車は, 一時利用のみ。・ピロティには駐車しない。
	◎ペット飼育場所	テニスコート	・原則として, 屋外に設置

◎ 避難所開設当初から設ける必要がある場所 ※ 中期以降に必要となる場所

### ■特記事項

- ・本校は、津波や風水害の時は避難所とならないが、緊急一時避難場所になり得る。ただし、その際は町職員・教職員とも敷地内に立ち入ることができないので、開錠（北・東非常階段階段使用）・安全確認とも避難者自らが行うことになる。
- ・避難所開設時は、体育館の災害用電話回線を使用し、災害用電話4台（印刷室）を設置する。
- ・学校再開によって、避難所や駐車場が変更となる。その都度協議する。

(3) 備蓄品目・数量と保管場所一覧

R5. 7. 21現在

**職員室前** AED 1

**中央階段屋上入口**

**1) 緊急時備品**

番号	品名	個数	備考
1	ベスト	10着	
2	多機能クロック（手回しラジオ・LED付）	1個	
3	バインダー	5個	
4	引き渡しカード・生徒名簿	1冊	
5	行政区表示	1式	
6	雪かき	1個	
7	透明ビニール袋（大）	3枚	
8	災害時多機能言語表示	1冊	
9	避難者名簿記入用紙	1冊	
10	ぞうきん	3枚	

**西階段屋上入口**

**1) 緊急時備品**

番号	品名	個数	備考
1	避難所運営本部表示	1式	
2	ハンドマイク（サイレン付）	1個	
3	避難誘導棒（乾電池付）	3個	
4	ベスト	10着	
5	LED懐中電灯	1個	
6	多機能クロック（手回しラジオ・LED付）	1個	
7	スリッパ	10足	
8	ぞうきん	3枚	
9			
10			

**3階教材室（東）**

**1) 緊急時備品**

番号	品名	個数	備考
1	ライフジャケット	100着	
2			
3			
4			
5			

**2) 非常食, 飲料水**

番号	品名	個数	備考
1	水 [500ml×24本]	38箱	
2	洋風リゾット 25袋	12箱	
3	和風リゾット 25袋	12箱	
4			
5			

**3) 避難者の生活用品備蓄 (飲食用以外)**

番号	品名	個数	備考
1	紙コップ	200個	
2	生活用水 (期限切れ水) 2L	214本	
3	生活用水 (期限切れ水) 600ml×24本	10箱	
4	不織布マスク	1400枚	
5	アルコール消毒 400ml	10個	
6			
7			
8			
9			
10			

**4) 避難所運営用品**

番号	品名	個数	備考
1	避難所運営セット一式 軍手・乾電池・ローソクゴミ袋・トラロープ 文房具類・ブルーシート・町内地区名プレート等	1セット	緑色のRVボックス
2			
3			

**3階教材室 (西)** 毛布 110枚**保健室前倉庫**

担架…1

折りたたみベッド…2

**保健室**

番号	品名	個数	備考
1	救急用品	1式	
2	車椅子	1	
3	ベッド	3	
4	布団	2	
5	毛布	3	
6	タオルケット	3	
7	バスタオル	5	
8	タオル	20	
9	衛生用品 (トイレトーパー等)		
10			

**1) 緊急時備品**

番号	品名	個数	備考
1	ゴムボート船外機	1機	入口前
2	保温マット	80枚	更衣室
3	ゴムボート本体	1艇	器具庫
4			
5			

**2) 避難者の生活用品備蓄（飲食用以外）**

番号	品名	個数	備考
1	保温マット	240枚	ギャラリー
2	毛布	230枚	ギャラリー
3			
4			
5			

**非常用コンセント**

体育館…2箇所

保健室…1箇所

## VI-1 被災状況調査

調査日時	年 月 日 ( 午前・午後 )			時 分 ごろ
調査記録者 氏名				
生徒氏名	年 組	ふりがな 氏 名	男・女	ほごしやしめい 保護者氏名
現在地	自宅・避難所 ( 巨理小・逢隈小 ) ・その他 ( )			
連絡先・方法	携帯電話① [ ] - -		携帯電話② [ ] - -	
	携帯電話③ [ ] - -		家電話	
	その他			
生徒の同行者				
安否状況	生存 ・ 確認中 ・ 行方不明 ・ 死亡 ( 原因 : )			
① 外傷の有無 ( <u>有</u> ・ 無 )	↳ [ 部位 : ] [ 種類 : 擦過傷・裂傷・打撲・ねんざ・骨折・切断・やけど・その他 ( ) ] [ 搬送先 : ]			
② 心身の状況	( <u>所見あり</u> ・ 特になし ) ↳			
③ 自宅の状況	( 安全 ・ 一部損壊 ・ 半壊 ・ 全壊 ・ 火災 ・ その他 )			
④ 周辺の状況	通行の可否 ( 可 ・ 否 )			
	その他の情報			
⑤ 救助の要否	( <u>緊急で必要</u> ・ <u>必要</u> ・ 不要 ) ↳ [ 内容 : ]			
⑥ その他・メモ 今後の動き等				



すぐ取り出せる場所に  
保管をお願いします

# 地震・津波対応マニュアル【教職員用】

揺れが弱くても、1分以上なら  
津波の危険！迷わず避難を！

巨理町立荒浜中学校

津波がない**地震のみ**発生 → 避難所：荒浜中学校・巨理小学校・逢隈小学校

	震度 4	震度 5 弱	震度 5 強以上
登校中 	職員が各担当地区を巡視 + メール配信で対応をお知らせ 別紙：個人避難マニュアル参照		
	◆安全に留意して登校	◆安全に留意して登校	◆保護者への引き渡し。迎えが来るまで、生徒は荒中で保護。【引き渡しカード】
在校時 	生徒に身の安全を守らせ【あ・お・た・い】、安全な場所へ避難誘導		
	◆授業継続 or 安全に留意して下校	◆職員が各担当地区を巡視の上で、下校	◆保護者への引き渡し。迎えが来るまで、生徒は荒中で保護。【引き渡しカード】
下校中 	別紙：個人避難マニュアル参照 ◆職員が各担当地区を巡視し、安全確保に努めた上で下校 ◆家庭での対応 ◆状況に応じて、安否確認の実施 ◆保護者へメール配信で対応をお知らせ		
休日 夜間 登校前 下校後	◆家庭での対応 ◆状況に応じて、安否確認の実施 ◆保護者へメール配信で対応をお知らせ ※配慮が必要な生徒へは、学年が個別に連絡・対応をする		

**地震+津波注意報・警報** 発表 → 避難所：巨理小学校・逢隈小学校

	津波注意報	津波警報、避難指示
登校前	◆家庭の判断で避難 メール配信で対応をお知らせ	◆生徒は家族と避難！
登下校中 	別紙：個人避難マニュアル参照 ◆生徒は自力で巨理小学校へ避難 ※荒中への避難は切迫下のみ ※すでに登校した生徒は「在校時」の対応で避難 ◆職員は担当地区に行き、巨理小方面へ避難誘導 ※職員も、津波到達時刻より前に巨理小へ避難 ◆安否確認の実施 ◆保護者へメール配信で対応をお知らせ	
在校時 	◆注意報・警報解除後、巨理小で保護者への引き渡し【引き渡しカード】 ※注意報・警報が解除されるまで、生徒は学校で保護する。保護者への引き渡しはしない！	
在校時 	津波到達まで 45分以上時間が ない → 荒中の屋上に垂直避難 ある → 自転車で巨理小学校へ避難 (徒歩・車通学者は職員の車で)	◆保護者へメール配信で対応をお知らせ ◆注意報・警報解除後、巨理小で保護者への引き渡し【引き渡しカード】 ※注意報・警報が解除されるまで、生徒は学校で保護する。保護者への引き渡しはしない！
休日 夜間 下校後	◆家庭の判断で避難 ◆家庭での対応 ◆状況に応じて、安否確認の実施 ◆保護者にメール配信で対応をお知らせ ※配慮が必要な生徒へは、学年が個別に連絡・対応をする	◆生徒は家族と避難！

## 安否確認の方法について




- ① 職員が直接会って行う安否確認（避難所）
- ② 安否確認メールによる安否確認（保護者からのメール返信）
- ③ メールで返信できない場合は、荒浜中携帯電話080-1690-7816 への連絡による安否確認

通学かばんに入れて、  
常に持ち歩こう

# 地震・津波対応マニュアル【生徒用】

揺れが弱くても、1分以上なら  
津波の危険！迷わず避難を！

巨理町立荒浜中学校

津波がない地震のみ発生 → 避難所：荒浜中学校・巨理小学校・逢隈小学校			
	震度4	震度5弱	震度5強以上
登校中 	先生が地区を巡視し、安全確保や避難誘導をします 別紙：個人避難マニュアルをもとに行動 身の安全を守る【あ・お・た・い】+ 防災無線をよく聞く ↓ 安全に気をつけて登校		◆保護者への引き渡し 迎えが来るまで、生徒は荒中で待機
学校にいる時 	身の安全を守り【あ・お・た・い】、先生の指示で安全な場所へ避難 ↓ 安全に気をつけて下校 or 授業継続		◆保護者への引き渡し 迎えが来るまで、生徒は荒中で待機
下校中 	先生が地区を巡視し、安全確保や避難誘導をします 別紙：個人避難マニュアルをもとに行動 身の安全を守る【あ・お・た・い】+ 防災無線をよく聞く ↓ 安全に気をつけて下校		
	◆下校後は、家族(いない時は近所の人)と一緒に行動しよう。 ◆状況に応じて、先生が安否確認をします。 ◆今後の対応は、保護者へのメール配信でお知らせします。 (防災無線や町のエリアメール等の情報にも注意しよう)		
休日 夜間 登校前 下校後	◆家族(いない時は近所の人)と一緒に行動しよう。 ◆状況に応じて、先生が安否確認をします。 ◆今後の対応は、保護者へのメール配信でお知らせします。 (防災無線や町のエリアメール等の情報にも注意しよう)		

地震+津波注意報・警報 発表 → 避難所：巨理小学校・逢隈小学校		
	津波注意報	津波警報、避難指示 <b>すぐ逃げる</b>
登校前	◆安全な場所へ避難(家族の判断で) 保護者へのメール配信で対応をお知らせ	◆ただちに避難を！ <b>すぐ逃げる</b>
登下校中  	別紙：個人避難マニュアルをもとに行動 身の安全を守る【あ・お・た・い】+ 防災無線をよく聞く ◆生徒は自力で巨理小学校へ避難 ※荒中への避難は切迫下のみ ※すでに登校した生徒は「在校時」の対応で避難 ◆先生が地区を巡視し、巨理小へ避難誘導します。 ◆安否確認の実施 ◆学校から保護者へメール配信 ◆注意報・警報解除後、巨理小で保護者への引き渡し ※注意報・警報が解除されるまで、生徒は学校で待機します。保護者への引き渡しは行いません。	<b>すぐ逃げる</b>
学校にいる時 	津波到達まで ない → 荒中の屋上に垂直避難 45分以上時間が ある → 自転車で巨理小学校へ避難 (徒歩・車通学者は先生の車で) ◆学校から保護者へメール配信 ◆注意報・警報解除後、巨理小で保護者への引き渡し ※注意報・警報が解除されるまで、生徒は学校で待機します。保護者への引き渡しは行いません。	<b>すぐ逃げる</b>
休日 夜間 下校後	◆安全な場所へ避難(家族の判断で) ◆家族(いない時は近所の人)と一緒に行動しよう。 ◆状況に応じて、先生が安否確認をします。 ◆今後の対応は、保護者へのメール配信でお知らせします。 (防災無線や町のエリアメール等の情報にも注意しよう)	◆ただちに避難を！ <b>すぐ逃げる</b>

荒浜中学校携帯電話

080-1690-7816

家族の連絡先

【   】

家族との集合場所

御家庭の目に付く場所に保管をお願いします

# 地震・津波対応マニュアル【保護者用】

揺れが弱くても、1分以上なら津波の危険！迷わず避難を！

巨理町立荒浜中学校

津波がない地震のみ発生 → 避難所：荒浜中学校・巨理小学校・逢隈小学校			
	震度 4	震度 5 弱	震度 5 強以上
登校中 	職員が地区を巡視 + メール配信で対応をお知らせ 別紙：個人避難マニュアル参照		
	職員が荒中へ避難誘導	メール配信でお知らせ	
	◆安全に留意して登校	◆安全に留意して登校	◆保護者への引き渡し。迎えが来るまで、生徒は荒中で保護します。
在校時 	学校の避難計画に沿って生徒の安全を確保		
	メール配信で対応をお知らせ		メール配信でお知らせ
	◆授業継続 or 安全に留意して下校	◆職員が地区を巡視の上で、下校	◆保護者への引き渡し。迎えが来るまで、生徒は荒中で保護します。
下校中 	◆職員が地区巡視を行い、下校途中の生徒の安全確保に努めます。 ◆家庭での対応をお願いします。 ◆状況に応じて、安否確認の実施 ◆メール配信で対応をお知らせ（防災無線や町のエリアメール等の情報にも留意を）		
休日 夜間 登校前 下校後	◆家庭での対応をお願いします。 ◆状況に応じて、安否確認の実施 ◆メール配信で対応をお知らせ（防災無線や町のエリアメール等の情報にも留意を）		

地震+津波注意報・警報 発表 → 避難所：巨理小学校・逢隈小学校		
	津波注意報	津波警報、避難指示 <b>すぐ逃げる</b>
登校前	◆できるだけ避難してください(ご家庭の判断で)。 メール配信で対応をお知らせ	◆ただちに避難を！ <b>すぐ逃げる</b>
登下校中 	別紙：個人避難マニュアル参照	
	◆生徒は自力で巨理小学校へ避難 ※荒中への避難は切迫下のみ ※すでに登校した生徒は「在校時」の対応で避難 ◆職員が地区を巡視し、巨理小へ避難誘導 ◆安否確認の実施 ◆メール配信で対応をお知らせ（防災無線や町のエリアメール等の情報にも留意を） ◆注意報・警報解除後、巨理小で保護者への引き渡し ※注意報・警報が解除されるまで、生徒は学校で保護します。保護者への引き渡しは行いません。	
在校時 	津波到達まで ない → 荒中の屋上に垂直避難 <b>すぐ逃げる</b> 45分以上時間が ある → 自転車で巨理小学校へ避難 (徒歩・車通学者は職員の車で)	
	◆メール配信で対応をお知らせ（防災無線や町のエリアメール等の情報にも留意を） ◆注意報・警報解除後、巨理小で保護者への引き渡し ※注意報・警報が解除されるまで、生徒は学校で保護します。保護者への引き渡しは行いません。	
休日 夜間 下校後	◆できるだけ避難してください(ご家庭の判断で)。 ◆家庭での対応をお願いします。 ◆状況に応じて、安否確認の実施 ◆メール配信で対応をお知らせ（防災無線や町のエリアメール等の情報にも留意を）	◆ただちに避難を！ <b>すぐ逃げる</b>

## 安否確認の方法について

- 職員が直接会って行う安否確認（避難所）
- 安否確認メールによる安否確認（メールに返信してください）
- メールで返信できない場合は、荒浜中 79 帯電話 080-1690-7816 への連絡による安否確認